

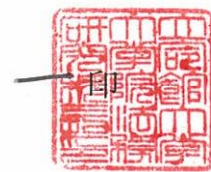
# 自己点検・評価報告書

2017年8月25日

立命館大学大学院法務研究科(法科大学院)

研究科長 署名欄

和田 真



第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	9
1-4	法科大学院の自主性・独立性	17
1-5	情報公開	19
1-6	学生への約束の履行	21
第2分野	入学者選抜	23
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	23
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	32
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	38
第3分野	教育体制	43
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	43
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	48
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	51
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	55
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	57
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	59
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	64
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	68
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	68
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	75
第5分野	カリキュラム	82
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	82
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	91
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	95
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	98
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	102
第6分野	授業	105
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	105
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	109
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	112
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	117

6-4	国際性の涵養	122
第7分野	学習環境及び人的支援体制	125
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	125
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	128
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	130
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	132
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	136
7-6	教育・学習支援体制	140
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	142
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	146
第8分野	成績評価・修了認定	149
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	149
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	154
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	158
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適格認定)	160
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	160
別紙1	教員個人調書	
別紙2	6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係	166

## 第1 法科大学院の基本情報

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1. 大学（院）名             | 立命館大学院大学院   |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法曹養成専攻 |
| 3. 開設年月               | 平成16年4月     |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者      |             |

氏名	和田 真一
所属・職名	法務研究科 教授（研究科長）
連絡先	075-813-8270

### 5. 認証評価対応教員・スタッフ

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| ① 氏名  | 山口 直也              |
| 所属・職名 | 法務研究科<br>教授        |
| 役割    | 自己点検・評価責任者         |
| 連絡先   | 075-813-8270       |
| ② 氏名  | 北村 和生              |
| 所属・職名 | 法務研究科<br>教授（副研究科長） |
| 役割    | 教務責任者              |
| 連絡先   | 075-813-8270       |
| ③ 氏名  | 多田 一路              |
| 所属・職名 | 法務研究科<br>教授（副研究科長） |
| 役割    | 入試・学生担当責任者         |
| 連絡先   | 075-813-8270       |
| ④ 氏名  | 松本 克美              |
| 所属・職名 | 法務研究科<br>教授        |
| 役割    | 自己評価の教学担当          |
| 連絡先   | 075-813-8270       |
| ⑤ 氏名  | 島田 志帆              |
| 所属・職名 | 法務研究科<br>教授        |
| 役割    | 自己評価の教学担当          |
| 連絡先   | 075-813-8270       |
| ⑥ 氏名  | 山崎 笑               |

	所属・職名	法務研究科 教授
	役割	自己評価の教学担当
	連絡先	075-813-8270
⑦	氏名	山下 正克
	所属・職名	朱雀独立研究科事務室
	役割	事務長
	連絡先	075-813-8270
⑧	氏名	若山 周平
	所属・職名	朱雀独立研究科事務室
	役割	事務長補佐
	連絡先	075-813-8270

〒604-8520  
京都市中京区西ノ京朱雀町1  
立命館大学  
朱雀独立研究科事務室

E-Mail: [rits-ls@st.ritsumei.ac.jp](mailto:rits-ls@st.ritsumei.ac.jp)

TEL: 075-813-8270

FAX: 075-813-8271

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2016年度第3回自己評価委員会（2016年12月13日、委員長：北村 和生、委員：山口 直也、多田 一路、松本 克美、島田 志帆、山崎 笑）にて、「自己点検・評価報告書」の作成分担および関連スケジュールについて決定し、特にボリュームが大きい教学分野については、教務委員会（2017年1月17日および3月7日）でも分担を確認した。

その後、2017年度自己評価委員会（委員長：山口 直也、委員：多田 一路、松本 克美、島田 志帆、山崎 笑、オブザーバーとして、和田 真一（研究科長）、北村 和生（副研究科長））の体制の下、各担当者から集まった原稿について、第1回（4月18日）、第2回（5月23日）、第3回（5月30日）、第4回（6月13日）、第5回（6月27日）での点検・確認・調整を行い、原案を作成した。教授会（7月11日）で原案について報告の上、意見交換を行った。

最終案を、教授会（7月25日）にて審議・承認し、さらに第6回自己評価委員会（8月22日）で提出前の最終確認を経て、「自己点検・評価報告書」を確定した。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

##### 1 現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

立命館大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という。）入学試験の受験者用に毎年発行しているパンフレット（以下、「法科大学院パンフレット」とする）にも記載した通り<sup>1</sup>、立命館大学は、「私立京都法政学校」から始まる100年以上の法学教育の歴史と伝統をもちつつ、常に改革を進め多彩な教育・研究資産をもつ総合大学として社会の最先端の課題に取り組んできた。本法科大学院は、こうした立命館大学の伝統と実績、総合性・多様性と進取の精神を受け継ぎ、「21世紀地球市民法曹（Global Citizen Lawyers）」（以下、「地球市民法曹」又は「GCL」とする）の養成を目指している。このGCLとは、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において公共性の担い手として活動する法曹を意味する。

第1に、「地球市民法曹」は、グローバルな視点を有する法曹である。グローバル化の進展によって、世界をフィールドに活躍する法曹が求められているだけでなく、地域に奉仕する法曹であっても、身近に起こる法的問題を地球規模の広がりの中でとらえ、対応することが求められている。市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹こそ、今もっとも必要とされている。

第2に、「地球市民法曹」は、法曹としてのさまざまな専門分野をもって活躍する法曹である。社会の法に対する需要が増大、多様化する21世紀においては、法曹は、国際取引、知的財産法、税、環境保護、刑事弁護、家事法務等々、なんらかの専門分野をもつ必要があり、さらに、今後は、狭義の法曹としてだけでなく、企業や官庁において活躍する法曹も増えるであろう。本法科大学院は、院生が各自の描く専門法曹になっていくために専門性を身につける仕組みを有している。

第3に、「地球市民法曹」は、鋭い人権感覚を有し、公共性の担い手として活躍する法曹である。法曹は、鋭い人権感覚、すなわち「かけがえのない人生

<sup>1</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット2頁

本学では2017年度に実施する2018年4月入学者向けの入学試験を「2018年度入試」としており、パンフレットや入試要項類での表記を2018年度としている。したがって、2018年度法科大学院パンフレットは、2017年度に広報に使用する最新版である。



を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」(司法制度改革審議会意見書)を有していなければならないし、法の定立・運用に関わることは公共性の実現に関わることでありという自覚がなければならない。法の役割がますます重要なものとなる今日、法曹にはこうした資質がますます求められている。本法科大学院が養成すべき法曹像に「市民」という用語を用いている意味はここにもある。

## (2) 法曹像の周知

「地球市民法曹」という本法科大学院の法曹像は、法科大学院パンフレットや、法科大学院ホームページ<sup>2</sup>、学修要覧<sup>3</sup>等で周知している。

### ア 教員への周知, 理解

本法科大学院で養成しようとする法曹像は、教授会における周知のほか、学内から出講する教員、客員・非常勤教員および事務職員に対しても、上記の法科大学院パンフレットや法科大学院のホームページ等を通じて、周知と理解を図っている。

### イ 学生への周知, 理解

学生に対しても、本法科大学院で養成しようとする法曹像は、上記の「法科大学院パンフレット」や法科大学院のホームページ、学修要覧等を通じて、さらには入学式での研究科長の言葉やその後のオリエンテーション等を通じて、周知と理解を図っている。

また、学生が本法科大学院が目指す法曹像により日常的に触れられるよう、自習室でのポスター掲示、資料の開架を行っている。

### ウ 社会への周知

社会一般などの学外についても、法科大学院パンフレットや法科大学院ホームページ等を通じて、周知と理解を図っている。また、法科大学院進学希望者に対しては、各種の進学相談会で、本法科大学院が養成しようとしている法曹像を、毎回、伝えている。

なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生は、今のところ、存在しない。

## (3) 特に力を入れている取り組み

上記(2)ア、イ、ウで述べたように、本学法科大学院が養成しようとする法曹像につき、教員、学生、社会への周知に積極的に取り組んでいる。

## (4) その他

特になし。

---

<sup>2</sup> 法科大学院ホームページ「本学の目指す法曹養成」  
<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/>

<sup>3</sup> 【A4】2017年度学修要覧3頁

## 2 点検・評価

本法科大学院の養成しようとする法曹像である「GCL」は明確なものであると考えている。また、この法曹像は、法科大学院パンフレット、ホームページ（HP）、学修要覧その他で十分周知されている

## 3 自己評価

A

## 4 改善計画

法曹像の明確化・具体化と周知については、とくに改善を要するところはないと考える。

## 1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 現状

#### (1) 本法科大学院の特徴

養成すべき法曹像である「G C L」の養成を、本法科大学院の特徴としている。そして、これを実現するため、第1のグローバルな視点の養成に関しては、アメリカン大学ロースクール(American University Washington College of Law, 以下、「W C L」とする)からの派遣教員による英米法の講義や、その協力の下にワシントンで実施している外国法務演習Ⅰ、提携校であるシドニー大学を中心としたと共同で開講している現代法務特殊講義(HK)(以下、「京都セミナー」とする。)および単位外となるが、京都セミナーに付随して実施される東京セミナーといった科目によって、その実現を図っている<sup>5</sup>。

第2の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の司法試験選択科目については講義4単位と演習4単位を履修できるようにするとともに、「目指す6つの法曹モデル」を提示し、その実現を図っている<sup>6</sup>。

第3の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱおよびエクスターンシップという現場の感覚を学ぶ臨床系科目の選択必修制<sup>7</sup>によって、実現を図っている。これは、本法科大学院の特徴として、受験生、院生、社会に対してアピールしている<sup>8</sup>。

それを追求すべき特徴として設定している理由は、上記の1-1-1- (1) に示した通りである。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

上記1-2-1- (1) に示した特色ある授業が、そのための取り組みである。

#### (3) 取り組みの効果の検証

上記1-2-1- (1) に示した授業での成績評価のほか、各授業につき、参加者あるいは受入機関からアンケートまたは報告書を提出してもらい、教授会に報告されている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

リーガルクリニックⅠ・Ⅱとエクスターンシップを選択必修制にして、すべ

<sup>5</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット6頁

<sup>6</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁

<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/education/model.html/>

<sup>7</sup> 「選択必修制」とは、どれか一つを選択のうえ、必ず履修する必要がある制度。

<sup>8</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット7頁

ての院生に現場の感覚を身に付けてもらうことに、本法科大学院は特に力を入れている。また、WCLとの提携を強化して、将来的には、そのLLMのコースに、希望する修了生を送り出すことを計画している。

#### (5) その他

とりわけリーガルクリニックⅠ・Ⅱやエクスターンシップの実施のために、クリニックを実施する地方公共団体との連携<sup>9</sup>やマス・メディアを通じた宣伝<sup>10</sup>、実習受入先確保のための京都府・大阪府・奈良県の3弁護士会との協定の締結<sup>11</sup>を行っている。

### 2 点検・評価

「GCL」の具体的内容であるグローバルな視点、専門性、人権感覚と公共性の意識という3つの能力を養成するために行っている上記1-2-1に示した取り組みは、他の法科大学院にあまりない、本学の優れた特徴と自負している。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特になし。

---

<sup>9</sup> 【A61】「宇治市とのエクスターンシップ実施に関する覚書」、「豊中市とのエクスターンシップに関する協定書」

<sup>10</sup> 【A44】阪急電鉄フリーペーパー「沿線情報紙TOKK」2017年7月15日号

【A45】京都新聞折込テレビ欄「週刊トマト&テレビ京都」2017年7月21日号

<sup>11</sup> 【A62】「京都弁護士会とのエクスターンシップに関する協定書」、「大阪弁護士会とのエクスターンシップに関する基本合意書」、「奈良弁護士会とのエクスターンシップに関する協定書」参照

## 1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

### 1 現状

#### (1) 組織・体制の整備

本学法科大学院における自己改革にかかわる組織・体制は、内部的には次の2本立てになっている。一つは、教授会のもとにおかれる各種の恒常的な委員会、今ひとつは、適宜、教授会に設置されるワーキンググループ(以下、「WG」とする)や、プロジェクトチーム(以下、「PT」とする)である。

#### ア 各種委員会

本法科大学院教授会(正式名称は、法務研究科教授会)には、法科大学院の教務に関する事項を審議し、必要な議題を教授会に提案、報告する教務委員会が置かれており<sup>12</sup>、日常的な教務事項の処理にあたるだけでなく、教育システム(教育内容・方法)の改善、改革に向けた検討を行っている。教務委員会の委員は各専門分野のバランスに考慮して構成されており、委員長には教務担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部(研究科長と2人の副研究科長で構成)との連携が図られている。教務委員会は、法科大学院執行部と連携しながら、毎年度、教学総括文書<sup>13</sup>(教授会の議を経て、全学の教学委員会に提出)を作成するとともに、教授会に教育システムの改革提案を行い、教授会での議論を踏まえながら改革を実現してきた。2012年度以降の具体的な

<sup>12</sup> 【A5】法科大学院常設委員会内規(以下、「常設委員会内規」という)2条

<sup>13</sup> 【A68】2016年度法務研究科教学総括

改革の内容としては、2016年度カリキュラム改革が挙げられる(→第5分野カリキュラム参照)。

また、法科大学院の入学政策に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う入学政策委員会が、法科大学院教授会に設けられている<sup>14</sup>。入学政策委員会の委員長には、法科大学院入学試験担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部との連携を図っている。入学政策委員会は毎年度、入学者選抜の実状を分析する文書を作成すると共に、入学試験のあり方に関する改革提案を教授会に対して行い、教授会での議論を踏まえて入学者選抜制度を改革してきた。たとえば、社会人の既修コース入試、未修コース入試、学部3回生修了または飛び級入試を決定した(2-1-1参照)。

2005年度より、法科大学院の自己評価活動および認証評価機関から認証評価を受けることにかかわって必要な準備・作業をすすめる自己評価委員会を、法科大学院教授会の下に設置している<sup>15</sup>。自己評価委員会は、具体的には、(ア)法科大学院の自己評価にかかわる事項を検討整理し、教授会に報告するとともに、(イ)認証評価機関から認証評価を受けるに際して必要な準備・作業をすすめる、(ウ)自己評価のための報告書を作成し、教授会に提出する。自己評価委員会は、教授会での審議を経た上で毎年度の自己評価報告書を作成してきた。また、本自己評価報告書の作成の作業を継続してきた。

各年度の自己評価報告書は、教務委員会、入学政策委員会、図書委員会など各委員会が執筆した原案につき自己評価委員会が検討を加えて作成されている。自己評価報告書は教授会において了承されることによって確定する。各委員会は、自己評価報告書をその後の委員会活動、とりわけ改革案の検討に活かしている。

#### イ WG、PT

上記の常設の委員会体制とともに、適宜、諸改革のためのWGやPTを立ち上げてきた。2012年度には「本法科大学院における学生定員およびカリキュラムならびに教員定数のあり方に関するPT」(2012年度第8回法科大学院教授会)を、2017年度には「法科大学院将来構想WG」(2017年度第2回法科大学院教授会)を設置し<sup>16</sup>改革課題を検討している。

#### ウ アドバイザリー・コミッティー

学外からの意見を聴取する仕組みとして、学外の識者によるアドバイザリー・コミッティーを設置している<sup>17</sup>。現在の委員は、諸石光熙(元住友化学工業専務。司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員等を歴任)、赤木文生(元

<sup>14</sup> 【A5】 常設委員会内規9条

<sup>15</sup> 【A5】 常設委員会内規12条

<sup>16</sup> 【A6】 2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25)「法科大学院将来構想WGの設置について」

<sup>17</sup> 【A5】 立命館大学法科大学院アドバイザリー・コミッティー規程

日弁連副会長)の各氏であり、立命館大学学長が任命している。アドバイザー・コミッティー委員に対しては、研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明し、意見を伺っている。また、法科大学院入学記念式典で委員から新入生に法科大学院生としての心構えを説いていただいたりしている<sup>18</sup>。

#### エ 教職員の能力及び資質を向上させる研修等

表記のような研修を行う組織は本学法科大学院としては有していない。ただし、教授会に引き続いて行われる教員集会及びFDフォーラムにおいて、特に研修的な取り組みを行うことがある。近時でいえば、2016年度第2回(2016年12月13日)FDフォーラムを、大学の共通で利用しているコースツール(manaba+R)の使用法、活用方法について、コースツールの制作会社の方や実際に活用している法学部教員を招いて実施したり<sup>19</sup>、2017年3月22日の教授会後の教員集会では、「ジュリナビ」の運営会社である(株)ジュリスティックスを招き、法科大学院修了生の客観的な就職状況、就職指導のあり方についての<sup>20</sup>、2017年2月14日には、大学全体の取り組みの一環であるが、ハラスメント相談室派遣の弁護士の方を講師とし、アカデミックハラスメントについての研修を行った<sup>21</sup>。

職員については、専任職員のみならず、契約職員に対しても、人事課が主催する各種の力量形成のための諸制度が豊富に用意されている<sup>22</sup>。例えば専任職員の研修プログラムとしては、新入職員に対するOJTからスタートし、階層別研修、キャリアデザイン研修、グローバル力量形成研修などがある。この他にも自己研鑽の支援制度があり、研修費用の支給もある。本学の充実した職員研修の代表格として、「大学行政研究・研修センター」が実施する政策立案研修(旧アドミニストレータ養成プログラム)があり、1年にわたり特定のテーマに関する調査・研究・発表等を行っている。法務研究科を担当する職員2名(事務長・事務長補佐)も過去に同研修を受講している。

法科大学院や法曹に関する知識習得を目的とする研修としては、「リーガルクリニック」の法律相談への同行出張、院生の裁判所見学への同行、臨床法学教育学会シンポジウムやジュリナビ関係者向け説明会などへの参加を通じて行っている。また、2015年度に4つの法科大学院(明治大学・法政大学・愛知大学・上智大学)への訪問調査を実施し、法科大学院における職員の役割や課題などについて意見交換を行った<sup>23</sup>。

<sup>18</sup> 【A17】2017年度法科大学院新入生歓迎式典次第

<sup>19</sup> 法科大学院ホームページ「FD活動(2016年度・第2回FDフォーラム報告)」  
[http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/special\\_fd\\_16\\_02.htm](http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/special_fd_16_02.htm)

<sup>20</sup> 【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「ジュリナビ説明会&意見交換会」

<sup>21</sup> 【A6】2016年度第20回法科大学院教授会(2017.2.14)議事録ハラスメント研修 講師:養父知美 弁護士

<sup>22</sup> 【A69】職員に求められる力量・研修体系

<sup>23</sup> 【A32】2015年度法科大学院他大学調査報告書(明治大学・法政大学・愛知大学・上智大学)

## (2) 組織・体制の活動状況

教務委員会は、毎月2回程度、開催されている。主として、カリキュラム改革や毎年の開設科目の確認、成績評価や修了判定に関する異議の申し立て等を審査し、その結論を、執行部を通じて、教授会に提案する。毎回の議事録は作成しており、一年を通じた活動は、毎年の自己評価報告書で報告している<sup>24</sup>。

入学政策委員会は、入試の構造や執行方法等を含む入学者確保のための政策を審議する委員会である。開催密度は入試の時期との関係で季節により異なるが、通年で6回程度開催している。議事録を作成し、一年を通じた活動は、毎年の自己評価報告書で報告している。

自己評価委員会は、主として、本法科大学院の自己評価・点検を担当する委員会である。評価報告書の作成時期を中心として、年に3回程度開催している。議事録を作成し一年を通じた活動は、毎年の自己評価報告書で報告している。

WGやPTは、課題に応じて適宜設置され、短期間（数か月）に集中して検討を行い、教授会に報告するという活動形態である。

アドバイザー・コミティーは、学外の委員から本法科大学院の状況を聴取する機関である。上記のように、研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明し、意見を伺っている。

## (3) 組織・体制の機能状況

### ア 問題の把握，検討，具体的取り組み状況

#### ・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013年度	270	135	2.00
2014年度	314	166	1.89
2015年度	262	134	1.96
2016年度	201	100	2.01
2017年度	157	78	2.01

#### ・過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	130人	57人	43.9%
2014年度	100人	42人	42.0%
2015年度	100人	43人	43.0%

<sup>24</sup> 過去の自己評価報告書は全て法科大学院ホームページで公開している。  
<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/info/evaluation-sefl.html/>



2016年度	70人	30人	42.9%
2017年度	70人	18人	25.7%
平均	94人	38人	40.4%

### ① 教育体制(カリキュラム、授業、教員体制等)の改善

(ア) 教務委員会においてはこの間ほぼ継続的にカリキュラムに関する改革の議論を行い、2013年度から、入試科目から民事訴訟法、刑事訴訟法を外したことに伴う訴訟法科目の改革、民法総合演習、民事裁判総合研究の新設、2014年度から、定員減に伴う先端展開科目の精選、刑事法務演習の見直し、2016年度から、憲法C、刑法C、民法展開演習、刑法展開演習を設置する等により法律基本科目のシームレス化をいっそう推し進め、実務総合演習などのセメスター配置を見直し、定員減に対応するため基礎法学・隣接科目、先端展開科目の科目区分の変更や科目の精選を進めた<sup>25</sup>。

(イ) 2013年度、2014年度、2016年度に始まる改革は、当該年度入学者に対し適切に実施されている(→5-1)。なお、旧カリキュラムが適用される在生学生については必要な経過措置を実施している<sup>26</sup>。

(ウ) 2013年度改革の既修は2015年3月に、未修は2016年3月に完成をし、2014年度改革について既修は2016年3月に完成をしている。2014年度入試で志願者増がみられ、入学者数の維持にも一定の効果を有したと思われるが、2016年度、2017年度の志願者数減、入学者減からすれば、依然厳しい状況にあると言わざるを得ない。

### ② 入学者選抜における競争倍率の確保、③ 定員充足率の確保

(ア) 上記②③については、入学政策委員会で検討を行ってきている。入試制度の改革については、2013年度入試では、編入学試験を新設、2014年度入試では、8月入試を新設、入学検定料の引き下げ(3.5万円→1万円)、2015年度入試では、民法と商法の分離と配点の変更をし、商法の既修単位認定に相応しい内容に改め、C特別方式(社会人未修)、D特別方式(社会人既修)を新設、2016年度入試ではE特別方式(早期卒業、飛び級進学対象。合格者全員に立命館大学法科大学院奨励奨学金給付)を新設、訴訟法オプション試験を新設、飛び級の出願資格を法律科目試験を実施する入試方式に出願する場合には3回生修了時のGPA3.3から3.0への引き下げを行った<sup>27</sup>。このほか、入学試験実施会場の見直し、入試説明会、合格者ガイダンスの開催などを実施し、志願者確保、入学者確保に努めている。

<sup>25</sup> 【A6】 2014年度第16回法科大学院教授会(2014.12.16)議事録「立命館における法曹養成の在り方について(2016年度 法務研究科(法科大学院)カリキュラム改革について(最終案))」

<sup>26</sup> 【A4】 2017年度学修要覧44頁

<sup>27</sup> 【A6】 2014年度第16回法科大学院教授会(2014.12.16)議事録「立命館における法曹養成の在り方について」

(イ) 入学政策委員会、教授会で決定した事項については、すべて当初の予定通り実施している。

(ウ) 入学試験競争倍率、定員充足率のいずれについても、改善を見ていない。適性試験受験者数（法科大学院受験資格者数）が毎年減少しているが、2014年度以降本学法科大学院への受験者はそれを上回る割合で減少を続けている。定員充足率について、特に2017年度未修については、受験者、合格者数の昨年度との比較からは予想外の入学者数（2名）となっており、依然厳しい状況に置かれていると言わざるを得ない。

④ 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

授業アンケート結果については教育研究支援システム（Law school Educational Tool、以下、「LET」とする）に公表し、自己評価報告書、FDフォーラムの結果、FDニューズレターについてはホームページで公開している<sup>28</sup>。また、教学改革や入試改革の情報は、ホームページ、法科大学院パンフレットで公開している<sup>29</sup>。これらについて、一般的に質問や意見を受けることは可能としているが、これまで評価や改善提案を受け、これに基づき対応したことはない<sup>30</sup>。

⑤ 法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

法曹に対する社会の要請の変化をとらえるために、特別の機関は置いていない。教授会またはその下の各委員会等を構成する個人の見聞や情報収集による。そのため、委員会の人員構成を検討するときには、教員の専門分野、研究者教員と実務家教員の割合などに必要な配慮をしている。

以上の教務委員会、入学政策委員会での検討内容は、教授会に提案され、全教員による審議によって決定される。必要であれば、各委員会から教授会に中間報告を行い、全教員の意見を踏まえたものとなるようにしている<sup>31</sup>。

イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取り組み状況

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率
--	------	-----------------------	--------	-----	--------------

<sup>28</sup> 法科大学院ホームページ「FD活動」

[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

<sup>29</sup> 【2018入試】入学試験の主な変更点について\_2018年4月入学

<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/news/article.html?id=36>

<sup>30</sup> 法科大学院ホームページ下部に、「このページに関するご意見・お問い合わせは」として、担当窓口・住所・電話番号・メールアドレスを明記している。

<sup>31</sup> 【A6】教授会での審議条項については、各教授会の議事録参照

2013年度	242人	162人	40人	16.5%	26.8%
2014年度	266人	136人	33人	12.4%	22.6%
2015年度	258人	154人	27人	10.5%	23.1%
2016年度	213人	126人	29人	13.6%	23.0%
2017年度	198人	93人	人	%	%

修了者の進路、特に法曹三者以外への進路については、2016年度に司法試験受験資格喪失者を中心に修了生141名に対して進路調査を行い<sup>32</sup>、これにより、25名について進路を確認できた。これに加え、研究科が独自に把握しているデータなども合わせると、2017年5月末時点で、法曹三者414名(裁判官12名、検事10名、企業内弁護士15名を含む)、公務員28名(法曹有資格者2名を含む)、企業27名となり、第1期生以降1,213名の全修了者に対して602名(49.6%)の進路を把握している<sup>33</sup>。

2013年度から2017年度の司法試験合格率をみると、2015年度は、全国平均合格率が23.1%であるのに対し、本学は10.5%と合格率が全国平均の半分を下回る結果となった。

(ア) 上記(3)ア①に記したとおりカリキュラム改革を実施し、また②③で記したとおり入試改革を実施している。

(イ) 上記の検討を受けて、入学定員を2014年度から100名に、2016年度から70名に変更、2009年度には、再試験制度の廃止、原級留置制度の導入、さらに2年連続で同一学年での原級留置によって進級できない場合は除籍になる制度を導入し、2016年度カリキュラム改革の議論を行った<sup>34</sup>。

また、独自に実力確認テストを2012年度から実施し、学生が自分の力不足な領域を把握できるようにした(ただし、2016年度からは共通到達度確認試験試行試験に代替させ、本学独自の実力確認テストは廃止)。

学生に対する個別面談は従来から実施していたが、学習状況についてより具体的な把握に努めるよう、報告書式を改め、質問すべき事項などについて検討を行った<sup>35</sup>。さらに、2017年度からは、既修者入学者全員を対象として、法律科目の入試成績も踏まえつつ、学習指導のための面談を実施している<sup>36</sup>。

(ウ) これらの取り組みの結果、一定の成果をあげ、2016年度の司法試験合格

<sup>32</sup> 【A6】2017年度第4回法科大学院教授会(2017.5.23)議事録「2016年度法科大学院修了生一斉進路状況調査結果について(最終報告)」

<sup>33</sup> 【A32】過去の法科大学院修了生の進路については「立命館大学法科大学院修了生進路状況一覧」

<sup>34</sup> 【A6】2014年度第16回法科大学院教授会(2014.12.16)議事録「立命館における法曹養成の在り方について」

<sup>35</sup> 【A6】2014年度第16回法科大学院教授会(2014.12.16)議事録「個人面談報告書の改善案について」

<sup>36</sup> 【A6】2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7)議事録「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の実施について」

実施結果については、【A6】2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25)「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の報告について」

率は、全国平均 23.0%、本学が 13.6%であり全国平均の半分未満にとどまる状況ではなくなった。また、2016 年度改革の完成年度を待つ必要があるが、この間の未修の 3 年修了率は 2012 年度入学者 47.6%、2013 年度入学者 54.5%、2014 年度入学者 53.5%、既修の 2 年修了率は 2013 年度入学者 65.2%、2014 年度入学者 70.4%、2015 年度入学者 74.1%であり、上昇傾向にある<sup>37</sup>。もっとも、司法試験の修了年での合格(いわゆる新卒合格)で見ると、2016 年度はむしろ減少し、既修で 3 名、未修からは合格者を出せておらず、新卒の 1 回目合格率も低下しているという課題を残している。

以上の検討内容は、教授会に提案され、全教員による審議によって決定される。必要であれば、各委員会から教授会に中間報告を行い、全教員の意見を踏まえたものとなるようにしている<sup>38</sup>。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

入学政策委員会、教務委員会、問題ごとに設置されたプロジェクトチームやワーキンググループにより、自己改革のための組織・体制は適切に整えられている。しかし、定員充足率や司法試験合格率についてはなお十分な成果を得られていない。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

自己改革のための組織・体制については、特になし。

---

<sup>37</sup> 修了率については、法科大学院ホームページ「情報公開」にて公開している。

<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/info/numbers.html/>

<sup>38</sup> 【A6】教授会での審議条項については、各教授会の議事録参照

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本法科大学院（立命館大学大学院法務研究科）は独立研究科であり、学部や他の研究科から独立して運営されている。そこで、①教員の採用・選考等の人事に関する事項、②入学者選抜に関する事項、③カリキュラム内容に関する事項、④成績評価に関する事項、⑤修了認定に関する事項、⑥施設管理に関する事項（主として教室の割当）等の重要事項については、法科大学院教授会において審議され決定されている<sup>39</sup>。もちろん、カリキュラム改革等で法務研究科研究科則の改正が必要となる場合や新任教員を任用する場合には、全学の機関である大学協議会<sup>40</sup>において了承される必要がある。だが、大学協議会においては各学部、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。また、新任教員の人事は最終的には学校法人の理事会において決定される必要があるが、これまで大学教員の人事について理事会が拒否をしたことはない。

なお、法科大学院の教育には法学部教員の応援も得ている一方、法科大学院教員も一定、法学部・法学研究科での教育に関わっていることから、法科大学院と法学部・法学研究科との連携が重要である。そこで、法科大学院教授会と法学部教授会との連絡調整のため、ほぼ月1回、両者の「連合教授会」を開催している<sup>41</sup>。しかし、これはあくまでも情報交換、連絡調整のためのものであり、決定権限を有してはおらず、その存在によって法科大学院の自主的な運営が損なわれることはない。

#### (2) 理事会等との関係

上記のように、カリキュラム改革等で法務研究科研究科則の改正が必要となる場合や新任教員を任用する場合には、全学の機関である大学協議会において了承される必要があるが、大学協議会においては各学部、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。また、新任教員の人事は最終的には学校法人の理事会において決定される必要があるが、これまで大学教員の人事について理事会が拒否をしたことはない。

#### (3) 他学部との関係

かつて、他学部との関係において教授会の意向が反映されなかった例はない。

<sup>39</sup> 【A5】法務研究科教授会規程4条

<sup>40</sup> 【A5】大学協議会規程

<sup>41</sup> 【A5】「法学部教授会と法科大学院教授会の連合的運営に関する申し合わせ事項」

#### (4) 特に力を入れている取り組み

上記のように、教育について、科目によっては法学部教員の応援も得ている<sup>42</sup>一方、法科大学院教員も一定、法学部・法学研究科での教育に関わっていることから<sup>43</sup>、「連合教授会」等を通じて、法学部教授会にも、法科大学院教授会の意向や考え方を深く理解してもらうよう、努めている。

#### (5) その他

法学部との「連合教授会」を円滑に開催するために、連合執行部会議を開き、「連合教授会」の議題調整などを行っている。

### 2 点検・評価

法科大学院の自主性・独立性には、まったく問題はない。むしろ、その情報を全学で共有して、財政面を含め、全学からの支援の輪を広げることが肝要である。

### 3 自己評価

適合

### 4 改善計画

特になし。

---

<sup>42</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット14-15頁

<sup>43</sup> 法学部・法学研究科オンラインシラバス

<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm>

## 1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容

①養成しようとする法曹像、②入学者選抜に関する事項、③本法科大学院のカリキュラム、教育方法等の教育内容等に関する事項、④教員に関する事項、⑤修了者の進路等に関する事項、⑥施設等学生の学習環境に関する事項、⑦自己改革の取り組みを紹介する法科大学院パンフレット<sup>44</sup>を作成するとともに、その内容を反映させた本法科大学院のホームページ<sup>45</sup>を作成し、適宜更新している。進級者数や進級率についてもホームページ上で過年度分も含め、公開している(成績評価に関しては、在学生の個人情報特定されるおそれなど、学外一般への公開にはなお微妙な問題があるため、試験講評等を通じて在学生にのみ公開している)。FD活動の内容については、毎年度1回、FDニューズレター<sup>46</sup>を刊行しているほか、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムの報告を随時(2016年度は3回)ホームページに掲載している<sup>47</sup>。また、2004年度より本法科大学院の教育活動等について総合的に分析する自己評価報告書を作成し、ホームページで公開している<sup>48</sup>。

本法科大学院の潜在的志願者に対しては、各種の入学説明会やオープンキャンパス(年1回)において、合格者・入学予定者に対しては、入学前ガイダンス(10月、3月実施)において、教育活動について情報を提供し、質問にも回答している。

#### (2) 公開の方法

上記の通り、主として法科大学院パンフレットとホームページ、入試要項で公開している(各年度の法科大学院パンフレットおよび本学ホームページ、入試要項参照)。

#### (3) 公開情報についての質問や提案への対応

---

<sup>44</sup> 【A2】 2018年度法科大学院パンフレット

<sup>45</sup> <http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/>

なお、2015年度に全面リニューアルを行い、項目・内容・文字数などを工夫し、より見やすいものに改善した。その際、「情報公開」ページを新設し、在籍者数・進級率・修了率・司法試験合格実績などをまとめ、アクセスしやすくした。

<sup>46</sup> 【A13】 2016年度FDニューズレター11号などを参照。

<sup>47</sup> 過年度のFDニューズレターは全てホームページにて公開している。

[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

<sup>48</sup> 過年度の自己評価報告書は全てホームページにて公開している。

<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/info/evaluation-sefl.html/>

ホームページ上に Q&A を掲載しているほか<sup>49</sup>、カリキュラム・入試情報等については、朱雀独立研究科事務室で常時対応している。改善提案については、執行部で対応し、必要と判断すれば、教務委員会、入学政策委員会に具体的な改善提案を諮問している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に関しては、なお、慎重に検討する必要があると考える。それ以外では、情報公開につき、すでに適切に行われていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

---

<sup>49</sup> <http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/admission/qa.html/>

近年の質問傾向をふまえ、2015年度のホームページリニューアル時に Q&A を大幅に補強した。また入試に関する項目については、【A7】2018年度入学試験要項「よくある質問と回答」44-45頁として掲載している。



## 1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院の法科大学院パンフレットおよびホームページ、学修要覧において紹介している教育内容、教育方法、学習環境は、開設科目、その担当者、利用可能な自習設備および図書館、コピー機等の設備・備品、授業料、奨学金である<sup>50</sup>。

#### (2) 約束の履行状況

上記の約束事項については、現に、その通り実施、実現している。院生に対するサポート体制については、学修要覧および法科大学院パンフレットにあるように、クラス担任制を敷き<sup>51</sup>、TA（ティーチング・アシスタント）をおいている。もっとも、TAについては、法学研究科の博士後期課程の院生が少なく、かつ、授業補助を超えて院生の学習上の質問に応じることができる力量のある者である必要から、一部の授業で採用できているにとどまる。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

本法科大学院の院生は院生自治会である院生協議会を組織しており、法科大学院側との研究科懇談会を実施するなどして、教育内容・方法、学習条件等についての院生の側の意見をまとめ要望を提出している<sup>52</sup>。これらの要望のうち、実施を約束した教育活動等の重要事項は、すべて適切に実施している。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### 2 点検・評価

既述のように、学生に約束した教育活動等の重要事項はすべて適切に実施している。

### 3 自己評定

<sup>50</sup> 【A2】 2018年度法科大学院パンフレット、法科大学院ホームページ、2017年度学修要覧参照

<sup>51</sup> 【A4】 2017年度学修要覧 24頁、29頁

【A6】 2016年度第17回法科大学院教授会(2016.12.13)議事録「2017年度クラス担任体制について」

<sup>52</sup> 【A34】 2017年度法科大学院院生協議会 新入生オリエンテーション資料

適合

4 改善計画  
特になし。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 学生受入方針

本法科大学院は、市民的感覚をそなえながら、地球的な規模で考え、行動する『GCL』の養成を目指している。グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹の養成である。21世紀に求められる法曹像を「GCL」と捉えて、多様なバックグラウンドをもった学生が、豊かな人間性と、鋭い人権感覚、幅広い教養とともにグローバルな視点と高い専門性を有する法曹となっていけるよう教育しようとしているのである<sup>53</sup>。このような人材を養成すべく、本法科大学院の入学者選考方針は、法科大学院パンフレットに掲載する「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」において以下のように簡潔に示されている<sup>54</sup>。

「立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍するGCLの養成をめざします。

そのために、1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも

<sup>53</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット2頁、【A4】2017年度学修要覧3頁、法科大学院ホームページ「大学の目指す法曹養成」<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/>

<sup>54</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット23頁、【A4】2017年度学修要覧4頁、【A7】2018年度入学試験要項表紙裏、法科大学院ホームページ「法科大学院の3方針」  
<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/>

学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。

最後に何よりも大事なものは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。

立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。」

## (2) 選抜基準と選抜手続

選抜にあたっては、未修者枠と既修者枠を設け、それぞれ、書類選考と筆記試験により入学者選抜（前期日程、中期日程、後期日程）を行っている<sup>55</sup>。未修者枠については、A方式、既修者枠については、B方式とし、両者の併願を認めている。法科大学院入試に求められる公平性、開放性および多様性の確保という観点から、書類選考においては、書類選考により法科大学院が求める上記の能力の判定を行い、筆記試験にあっては、未修者に対しては小論文、既修者に対しては法律論文試験によって選考している。

とりわけ、入学者の多様性確保という観点からは、法学既修者として2年修了での学習を志望する者のうち、一定の実務経験のある者（いわゆる社会人）<sup>56</sup>についての特別入試（D特別方式）、法学既修者として2年修了での学習を志望する者で、一定の実務経験のある者（いわゆる社会人）または学士課程において法学系でない課程を卒業した者についての特別入試（C特別方式）を設けている。

未修者枠の入学試験（A方式）は、次の通りである。2017年度入学試験までは、書類選考としてエントリーシート（志願理由・自己アピール）各10点、外国語能力30点、適性試験100点（法科大学院全国统一適性試験第1部～第3部の成績300点満点を1/3に圧縮し、小数点未満を切り捨て）の合計150点、筆記試験にあっては、小論文300点で、総合計450点満点で合否判定を行っていた<sup>57</sup>。なお、2018年度入試ではこれを変更する予定であり、「4 改善計画」にて記す。未修者選抜にあっては、多様なバックグラウンドや能力を有し、法曹としての資質がある者を選抜するために、適性試験の成績を中心とする書類選考と小論文試験を総合評価して合格者を決定している。もっとも、書類選考については、エントリーシート、適性試験の得点のそれぞれで最低基準を設定し、それに満たない場合には、筆記試験の採点対象としないという扱いとしている。

<sup>55</sup> 【A7】2018年度入学試験要項2-3頁

<sup>56</sup> 出願資格については、【A7】2018年度入学試験要項4-5頁

<sup>57</sup> 【A35】2017年度入学試験要項参照

筆記試験である小論文は「論理性や分析力、表現力を見る」<sup>58</sup>。出題は、政治や経済、文化、科学技術などさまざまな分野にかかわる政策の当否に関する問題が中心となり、法律知識の有無や多寡を問うものではない。なお、筆記試験については、受験者の選択により、適性試験第4部表現力を図る問題の解答用紙（写）を提出することで、試験会場において出題するものに替える措置もっており、本学の小論文試験の受験としてこれを採点評価している。実施試験問題および採点講評を本学法科大学院のHPにおいて公開している<sup>59</sup>。

既修者枠（B方式）は次の通りである。2017年度入学試験までは、書類選考として、エントリーシート（志願理由）10点、外国語能力30点、適性試験100点（法科大学院全国統一適性試験第1部～第3部の成績300点満点を1/3に圧縮し、小数点未満を切り捨て）として評価していた<sup>60</sup>。筆記試験については、法律科目試験を実施する。試験科目は、憲法（100点満点）、行政法（50点満点）、民法（120点満点）、商法（100点満点）、刑法（100点満点）、の5科目である。なお、2018年度入試ではこれを変更する予定であり、「4 改善計画」にて記す。既修者選抜にあつては、法科大学院の法律基本科目31単位を既修と認定できるだけの学力を有するかの判断が重要である。そのため、書類選考については、志願理由書、適性試験得点につきそれぞれ最低基準を設定し、それに満たない場合には、筆記試験の採点対象としないという扱いとし、最終的な合否判定は、筆記試験の合計点のみで行っている。加えて、各法律科目試験については、試験科目ごとに最低基準点を設定し、一つの法律科目でも、最低基準点を満たさない場合には、上記の合計点による合否判定によらず、不合格としている。これは、各法律科目試験に対応する法科大学院の法律基本科目につきそれぞれ単位認定しうるかを厳格に判断するためである。科目試験の試験時間は、公法（憲法、行政法）で105分、民法で80分、商法で60分、刑法で60分である。各科目について、重要な条文、基本的な概念、制度趣旨といった法律学の基本的能力を有するかを論述式によって試している。試験問題および採点講評は、HPに公開している<sup>61</sup>。

外国語能力については、代表的な外国語検定試験の獲得スコアまたは獲得レベルを30点満点の点数に換算する<sup>62</sup>。適性試験第4部表現力を図る問題の解答用紙（写）については、法科大学院専任教員が適性試験第4部の採点要領に基づき採点する。

適性試験は、未修者枠では換算の上で合否判定に用い、既修者枠では換算の上で最低基準点を設定している。最低基準点は、事前に具体的な点数を設定せ

<sup>58</sup> 【A7】2018年度入学試験要項14-15頁、22-23頁、30-31頁。試験時間は120分であり、配点は300点。

<sup>59</sup> 法科大学院ホームページ「過去の入試問題・講評」  
<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>

<sup>60</sup> 【A35】2017年度入学試験要項参照。

<sup>61</sup> 法科大学院ホームページ「過去の入試問題・講評」  
<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>

<sup>62</sup> 【A7】2018年度入学試験要項10頁

ず、適性試験受験者の全体下位からおおむね 10%程度の者の得点を目安として設定することとしている。これは、適性試験の得点のみで一義的に法曹としての資質を判断することは困難であり、筆記試験の得点と総合的に判断する必要があるからである。2017 年度の適性試験の最低基準点は 300 点満点中 124 点であり（124 点未満は科目試験の結果等によらず不合格となる）、試験終了後に法科大学院の HP で開示した<sup>63</sup>。124 点は、適性試験受験者の下位約 10%に相当する点数である。既修者枠において合否判定に用いないのは、各法律科目試験が論述式によって実施されるので、同試験を通じて論理的な思考力と表現力を正當に評価しうる一方、単位認定を伴う各法律科目試験と同一の地平で捉えることができないからである。しかし、上記のように、最低基準点を設定して、最低限の適性を備えていることを要求している。

飛び入学制度については、①卒業の要件となる単位を 110 単位以上修得または修得見込みであること、②3 回生終了時の累積 GPA が、未修者コース出願の場合 3.30 以上、既修者コース出願の場合 3.00 以上あることを要件に、出願を認めている<sup>64</sup>。以上は、出願資格であるので、これ以外に独自の選抜基準ないし選抜手続きはない。ただし、既修者枠における特別の入試を行っており、これについては、2-2 で記述する。

なお、本学では、全学の統一的な対応として、授業料不払いにより除籍となった者または退学をした者につき、除籍または退学をした年度から数えて 2 年間以内であれば、申請に基づき退学・除籍時の所属・回生に再入学することを認める再入学試験制度を 2010 年度から設けている<sup>65</sup>。再入学は、すでに一度、学力審査を経て入学を許可した者を対象とする制度であるから、この再入学申請にあっては、再入学志願票を提出させ、その書類審査と面接とで、選考を行い、再入学を認めるかは教授会で判断している。この再入学制度の下では、2015 年度後期に 1 名が再入学している。

### （3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針、選抜基準、選抜手続については、法科大学院の HP、法科大学院パンフレット、入学試験要項で公開している。入試について変更がなされる場合には、先行して、法科大学院 HP の「News」で告知している。2018 年度入試においても、いくつかの変更を行うが、この点の告知は、2017 年 2 月 17 日にその概要を告知している<sup>66</sup>。入学試験要項、法科大学院パンフレットは、各年度 4 月中旬に刊行し、配布を行っている。

<sup>63</sup> 法科大学院ホームページ「入試 Data」

<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/admission/admission-data.html/>

<sup>64</sup> 【A7】2018 年度入学試験要項 4-5 頁

<sup>65</sup> 【A4】2017 年度学修要覧 50 頁

<sup>66</sup> 法科大学院ホームページ「News」【2018 入試】入学試験の主な変更点について\_\_2018 年 4 月入学 (2017. 2. 17 掲載)

<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/news/article.html/?id=36>

志願者および入学者数の減少に直面し、研究科を挙げて全力で入試広報に取り組んでいる。具体的には、法科大学院パンフレット、入学試験要項の配布、HPでの広報といった基本的なもののほか、オープンキャンパスの開催<sup>67</sup>、動画配信企画「ロースクール Live」への参加<sup>68</sup>、学内外での大学院説明会の実施<sup>69</sup>、広告会社を通じた新聞紙上等での広告<sup>70</sup>、法律専門雑誌への広告掲載も行っている<sup>71</sup>。さらに、法科大学院のない他大学法学部<sup>72</sup>、法科大学院を閉校した他大学においても<sup>73</sup>、機会のある限り教職員が説明に赴くなど、さまざまな機会を活用し志願者の確保に努めている。

選抜基準の内容について、内部で規定されている程度と公開されている程度とに差はない。各法律科目試験の最低基準点および適性試験の最低基準点については、入試受験者全員に合否結果通知とともに、個人別の得点および科目選考合格最低点、適性試験の最低基準点を通知している<sup>74</sup>。適性試験の最低基準点については、入試実施後、HPでも点数を公表している<sup>75</sup>。

なお、退学者・除籍者を対象とした再入学試験については、再入学制度の存在や出願期間・選考手続は、学修要覧に掲載され<sup>76</sup>、在籍者には周知されている。退学者・除籍者のうち再入学を希望し、本研究科事務室へ申請する者に対し、再入学試験要項・再入学志願票用紙を配布している。

#### (4) 選抜の実施

本法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会の責任の下に実施される。入学試験要項の内容の確定、試験日程の確定、出題者、採点委員の委嘱といった入試に関する基本的な事項については、すべて教授会で審議される<sup>77</sup>。研究科長（その代行者として入試担当副研究科長が指定される）を執行責任者として、入試問題の作成、入試広報、オープンキャンパス、試験執行、採点等の作業を行い、教授会において合否を決定する。入学試験の執行事務は、朱雀独立研究科事務室が担当している。出願願書の整理等は、外部の専

<sup>67</sup> 【A6】 2017 年度第 7 回法科大学院教授会(2017. 7. 11) 議事録「2017 年度オープンキャンパス実施報告」

<sup>68</sup> リクルート社主催「ロースクール Live (2017 年度放送分)」

<https://www.keikotomanabu.net/college/webseminar/lsl/>

<sup>69</sup> 学内での大学院合同説明会については、【A38】 2017 年度大学院研究科合同入試説明会（春季）当日の流れについて（大学院課）、学外での各種の説明会については、【A63】 2017 年度朝日新聞\_法科大学院ガイダンス&講演会開催要項、2017 年度法科大学院進学相談会実施要項、2017 年度辰巳法律研究所ロースクール進学合同説明会

<sup>70</sup> 読売新聞（大阪本社版）2017. 6. 19 付、朝日新聞（東京本社版）2017. 6. 5 付、リクルート社『法科大学院入試ガイド 2017 年度版』

<sup>71</sup> 【A66】 LexisNexis 社『Business Law Journal』2017 年 7 月号、辰巳法律研究所『Hi-Lawyer』2017 年 2 月号

<sup>72</sup> 【A64】 2017 年度京都女子大学法学部主催法科大学院合同説明会

<sup>73</sup> 【A65】 香川大学法学部での単独説明会のほか、鹿児島大学法学部でも実施

<sup>74</sup> 【A7】 2018 年度入学試験要項 13 頁以下参照

<sup>75</sup> 法科大学院ホームページ「入試 Data」

<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/admission/admission-data.html/>

<sup>76</sup> 【A4】 2017 年度学修要覧 50 頁

<sup>77</sup> 【A5】 立命館大学法務研究科教授会規程 4 条 1 号

門会社に委託して処理を行う。委託契約の中には個人情報保護の取扱いに関する事項も含まれる<sup>78</sup>。

エントリーシート、小論文、法律科目の採点は、すべて専任教員が担当し、このうち法律科目の採点には法学部より応援を委嘱することもある。採点者の主観が入りやすいエントリーシート、小論文、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。採点基準に従って採点されるが、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される。法律科目試験の採点は研究者教員によってなされるが、エントリーシートは、研究者教員と実務家教員との共同による評価を基本としている。

入試の公正性を図る上では、入試の採点基準などの情報開示を行うことが重要となるため、小論文試験、法律科目試験について、問題と採点講評をHPで公開している<sup>79</sup>。ただし、小論文試験については、著作権許諾の関係上、期間を限定して公開せざるをえない。

合否は客観的に得点順に決定される。エントリーシートや法律科目試験では、それぞれにつき最低基準点が設定され、その他の要因は一切考慮されない。判定は教授会の審議事項である。

なお、退学者・除籍者を対象とした再入学試験については、書類審査と面接により選考を行っている。再入学は、すでに一度、学力審査を経て入学を許可した者を対象とする制度であるから、この再入学申請にあつては、再入学志願票を提出させ、その書類審査と面接とで、選考を行い、再入学を認めるかは教授会で判断している。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013年度	270	135	2.00
2014年度	314	166	1.89
2015年度	262	134	1.96
2016年度	201	100	2.01
2017年度	157	78	2.01

受験者数が入学定員を下回ることはなかったが、過去5年間で競争倍率が2倍を下回ることがあった。また、ここ2年の競争倍率2倍を上回っているが、決して高い状況とは言えない。法曹養成という目的に照らして、入学を認めるのが相当な者を選抜するために、本研究科では、未修者枠、既修者枠、多様性確保のための特別入試のいずれについても、2017年度入学試験までは、エントリーシートの評価または適性試験の得点につき、最低基準点を設け、いずれか

<sup>78</sup> 【A70】(株)ODKソリューションズとの請負契約書

<sup>79</sup> 法科大学院ホームページ「過去の入試問題・講評」

<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>



一方が最低基準点を下回る場合には不合格としてきた<sup>80</sup>。このほか、既修者枠（B方式）については、科目試験の各科目について最低基準点を設け、最低基準点をクリアできない者は、不合格としている<sup>81</sup>。これらにより、法曹養成の目的に照らして、入学を認めることが相当でない者は入学させないことを制度的に担保している。

#### （5）特に力を入れている取り組み

受験者の最大の母体となる法学部新卒者の入試時の学習状況を踏まえ、受験者層を確保しつつ入学者の質を担保するために、入学試験がいかにあるべきか、常に問いかけ、教学改革とも連動した不断の改革を行い、またそのために日常的な検討を続けている。

特に力を入れているのは、近年の法科大学院志望者の全国的な状況を踏まえて、法曹養成という目的に照らした、入学者の適性評価を過不足なく行うことである。

そこで、小論文の出題内容について、比較的長い文章を読ませたうえで、受験生の見解をただ書かせるというようなものではなく、その文章がよって立つ立場、あるいはその逆の立場に立って、受験生の興味関心や個人的意見から離れて、あるテーマを評価するような文章を書かせるべく、工夫した出題をしている。

また、2017年度からは、受験生の選択により適性試験第4部表現力を図る問題の解答用紙（写）の提出により小論文の筆記試験に替えることも認めている。これは、同試験が、法律の知識の有無とは関係なく、示された事実・資料・文章から、論理的評価のために必要な事実を読み取り、それを与えられた指示に従って検討するものとなっており、本学の小論文試験で評価したい能力と整合性があるからである。

#### （6）その他

現在、全国的に法科大学院の志願者が減少する中で、本学の志願者も減少している。全国的な志願者減を本学だけの努力で食い止めることはできないが、本学の学部生に志願者層を開拓する努力を行っている。

具体的には、本学法学部と協力して、法学部学生の進路動向を調査し、より法曹に目が向くような仕組みの構築について継続的に検討している。そして受験母体層の拡大のため、法曹や法科大学院を周知させるための企画を実施するよう努めている<sup>82</sup>。

<sup>80</sup> 【A35】2017年度入学試験要項参照

<sup>81</sup> 【A7】2018年度入学試験要項13頁以下参照

<sup>82</sup> 【A6】2017年度第1回法学部・法科大学院「連合教授会」（2017.4.11）議事録「2016年度法学部・法務研究科連携委員会まとめ」

【A6】2017年度第4回法科大学院教授会（2017.5.23）議事録「ジュリナビ協力による学部キャリアデザイン企画（4/21）」実施報告

## 2 点検・評価

学生受入方針は、本法科大学院のアドミッション・ポリシーとして明確に規定され、本法科大学院の基本方針（コンセプト）である、「時代が求める専門性を持った地球市民法曹の養成」に合致し、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れて、英語等外国語能力や多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学にも配慮している。

選抜基準も、アドミッション・ポリシーを反映して、社会人や他の学問を究めた者など多様な人々の入学を促進するために、C 特別方式、D 特別方式を設け、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍するGCLの養成という本研究科のコンセプトに合致する人材を獲得することを目指している。選抜手続にあつては、採点者の主観が入りやすいエントリーシート、小論文、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。各採点は、採点基準に従って行われ、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される。筆記試験（小論文、法律科目）については問題と講評を法科大学院 HP で開示もしている。合否判定は客観的に得点順に決定され、その他の要因は一切考慮せず、判定は教授会の審議事項とし、公平・公正に明確な手続を有し、実施している。

選抜基準・手続は、本研究科のコンセプトに合致しているだけでなく、本研究科の教育を経ることによって法曹に必要なとされるマインドとスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みともなっている。具体的には、適性試験得点などの各種書類選考、および、法律科目試験の各科目試験につき、最低基準点を設け、不適格者を合格させない仕組みが採用され、運用されている。

学生受入方針、選抜基準および選抜手続の内容の公開については、すでに述べたように、原則として、入試要項、法科大学院パンフレット、法科大学院 HP で公開している。エントリーシートおよび法律科目試験の各科目ごとの最低基準点については、受験者全員に合否結果通知とともに、個人別の得点・順位および合格最低点を開示している。また、選抜方式等の変更をする場合も志願者に不利とならないように、十分な準備がとれるよう、事前に開示している。本研究科の学生受入方針、選抜基準および選抜手続の内容の公開は、適正な時期に適正な方法で公開されており、十分な周知がなされている。

選抜方法や選考結果については、入試総括を入学政策委員会、教授会で検討し、毎年度、検証をしている<sup>83</sup>。

未修者選抜における筆記試験の出題は、政治や経済、文化、科学技術などさまざまな分野にかかわる政策の当否について検討させるような問題が中心

---

【A6】2017年度第7回法科大学院教授会(2017.7.11)議事録「2017年度第1回答案の書き方講座実施報告」

【A6】2017年度第4回入学政策委員会(2017.5.23)議事録「7月7日(金)法学部司法特修履修ガイダンス「法を使う世界はこんなに広い(仮)」」

<sup>83</sup>【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度入試(2016年8月・9月・2017年2月実施)の総括について」

となり、問題点の発見能力や論理的思考力、表現力ををためすものであり、法律知識の有無や多寡を問うものになっておらず、選抜方法として十分に法曹養成という目的に照らした質の高い入学者を確保するものとなっている。

適性試験の結果については、最低基準点を設け、一定水準に達しない者は入学させない体制を整備している。最低基準点の設定にあつては、適性試験の得点分布状況や、書類選考の得点や、科目試験の得点などを総合的に評価して、設定している。

その他、本研究科に限らず、法科大学院志願者の数の減少は大きな問題であり、学部生の状況を調査し、志願者確保のための方策を検討している。

### 3 自己評定

#### B

### 4 改善計画

2018年度入試より、特別方式を除く入学試験方式（A方式、B方式）において、エントリーシート（志望理由書、自己アピール）を簡素化したうえで、合否判定のための評価対象から外し、その結果、A方式については、外国語能力30点、適性試験100点（法科大学院全国統一適性試験第1部～第3部の成績300点満点を1/3に圧縮し、小数点未満を切り捨て）、小論文300点で、総合計430点満点で合否判定を行い、B方式については、外国語能力30点、法律科目試験470点（試験科目および各科目ごとの配点は変更しない）の総合計500点満点で合否判定を行う<sup>84</sup>。

これまで、出願の段階でB方式試験出願者には1000字、A方式試験出願者には計2000字におよぶ長文の文章を書かせていたが、既修者については、法律科目試験によって、未修者については、適性試験のスコアと小論文試験によって十分に適性評価がなしうるものであると判断した。

外国語能力については、これまで既修者枠入試においては書類選考の一部としてのみ利用されていたところ、本学の養成しようとする法曹像とそれを承けた学生受入方針との関係では、法学既修者においても国際的視野を持つ学生を獲得すべきであるから、彼らの外国語能力を正当かつ適正に評価するため、合否判定の評価対象とすべきであると判断した<sup>85</sup>。

---

<sup>84</sup> 【A7】2018年度入学試験要項13頁以下参照

<sup>85</sup> 【A6】2016年度第13回法科大学院教授会(2016.10.11)議事録「2018年度法科大学院入試改革について」

## 2-2 既修者認定（既修者選抜基準等の規定・公開・実施）

（評価基準）法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

（注）

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 1 現状

#### （1）既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

本法科大学院における法学既修者の選抜は、2-1に述べた基準および手続に従って行っている。試験日程については、未修者向け入学試験と同一日程で行われ、募集定員は50名である。選抜手続及びその基準は、書類選考については、その合計点、適性試験得点および志願理由書得点について最低基準を設定し、それに満たない場合には、法律科目試験の採点対象としないという扱いをし、最終的な合否判定は、法律科目試験の合計点のみで行っている。さらに、各科目で最低基準点を設定し、1科目でも最低基準点に満たない場合には、総合点によらず、不合格としている<sup>86</sup>。なお、特別方式の入試を除き面接試験はない。

既修単位認定は、教授会の審議事項であり、既修者枠の入学試験（B方式、D特別方式（2-3参照）、E特別方式（後記））に合格した者に対して、教授会において単位を認定するための審議を行い認めている。その手続は大学院学則44条による。これまで、すべてこの基準および手続に従って実施されてきた。形式的基準によるものであり、個別の審査を実施するものではない。

既修者選抜の入試科目は、憲法（100点）、民法（120点）、刑法（100点）、

<sup>86</sup> 【A7】2018年度入学試験要項17頁、21頁、25頁、29頁、33頁、37頁、39頁

行政法（総論）（50点）、商法（100点）の5科目ですべて論述式の試験であり、試験時間は公法（憲法および行政法（総論））が105分、民法が80分、刑法が60分、商法が60分である。法律科目試験の合格者について、法律基本科目のうち上記試験科目の内容に相当する31単位分の既修単位認定を行っている<sup>87</sup>。

以上の5科目31単位の認定に加えて、2016年度入学者より、民事訴訟法、刑事訴訟法について、既修認定試験を行っている<sup>88</sup>。これは、入学試験時に、B方式、E特別方式の受験者のうち希望する者に上記5科目の既修者用法律科目試験に加えて、民事訴訟法、刑事訴訟法の試験を行い、それぞれで一定基準以上の得点に達した場合に、それぞれを既修単位（各2単位）として認定するものである。この既修認定試験は入学試験時に行うが、既修者入試の合否判定に使用しないので、合否判定はあくまで上記5科目の法律科目試験による。したがって、5科目の法律科目試験で合格しない場合は、当然単位認定されない。

法学既修者の中には、多数とは言えないにしても、法学部における学修の中で主にゼミなどで専門的に上記の民事訴訟法、刑事訴訟法を学んできた者が一定数存在しており、その者については、法科大学院での学修が学部時代と重複することになる。法学部教育との連携の観点から、同科目においても既修者としての能力を持つ以上、単位認定を行うことによって、法科大学院におけるより高度な学修を保障することが必要である。

さらに、法学部における学修との連携に鑑み、大学の学部3回生在学中の者を対象として、法学既修者として選抜するE特別方式試験を実施している<sup>89</sup>。

本方式は、大学を3年で卒業する（いわゆる早期卒業）見込みの者と、いわゆる飛び級入学を希望する者を対象とする。後者の出願要件は2-1で記述したものと同一である。

本方式における選抜は、B方式と共通の、適性試験（100点）、志願理由書（10点）、外国語能力（30点）、法律科目試験（470点）により行われるに加え、面接試験（20点）を行う。B方式と共通する試験については、同方式と差別化せず、同一水準の試験を行うものであるから、法学既修者の認定において大学の課程を4年で卒業して既修者として入学するものと同じの能力を持つ者が選抜されるため、このことによって入学者の質は担保される。面接試験は、4年卒業者に伍して法科大学院での学修に耐えうるほどの法律科目の学修をどのように行ってきたか、入学後の学修計画などについて、受験者の実情とその能力の発展可能性を検証するために行われるもので、この点からも、入学者の質は担保されている。

## （2）基準・手続の公開

---

<sup>87</sup> 【A6】 2017年度第1回法科大学院教授会（2017.4.11）議事録「2017年度法学既修者の入学時単位認定について」

<sup>88</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項 11頁

<sup>89</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項 38-39頁

法学既修者の選抜基準・手続や既修単位の認定基準・手続は入試要項<sup>90</sup>で、具体的な認定単位については法科大学院パンフレットで、法学未修者に配当している憲法・民法・商法・刑法・行政法科目について入学時に単位認定をすることを示している<sup>91</sup>。入試要項、法科大学院パンフレットは、毎年度4月に作成し、受験者に対し配布している。このほか毎年度4月に学生に配布している学修要覧でも同様に既修入学者の単位認定について記載している<sup>92</sup>。

### (3) 既修者選抜の実施

2-1 で述べたように、当法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会の責任の下に実施される。

エントリーシート、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。すなわち同一のエントリーシート、答案について複数の採点者が採点したうえで、その平均値を得点としている。採点者は採点基準に厳密に従って慎重に採点する。このため同一の答案で評価が異なることはほとんど生じない。しかしながら仮に、評価が大きく異なることがあった場合には協議の上決定される<sup>93</sup>。法律科目試験の採点は研究者教員によってなされるが、エントリーシートは、研究者教員と実務家教員との共同による評価を基本としている。法律科目試験では問題と採点講評がHPで公開されている<sup>94</sup>。E特別方式の面接試験は、受験者一名につき研究者教員と実務家教員の2名あたり、採点は両名の協議によってなされる。合否は客観的に得点順に決定される一方、エントリーシート、法律科目試験およびE特別方式の面接試験では、それぞれにつき最低基準点が設定され、その他の要因は一切考慮されない。判定は教授会の審議事項である<sup>95</sup>。

既修単位認定も、教授会の審議事項であり、既修者枠の入学試験に合格した者に対して、教授会において単位を認定するための審議を行い認めている<sup>96</sup>。単位の認定は形式基準（既修者入試に合格した者であること）であり、一律に判断し、個別の審査を実施するものではない。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013年度	205	100	2.05
2014年度	237	123	1.93

<sup>90</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項3頁

<sup>91</sup> 【A2】 2017年度法科大学院パンフレット8頁

<sup>92</sup> 【A4】 2017年度学修要覧35頁、39頁、43頁

<sup>93</sup> 【A36】 「エントリーシート採点要領」「科目試験（法律科目・小論文・適性第4部）採点要領」参照

<sup>94</sup> 法科大学院ホームページ「過去の入試問題・講評」

<http://www.ritsumeit.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>

<sup>95</sup> 【A5】 立命館大学法務研究科教授会規程4条1号

<sup>96</sup> 【A6】 2017年度第1回法科大学院教授会(2017.4.11)議事録「2017年度法学既修者の入学時単位認定について」

2015 年度	199	99	2.01
2016 年度	150	71	2.11
2017 年度	105	54	1.94

法学既修者選抜試験の受験者数は定員を下回っていない。

競争倍率について問題があるとは考えないが、法学既修者の合否判定は、各入試日程ごとに、総合得点における合格基準点を設定したうえでそれを満たし、かつ各科目ごとの最低基準点を満たす者のみを合格としており、法学既修者として入学を認めることが相当な者を選抜している。

		入学者数	うち法学既修者数
2013 年度	学生数	57 人	37 人
	学生数に対する割合	100%	65%
2014 年度	学生数	42 人	27 人
	学生数に対する割合	100%	64%
2015 年度	学生数	43 人	27 人
	学生数に対する割合	100%	63%
2016 年度	学生数	30 人	17 人
	学生数に対する割合	100%	57%
2017 年度	学生数	18 人	16 人
	学生数に対する割合	100%	89%

既修者選抜・既修単位認定について、疑問を提起される事態は生じていない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特に力を入れているのは、近年の法科大学院志望者の全国的な状況を踏まえて、法曹養成という目的に照らした、法学既修者としての入学者の適性評価を過不足なく行うことである。

そこで、前回の認証評価における意見を踏まえて、2015 年度入試（2014 年度実施）から、それまで民事法として民法とセットで入試科目としてきた商法について、これを分離独立させたいと、配点を 50 点から 100 点へと変更した。これは、既修認定単位として商法について 6 単位の認定をしていたところ、他の科目における配点と認定単位数とのアンバランスが指摘されたため、それを整序することを目的としている。当然ながら、配点の増加に見合う出題方針の変更も行った。

加えて、既修者選抜試験合格者でも、特定の科目について弱点がある者もあり、4 月の早い時期に既修者として入学した者全員を面談（既修者フォローアップ面談）してその弱点を自己認識させるとともに、場合によっては科目担当

者のアドバイスを受けるように指導する体制も整えられている<sup>97</sup>。

さらに、本学法学部との接続・連携の観点から、2016年度入試より、早期卒業・飛び級を対象とした法学既修者のための特別入試（E 特別方式）を導入した。本法科大学院においても、本学法学部との連携的な教育は課題として認識しており、特に力を入れている課題の一つである。この課題の一環として、E 特別方式試験は、本学法学部における優秀層を念頭におきながら、他大学も含め法学部3年次在籍者等を対象に優秀な法学既修者として入学させ、計5年間の学修により、法曹実務家としての実力を身につけさせることを狙ったものである。本学法学部と協力しながら、多くの法学部生を法律実務家を目指す優秀な学生に育て上げ、本法科大学院に迎え入れる回路を開いた。

#### （5）その他

2012年度から、未修コース2年次の院生と既修コース1年次の院生とで、1年次配当科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法（総論））につき、実力を比較し、指導に役立てるために、4月のオリエンテーション期間中に実力確認テスト（短答式）を実施することとした。実力確認テスト（短答式）は、日弁連法務研究財団=商事法務が実施する法科大学院既修者認定試験（法学既修者試験）の過年度実施分を利用し、その結果については、未修コース2年次の院生と既修コース1年次の院生の全体での順位を院生に開示し、自身の法律知識の理解度が全体の中でどのくらいの位置にいるのかをわかるようにしている<sup>98</sup>。実力確認テストの結果を検証し、教授会で検討を行い、入試の選抜基準のあり方や選考結果を検証する材料としても活用している<sup>99</sup>。

なお、2014年度より共通到達度確認試験試行試験が実施され、本法科大学院もこれに参加してきている。この結果、上記実力確認テストとの時期的な重複が発生したため、2016年度共通到達度確認試験試行試験の実施を受けた2017年度からは、上記の実力確認テストの意義がなくなったため、取りやめとしたうえで、共通到達度確認試験試行試験の結果を検証材料としている。

## 2 点検・評価

既修単位認定を行う科目の全てにつき、既修者選抜の入試科目において論述式の試験を課し、各科目ごとに最低基準点を設定している。そして実際の試験実施においても1科目でも最低基準点未満の者は、科目試験の総合点によ

<sup>97</sup> 【A6】2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7) 議事録「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の実施について」

実施結果については、【A6】2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25) 議事録「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の報告について」

<sup>98</sup> 【A6】2016年度第5回法科大学院教授会(2017.6.7) 議事録「実力確認テスト(2016年4月4日実施の結果と分析)」

<sup>99</sup> 【A6】2016年度第5回法科大学院教授会(2017.6.7) 議事録「2015年度共通到達度確認試験(第2回試行試験)結果」



る合否判定によらずに不合格としている。これにより、既修単位認定を求める入学希望者が本研究科の1年次配当の法律基本科目を受講したことと同等の能力を有するかを十分に判断できている。

選抜基準・単位認定基準は、毎年4月中旬に刊行する入学試験要項、法科大学院パンフレットによって告知し、公開しているため、志願者に対して十分な周知がなされている。

既修者単位を認定する科目について論文試験を実施している一方で、試験を実施しない科目については単位認定をしていない。この既修者選抜、既修単位認定は、上記のごとく公開されている基準によって一律に客観的かつ厳正に実施し、公正・公平に実施している。選考結果についても、2016年度までは実力確認テストを入学後のオリエンテーション期間中（4月）に実施、2017年度は共通到達度確認試験試行試験のデータを活用することで、未修2年次生の法学知識の修得状況と比較・検証し、さらに、研究科での学修との相関性を教授会において検証している。その結果、法学既修者として入学した者は、前年度に未修者として入学した者が2年次に進級してきた場合の実力と何ら遜色ないものであり、このことから、当法科大学院の既修者選抜制度・基準および既修単位認定の基準、並びにそれらの実施状況において、法学既修者としての入学者の質を十分に担保できていることが言える。

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

法学既修者制度の趣旨および法曹養成という法科大学院の目的により合致する選抜を行えるよう、不断の見直しを実施してきている。

とくに、既修者としての入試志願者・入学者の多くが法学部新卒者であることを踏まえ、法科大学院入学後の学修の内容との関係や、その選考結果と法科大学院での学修との相関性を考慮しながら、科目それ自体の検討も含めた入試のありかたや各法律科目試験の出題方針や内容について、継続的に検討を進める。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

「法学部以外の学部出身者」について、当研究科では、学士（法学）を授与している学部学科専攻等以外の学部学科選考等を卒業した者及び卒業見込みの者としている<sup>100</sup>。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

専門職大学院設置基準第19条及び平成15年文科省告示53号第3条においても、その定義は示されていないが、本法科大学院においては、「社会人」を「大学卒業後あるいは大学院修了後1年以上経過し、かつ、23歳以上の者」とし、「実務等の経験のある者」を「収入を目的とする仕事に就いた経験のある者。主婦などは実務経験に含む」と定義している。これは、「社会人」または「実務等の経験」については、その職務や社会的な活動がさまざまであるところ、そのために「実務等の経験」の質は人それぞれに異なるものであるから、多様性という観点からは、広く捉えかつ形式的に判断できるほうがよいと考えた結果である。文部科学省に対する「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の報告においては、この基準によりこの数値を報告している<sup>101</sup>。

なお、以下の(4)で示すとおり、多様なバックグラウンドを有する非法学部出身者あるいは社会人を対象に、特別な方式の入学試験を設けているが、この特別方式の入試としては、「実務経験3年以上」を有する者に特にアピールし、より一層の入学者の多様性を確保することを目的としている。

特別方式の入試の出願資格は、一般的な出願要件に加え、「実務経験3年以上」を課す。実務経験とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた経験を指し、NPOやそれに準ずる非営利団体での活動などを

<sup>100</sup> 【A7】2018年度入学試験要項5頁

<sup>101</sup> 【A36】平成29年度法科大学院入学者選抜実施状況調査（様式A）

含む<sup>102</sup>、としている（具体的な選抜基準、方法については（4））。これは、入学試験として特別に社会経験を持つことを入学許可判定に考慮する以上、社会経験や法学以外の分野における職業知識を十分に習得していることが重要だからである。

このように、本学では、特別枠の入試においては、その判定の重要性から、「実務経験3年以上」を要求しているが、法科大学院学生の多様性を測る指標としては、冒頭の定義で十分であると考えている。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2013年度	57人	19人	2人	21人
合計に対する 割合	100.0%	33.3%	3.5%	36.8%
入学者数 2014年度	42人	15人	1人	16人
合計に対する 割合	100.0%	35.7%	2.4%	38.1%
入学者数 2015年度	43人	12人	1人	13人
合計に対する 割合	100.0%	27.9%	2.3%	30.2%
入学者数 2016年度	30人	7人	1人	8人
合計に対する 割合	100.0%	23.3%	3.3%	26.7%
入学者数 2017年度	18人	3人	1人	4人
合計に対する 割合	100.0%	16.7%	5.6%	22.2%
5年間の入学者数	190人	56人	6人	62人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	29.5%	3.2%	32.6%

この2年は割合が3割未満となっている。かつては、実務等経験者は未修者であることを想定して未修者コースのみで社会人の特別入試を設けていたが、実務等経験者の中にはある程度の法律知識を持つ者もあり、彼らが早期に高度

<sup>102</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項 5頁

な実務的法律知識を習得し社会に戻るといったニーズに対応するため、法学既修者で実務等経験者を対象とするD特別方式（次項の（4）参照）を導入している。

#### （4）多様性を確保する取り組み

社会人経験者および「法学部以外の学部出身者」のための特別の入試を行っている。未修者コースのものとしてC特別方式、法学既修者コースのものとしてD特別方式を、それぞれ別枠で設置している。

C特別方式は、大学を卒業またはそれと同等の学力を有するもので実務経験3年以上の者、または、法学部以外の学部出身者を対象とする入試方式で、A方式で行われる書類選考・筆記試験（小論文）（2-1参照）に加え、面接審査を課すことで、その者の特色ある学歴・職歴・社会経験を評価して選抜を行い、実質的にも多様な人材を選抜するための取り組みをしている<sup>103</sup>。また、書類選考にあってはエントリーシートに社会活動や社会人の職務内容およびその成果など自己アピールをさせ、それを評価する<sup>104</sup>。志願理由書と自己アピールの書類点についても合否判定の資料とすることで、多様な人材の確保をしようとする体制を整備している。

D特別方式は、大学を卒業またはそれと同等の学力を有するもので実務経験3年以上の者で法学既修者を対象とする入試方式で、B方式で行われる書類選考・筆記試験（法律科目試験）（2-1参照）に加え、受験者のこれまでの社会活動や社会人の職務内容およびその成果などから法曹となるにあたっての強みを自己アピール（これにより、書類選考は、志願理由書と自己アピール文の2件となる）をさせ、それを評価する。さらに、面接審査を課し、その者の特色ある職歴・社会経験を評価して選抜を行い、実質的にも多様な人材を選抜するための取り組みをしている<sup>105</sup>。

#### （5）特に力を入れている取り組み

前述のC特別方式、D特別方式は、いずれも実務経験者を含む多様な入学者を確保するために、特に力を入れているものである。D特別方式は、さまざまな法律実務を経験した者が法学既修者と同等の実力を持っていることが想定されるため、そのような層の受け皿として機能することを期待している。このような本学の取り組みは、本学のHPなどで告知し、多様な層が入学志願者となるべく努力している。

#### （6）その他

本学の法学部のみならず、法学部以外の学部にも所属する学生や父母に対し

<sup>103</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項 18-19頁、26-27頁、34-35頁

<sup>104</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項別冊「エントリーシート」

<sup>105</sup> 【A7】 2018年度入学試験要項 20-21頁、28-29頁、36-37頁

ても、法科大学院の存在や法曹が進路先であることを周知すべく、全研究科対象の大学院研究科合同入試説明会<sup>106</sup>にも参加し、広報をしている。

## 2 点検・評価

法学部以外の学部出身者、実務等の経験のある者につき本研究科で定義を示しているが、実務経験者対象の特別の入学試験のために、文部科学省に対する「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の報告をするときの定義よりも経験年数を厳しくした、実務経験3年以上の者を対象とし、そのような層の入学者を確保するよう広報をしている。入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合は、本研究科の基準では過去5年間の合計では3割以上を確保できているが、そもそも適性試験受験者のうち25歳以上の者が2011年の44.6%から、2016年の37.5%に減少していること、年齢が上がるごとに適性試験スコアの中央値が下がり、本学の適性試験の最低基準点を下回る者が増加する傾向にあること、などから、近年では3割を確保できていない状況にある。

この状況を踏まえ、(4)で示したように、「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」を対象として特別入試を実施している。

その他、法学部以外の学部出身者を入学者として確保すべく、上述のように、全学向けの入試説明会を実施している。

以上から、入学者の多様性を確保すべく努力している、と評価できる。

## 3 自己評定

C

## 4 改善計画

多様な入学者を確保するためには、実務経験者や法学部以外の学部卒業者が、法科大学院に入学を志願する際の、無用な「壁」を取り払う必要がある。

多様な入学者の確保のための入試方式においては、1,000字以内の志望理由書と、1,000字以上の自己アピールを書かせてきた。しかし、合計2,000字に及ぶ文章を出願時に書かせることは、志願者にとって負担であり法科大学院への「壁」を感じさせるものとなっている。ここでは、法学部をストレートに卒業した者とは異なる、実務経験者や法学部以外の学部卒業者としての独自性を評価することが目的であるから、面接試験を行っている以上、提出された書類と面接審査で総合的に評価することで足りる。

以上の考慮から、2018年度入試からは、自己アピールを提出させることをやめ、志望理由書として800字程度の文章を書かせるにとどめ、そこで書かれているであろう法学部以外の学部における学修、社会活動や職務経験などの内

<sup>106</sup> 【A38】2017年度大学院研究科合同入試説明会（春季）当日の流れについて（大学院課）

容について、面接審査で具体的に問いかけを行うことによって、法曹への意欲や適性などを総合的に評価することとした。この結果、選抜基準として、これまでは書類選考と面接を個別に配点していたところ、書面による審査と面接審査を総合的に判定した結果を、合否判定のための一要素とする。この要素については、最低基準点を設定する<sup>107</sup>。

C 特別方式は、適性試験、外国語能力、筆記試験（小論文）および上記面接審査の総合点で合否を決定し、D 特別方式は、外国語能力、筆記試験（法律科目）および上記面接審査の総合点で一応の合否を決定したうえで、適性試験の最低基準点を満たさない者につき不合格とする<sup>108</sup>。

---

<sup>107</sup> 【A6】 2016 年度第 13 回法科大学院教授会 (2016. 10. 11) 議事録「2018 年度法科大学院入試改革について」

<sup>108</sup> 【A7】 2018 年度入学試験要項 13 頁以降

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教員体制・教員組織 (1) 〈専任教員の必要数及び適格性〉

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。ただし、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)の専任教員を兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 現状

##### (1) 専任教員の数と教員適格

本法科大学院の定員は1学年70名であり、本法科大学院の収容定員数は2017年度5月1日現在において学則上は210名(70名×3)である。ただし、上記の収容定員は2016年度入学生以降についてのものであり、2015年度入学者については旧定員100名であるので、認証評価上の収容定員は、240名となる。したがって、以下では、収容定員を240名として計算する(2018年度以降は210名となる)。

本法科大学院の専任教員総数は26名である(別紙「教員一覧」参照)。したがって、収容定員240名に対する必要な教員数である16名(240÷15人)を超えている。これらの教員はいずれも学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていない。なお、仮に、6名の専任の実務家教員のうち、認証評価上の専任教員として算入できるみなし専任教員数である3名(後述の必要な実務家教員数4名の3分の2)のみを専任教員数に加えるとしても、専任の研究者教員20名、専任の実務家教員1名、みなし専任教員3名の合計24名であり、上記の法令上必要な専任教員総数を超えている。したがって、本法科大学院の専任教員は、12人以上おり、かつ、収容定員240名に対し学生15人に対し1人以上の数、すなわち、16名以上の教員が所属するという基準を満たしている。

なお、各教員の個別の業績については、別紙の教員個人調書【研究】、教員個人調書【実務】を参照されたい。

また、本法科大学院には、3名の特任教授（民法1名、民事訴訟法1名、国際法1名）が所属し、講義を担当しているが、法科大学院教授会定足数を構成していないので、専任教員数には含めていない。

### （2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本学は、入学定員が100人以下の法科大学院である。したがって、2017年度の5月1日現在における、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野について適格性を有する専任教員の必要教員数と実員数は以下の表のようになる。

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	3人	2人	4人	3人	2人	3人	3人

次に各分野毎に、適格性を有するとした教員の氏名を記載する。

憲法については、市川正人教授、坂田隆介准教授、多田一路教授であり、行政法については、北村和生教授、湊二郎教授である。民法については、中山布紗教授、松岡久和教授、松本克美教授、和田真一教授であり、商法については、島田志帆教授、中村康江教授、村田敏一教授であり、民事訴訟法については、平野哲郎教授、和田吉弘教授である。刑法については、浅田和茂教授、大下英希教授、松宮孝明教授であり、刑事訴訟法については高田昭正教授、淵野貴生教授、山口直也教授である。

### （3）実務家教員の数及び割合

法令上必要とされる実務家教員の数は、本学の入学定員を前提とすると、次のようになる。すなわち、必要専任教員数が16名で、必要な実務家教員の数が、必要専任教員数の20%なので、3.2名であり、小数点以下を切り上げて計算すると、4名が法令上必要とされる実務家教員数となる

したがって、本法科大学院に必要な実務家教員の人数は4名である。本法科大学院には、別紙資料の通り、6名の実務家教員が所属しており、そのうち、専任教員は和田吉弘教授1名である。加えて、見なし専任教員として5名の実務家教員がいるが、認証評価上の専任教員として算定できるみなし実務家教員数（必要な実務教員数4名の3分の2。小数点以下を切り上げ）は、3名である。したがって、選任の実務家教員1名と認証評価上専任教員として算定できる見なし専任教員の実務家教員数を合算すると、4名の専任の実務家教員がいる。以上のように、本法科大学院には、法令上必要とされる基準である4名以上の専任の実務家教員が在籍している。



実務家教員の一般的な選考プロセスは、法科大学院教員選考規程1条2項に基づく、「法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ)2003年11月27日制定」によって定められている<sup>109</sup>。同申し合わせ第3条によると、経験の評価については、以下の基準に基づく者と定められている。第1に、実務家としての能力と経験だが、これについては、担当科目に関連する十分な能力と経験を有することとされ、実務経験は原則として5年以上とされている。第2に、教育実績と教育能力については、大学や司法研修所等での教育実績、その他教育能力を示す経験や教育への意欲を有することと定められている。また、既に示した「法科大学院担当資格審査内規<sup>110</sup>」(2010年3月30日教授会で決定)により、毎年、具体的・個別的な検証を行っている<sup>111</sup>。

現在本法科大学院に所属する各専任実務家教員の実務経験であるが、和田吉弘教授は、約3年の裁判官経験と10年以上の弁護士経験があり、松川充康教授は、裁判官として15年以上の実務経験を有する。小田幸児教授、籠橋隆明教授、森下弘教授は、詳細については各教員の調書に譲るが、いずれも、それぞれ20年以上の弁護士経験を有している。最も経験年数の短い山崎笑教授も9年の実務家経験を有している(なお、山崎笑教授は本法科大学院の第1期卒業生である)。したがって、すべての実務家教員が5年以上の実務経験を有している。

個別の教員の実務経験についての詳細は調書にあるとおりである。また、数多くの実務家教員が、本学あるいは他学部法学部や法学研究科での教育経験、司法研修所、他大学法科大学院での教育経験を有している<sup>112</sup>。

#### (4) 教授の数及び割合

本法科大学院における「教授」の資格要件と認定手続きは以下のとおりである。

本法科大学院における「教授」の資格要件は、既に触れたところだが、法科大学院教員選考規程1条により、以下のように定められている。すなわち、「法科大学院に所属する教員を任用するにあたっては、専門職大学院設置基準第5条により、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があることを基準として選考する。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

また、実務家教員については、法科大学院教員選考規程第1条第2項による

<sup>109</sup> 【A5】法科大学院教員選考規程、法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ)

<sup>110</sup> 【A5】法科大学院担当資格審査内規

<sup>111</sup> 【A6】2017年度第2回法科大学院担当資格審査委員会議事録「2017年度法科大学院担当科目及び資格審査判定結果について」

<sup>112</sup> 教員調書参照

教員任用基準(申し合わせ)により、実務家教員として任用する教員は、狭義の法曹(裁判官、検察官、弁護士)、法律職公務員などの官公庁関係者、企業法務・知的財産部所属の企業人、税理士・公認会計士などの経験を有する者とし(同基準2条)、さらに、第3条において、経験の評価については、(1)実務家としての能力と経験については、担当科目に関連する十分な能力と経験を有すること。実務経験は原則として5年以上とする、(2)教育実績と教育能力については、大学や司法研修所等での教育実績、その他教育能力を示す経験や教育への意欲を有することと規定されている。

認定手続は、法科大学院教員選考規程(2003年11月27日規程第585号)により、以下のように定められている。採用においては、教授会は、研究科長の提議により3名以上の教員からなる選考委員会を組織するとともに、ひろく候補者をもとめるものとし(同規定2条)、次に、選考委員会は、上で見た選考基準(同規定1条)にもとづき、候補者について適否を審査し、教授会にその結果を報告する。教授会が、選考委員会から審査の結果につき報告を受けたときは、審査のうえ、投票によってその採否を決議し(特別契約教員を除いて教授会を構成する教員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の同意を得る)、研究科長より学長にこれを報告、さらに、学長は、この報告を受けたときは、大学協議会にこれを付議し、その承認を得た上で、理事会に具申するものとされている(同規定5条)。

専任教員全員の数と、その内の教授の数を表にすると、以下のとおりであり、専任教員の96.2%が教授である。したがって、半数以上が教授である。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	25人	1人	26人	7人	0人	7人
計に対する割合	96.2%	3.8%	100%	100%	0%	100%

#### (5) 特に力を入れている取り組み

既に述べたように、「法科大学院担当資格審査内規」に基づく資格審査を毎年行っている。各教員の研究業績や教育経験は毎年変わるものであり、また、教員の異動もあることから、このような検証を毎年行うことに力を入れている。

#### (6) その他

上記の通りであり、追加する点はない

## 2 点検・評価

- ①本法科大学院の専任教員は、12人以上おり、かつ、収容定員240名に対し学生15人に対し1人以上の数、すなわち、16名以上となる26名の専任教員が所属している。
- ②法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいる。
- ③専任教員は、学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねていない。
- ④すべての実務家教員が5年以上の実務経験を有しており、必要とされる専任教員数の2割を超えている。
- ⑤専任教員の半数以上が教授である。

## 3 自己評定 適合

すべての基準に適合している。

## 4 改善計画

本法科大学院は、現在、本評価基準に基づく基準を充足しており、今後の人事においても、基準の充足を継続するよう配慮している。したがって、特に改善計画はないが、今後の採用等においても、必要な教員数と教員適格を維持するよう適切に対処していくこととする。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院では、十分な数の専任教員を確保するため、毎年、年度初めに人事計画を策定し教授会に提出し、当該計画に基づいて計画的な採用を行っている<sup>113</sup>。定年による補充が必要な場合には、定年者が定年に達するより数年前から、人事計画に基づき計画的に補充を行っている。例えば、2016年度末に退職となった教員（民法）の補充人事は、既に2015年度後期に決定していた<sup>114</sup>。

若手教員のうち助教については、教授とともに講義を行う機会を設けるなどして（例：憲法演習や公法実務総合演習）、必要な教育能力を得る機会を与えてきた。また、新任教員については、FD活動に関して後述するように、原則として他の教員の講義の参観を必ず行うこととし、必要な教育能力を涵養する機会を与えている。また、新任教員の講義を他の教員が参観し、適切なアドバイスを行う等している。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

継続的な教員確保のための工夫については、上記のような計画的な人事を行うことによる取り組みを行っている。

研究者を志す法科大学院生のための取り組みとしては、本法科大学院のカリキュラム上、研究指導を行う科目として、「法曹資格を持つ、実定法領域における将来の研究者の育成を目的とし、研究者を志す者について、希望する研究分野の教員より研究指導を受けながら、1万字ないし2万字のリサーチ・ペーパー（研究論文）を完成させる」科目である「特定研究」を設け、研究者への進路を目指す学生がある場合には開講している<sup>115</sup>（なお、同講義は該当者がいるときのみ開講されるため2017年度のオンラインシラバスには記載がない）。

2010年度より、法科大学院を卒業し司法試験を合格し司法修習を経た者を、任期5年の助教として採用する制度を発足させている<sup>116</sup>。同制度は、「法務博士の学位を有する者を法学研究者として育成し早期に自立させること」を目的

<sup>113</sup> 【A6】2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25)議事録「法科大学院教員人事の当面の方針について」

<sup>114</sup> 【A6】2015年度第16回法科大学院教授会(2015.11.24)議事録「人事について（任用）」

<sup>115</sup> 【A6】2016年度第15回法科大学院教授会(2016.11.8)議事録「2017年度「特定研究」の受講者募集について」

<sup>116</sup> 【A5】立命館大学の任期を定めた教員の任用に関する規程1条の3第4号

としたものである。同制度に基づく助教は司法試験に合格していることを任用基準とし、5年間の任期制教員として、本法科大学院で教育・研究を行う。憲法の坂田隆介准教授は、本制度により、助教を経て、本法科大学院の専任教員となっている。

### (3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本法科大学院の教員の教育に必要な能力を評価する制度については以下のとおりである。

まず、採用においては、法科大学院教員選考規程（2003年11月27日制定、規程第585号、2004年4月1日から施行）に基づいて行われている。すなわち、①専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、②専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、③専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、という基準に基づいて選考される。採用においては、法科大学院での教育経験がない教員については、模擬授業を実施させることがある。また、准教授から教授への昇任についても採用時と同等の基準と手続により、必要な能力を評価することとなる。

さらに、本学では、2010年より、上記の規定内容を具体化した、「法科大学院担当資格審査内規」を設け、採用時だけではなく、毎年全専任教員につき、法科大学院担当資格審査委員会（同内規7条）により教員の適格性を審査している。法科大学院担当資格審査委員会では、研究者教員については、過去5年間に公刊された「高度の法学専門教育を行う能力」を示す「論文」が3本以上あることや「高度の教育上の能力を」があるかを審査される（5年以上の法学教育の経験を必要とする）。実務家教員については、「とくに優れた知識及び経験」につき、実務家としての5年以上の経験と、法律基本科目を担当するためには、その担当能力を示す研究業績が審査される。2017年度も6月に実施している（教授会資料参照）。

教員の採用時や昇任以外においても、後述のようなFD活動を通じて、教員の教育に必要な能力を向上させる試みがとられている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、FD活動を通じ教育能力の活用の他に、上記の資格審査を毎年全専任教員に実施することで教員の能力水準を確保するよう取り組んでいる。

### (5) その他

上記のとおりであり、特に追加する点はない。

## 2 点検・評価

上記のように、採用及び昇任に際して教員の教育に必要な能力を評価する制

度が整備されている。法科大学院担当資格審査や FD 活動を通じて、教員の教育に必要な能力を維持・発展させるための取り組みや若手教員の教育能力を向上させる取り組みがなされている。また、助教制度のように、将来研究者を目指す学生への対応がなされている。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

制度的には改善すべき点はないものとする。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力を適切に評価するものとする。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の配置バランス

本法科大学院の専任教員は、3-1で示したように、各法律基本科目に数人ずつ配置されており、特定の科目に偏ることはなく、バランスがとれているとすることができる。

また、以下の表のように、科目別で見ても、法律基本科目だけではなく法律実務基礎科目や先端・展開科目、基礎法学・隣接科目につきバランスよく専任教員が配置されており、すべての科目において、受講する学生の数と比較して、専任教員の数が著しく少ない分野はない。基礎法学・隣接科目については、専任教員数の延べ数が、専任教員以外の教員のクラスの延べ数より1人分少ないが、クラス数自体が少ないことや、外部の実務家等の担当が適切とされたことによる。いずれも受講者数は多くないため、各クラスの登録者数の平均値で見れば、専任教員が担当するクラスのほうが、受講者が多く、特にバランスに欠けるところはない。本法科大学院の特徴でもあるGCLの養成に関する科目としては、先端・展開科目である外国法務演習Ⅰや現代法務特殊講義（京都セミナー）といった科目や、実務基礎科目である、リーガルクリニックⅠ・Ⅱがあげられるが、これらについても専任教員が配置されている<sup>117</sup>。

次に、ひとつの科目に複数の教員が配置されている科目の担当者について、具体的に見ておく。2016年度後期の法律基本科目については、憲法演習、民法演習Ⅱ、行政法演習、刑法演習、商法演習Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ、民法総合演習があり、2017年度前期の法律基本科目については、商法演習Ⅰ、商法演習Ⅱ、民法演習Ⅰ、刑法演習、行政法Aがあるが、いずれも複数配置されている教員の全員あるいは半数以上が専任教員であり、受講する学生数に比して、専任教員の数が、著しく少ない科目はない。

また、下記の表<sup>118</sup>では、法律基本科目についてのみ、専任以外の履修登録者数平均が専任のクラスの履修登録者数平均をわずかに上回っているが、民法や民事訴訟法のクラスにおいては特任教授が担当する科目が一定数存在することがその理由と考えられる。法律基本科目を担当する特任教授はすべて本法科大学院の定年退職後を迎えた専任教員である。これらの特任教授は、形式的に

<sup>117</sup> 【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度 法務研究科 開講科目一覧」

<sup>118</sup> クラス毎の履修登録者数平均については、【A50】平均受講登録者数（2017前期+2016後期）

は専任教員にはカウントされないが、従来から本法科大学院の教育に携わってきた教員であり、また、特任教授に就任後も（２）で紹介しているように、各科目ごとの担当者会議にも参加しており、教材の作成や講義内容の検討にも関与している。

以上のように、本法科大学院の専任教員は各科目につきバランスよく配置されているといえることができる。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( )は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	59 (0)	15	74	8.19	9.07
法律実務基礎科目	25 (8)	2	27	8.96	7.75
基礎法学・隣接科目	3 (0)	4	7	9.00	6.00
展開・先端科目	24 (6)	36	60	6.08	5.89

## （２）教育体制の充実

本法科大学院では、民法や憲法と言った科目毎に充実した教育を提供するため、各科目の担当者会議を置き、教育の充実を図っている。担当者会議においては、各科目の教材や最低限到達すべき目標の設定、試験、成績評価について検討が行われておる。これらの取り組みにより、本学法科大学院の専任教員を中心とした科目毎の「教員団」として充実した教育を提供する取り組みがなされている。

実務基礎科目の実務総合演習では、公法系・民事系・刑事系すべてにおいて、研究者教員と実務家教員が協働して講義を行う体制が築かれている<sup>119</sup>。先端・展開科目についても、例えば、公共法務Ⅱでは、研究者教員と実務家教員が、リレー型ではあるが協働して講義を行っている。これらの、協働により、実務と理論の架橋という教育体制の充実に資するものである。また、これらの実務家教員と研究者教員が協働して講義を行っている科目においては、上で見たように、担当者会議が開かれており、教育内容や教材につき、検討を行っており、研究者教員と実務家教員が連携して教育する体制が築かれている。

新任あるいは教育歴の浅い教員については、3-1や4-2に示されているように、授業参観やFDフォーラムでの議論への参加等によりサポートする体制が築かれている。また、新任教員の赴任前年度から、使用教材・シラバス・レジュメ・授業資料を交付する、あるいは、LET上のレジュメや教材を提示することが行われ、前年度から授業準備を行うことができるように配慮されている。

<sup>119</sup> 【A6】 2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22) 議事録「2017年度 法務研究科 開講科目一覧」



さらに、赴任後は、上記の各科目別の担当者会議において、民法や刑法といった部門毎の会議において、授業の運営や使用教材についてのサポートが行われている。授業参観も、新任教員自身が他の教員の授業を参観するだけでなく、他の教員が新任教員の授業を参観することでアドバイスをを行うといった取り組みが行われている。新任教員は教育歴の長さに関わりなく、授業参観の対象となっている<sup>120</sup>。

本法科大学院においても、入学定員の削減を行ってきたため、前回の認証評価の際よりも専任教員数は減少している。しかし、今後ともバランスがとれ、充実した教育体制を確保できるよう、専任教員数は大きく削減することなく、維持している。また、教員の分野別のバランスにも配慮している。

### (3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では(2)で見たように、実務家教員と研究者教員が連携協働して行う授業が、実務総合演習について、公法民事法刑事法の各分野で存在する。また、法律実務基礎科目以外にも実務家教員と研究者教員が連携協働する科目が見られる<sup>121</sup>。これらの授業では、授業自体を両者で行うにとどまらず、授業の準備や教材作成についても実務家教員と研究者教員で連携して行われており、このような取り組みを通じて実務と理論を架橋する法科大学院の充実した教育体制を図っている。特に、模擬裁判を実施する科目においては、実務家教員と研究者教員の連携が必須となっている。

### (4) その他

その他追加する点はない。

## 2 点検・評価

上記のように、本法科大学院では必要な数の専任教員が配置されている。それだけではなく、専任教員は法律基本科目だけではなく、展開・先端科目等においても適切に配置されている。さらに、各科目の担当教員は、専任教員を中心に、「教員団」として、研究者教員と実務家教員の連携を図りつつ、担当者会議の開催を行う等、教育体制を充実させる取り組みを行っている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

現時点では、特に改善すべき点はないが、この後は入学定員の見直しに関わ

<sup>120</sup> 【A6】2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25)議事録「2017年度前期 授業参観について」

<sup>121</sup> 【A16】各科目のシラバス参照

って、バランスのとれた専任教員の配置に配慮すべきこととなる。

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

2017年5月1日現在の年齢構成は以下の表のとおりである。

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者 教員	2人	8人	5人	5人	1人	21人
		9.5%	38.1%	23.8%	23.8%	4.8%	100.0%
	実務家 教員	2人	0人	1人	2人	0人	5人
		40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計		4人	8人	6人	7人	1人	26人
		15.4%	30.8%	23.1%	26.9%	3.8%	100.0%

##### （2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院では発足以来、教員の年齢構成については配慮しており、継続してバランスがとれたものとなっている。もちろん、ある時期において、年齢構成のバランスがとれているとしても、その後の対応を適切に行わない限り、バランスは次第に崩れることになるが、本法科大学院では、新任教員の採用においても、年齢構成に配慮しており、現在でも（1）のように、バランスのとれた年齢構成となっている。

##### （3）その他

新規採用にとどまらず、立命館大学法学部からの移籍人事を含めて<sup>122</sup>、年齢構成のバランスが偏らないよう配慮している。

#### 2 点検・評価

本法科大学院では、1でも述べたように、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、教員の年齢構成をバランスのとれたものとする必要があることを発足段階から意識してきた。その結果、上記1（1）の表に見られるように、本法科大学院の専任教員の年齢構成は、研究者教員についても実務家教員についても70歳をこえる者は1名であり、また、39歳以下の教員が4名お

<sup>122</sup> 2014年度（商法）転出1名転入1名、2015年度（憲法）転出1名転入1名、2017年度（民事訴訟法）転入1名の移籍があった。

り、40歳代、50歳代、60歳代の各年代においても突出した年代はなく、低年齢層や高年齢層のいずれについても偏っていない。各年代につきバランスのとれたものとなっていると評価することができる。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

今後も、上記のような年齢構成バランスを維持できるよう人事面での配慮を継続する。

### 3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### (1) 教員のジェンダーバランス

2017年5月1日現在の教員の男女比は以下のとおりである。前回の2012年における認証評価時においては、専任教員に占める女性教員比率は8.3%であったが、現在は15.4%であり、ほぼ倍増した。

教員区分 性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	18人	4人	20人	12人	54人
	33.3%	7.4%	37.0%	22.2%	100.0%
女性	3人	1人	5人	3人	12人
	25.0%	8.3%	41.7%	25.0%	100.0%
全体における 女性の割合	15.4%		20.0%		18.2%

##### (2) 特に力を入れている取り組み

新任教員の人事にあたっては、教育、研究能力はもとより、ジェンダーバランスに重点をおいた採用を行ってきたところ、上記のように過去5年で女性教員比率を倍増させることができた。今後の人事においても同様の取り組みを継続するものとする。

##### (3) その他

専任教員での女性教員の比率は上記のように著しく改善したが、非常勤教員等を含む女性教員の割合は、ほぼ横ばいであり、非常勤教員を含めて、ジェンダーバランスに配慮した取り組みを継続する必要がある。

#### 2 点検・評価

本学法科大学院における女性教員の占める割合は、上記の表のとおりである。現在、専任教員26名中で女性が4名（実務家教員1名、研究者教員3名）であり、前回2012年度の認証評価の時よりも改善されている。女性教員の比率が増加した理由は、男性教員の減少もその一因であるが、それだけが理由ではない。2012年の認証評価時よりも、女性教員の実数も増加しているからである。教育の多様性、教育・研究水準の維持発展の観点からの、ジェンダーバランス

に配慮した教員人事が行われているものと評価できる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

ジェンダーバランスについては改善の方向に向かっていると言える。しかし、専任教員に占める女性教員の割合はそれでも十分とは言えないので、今後の人事計画において、さらなる配慮をする予定である。また、非常勤教員の採用においても、ジェンダーバランスへの配慮に取り組む。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数<sup>123</sup>

###### 【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	4.54	4.74	5.94	4.34	4.00	5.60	—	—	—	—	1コマ 90分
最低	1.40	0.00	1.00	2.40	2.00	1.00	—	—	—	—	
平均	2.61	2.79	3.47	3.37	3.05	3.80	—	—	—	—	

2017年度に法律基本科目を担当する兼任教員はいない

###### 【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	4.20	5.14	4.54	3.80	5.00	5.80	1.54	2.00	—	—	1コマ 90分
最低	1.00	1.00	4.54	3.80	2.00	1.00	1.00	0.54	—	—	
平均	2.51	3.11	4.54	3.80	3.03	3.90	1.18	1.27	—	—	

###### 【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	5.04	4.80	3.54	4.80	5.00	5.80	1.54	5.14	—	—	1コマ 90分
最低	0.00	0.00	3.54	4.80	2.00	1.00	1.00	0.54	—	—	
平均	2.59	2.71	3.54	4.80	3.03	3.77	1.27	2.17	—	—	

注1) 上記には学外研究中の教員の教員、休職中の教員は除く。

注2) 後期には夏期集中科目の時間数を含む。

注3) 各年度とも兼任教員で実務家教員はいない。

<sup>123</sup> 【A48】 2015-2017年度法務研究科所属教員担当時間数

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数<sup>124</sup>

【2017年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員				備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.00	7.00	5.94	5.34	4.00	5.60	1 コマ 90分
最 低	1.54	1.00	2.00	2.40	2.00	1.00	
平 均	3.84	4.23	3.97	3.87	3.05	3.80	

【2016年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員				備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	6.07	6.14	4.54	3.80	5.00	5.80	1 コマ 90分
最 低	1.00	1.00	4.54	3.80	2.00	1.00	
平 均	3.74	4.47	4.54	3.80	3.03	3.90	

【2015年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員				備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.34	7.42	3.54	4.80	5.00	5.80	1 コマ 90分
最 低	1.00	1.00	3.54	4.80	2.00	1.00	
平 均	3.96	5.03	3.54	4.80	3.03	3.77	

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

本法科大学院における、授業以外の会議への出席や学内で行う授業以外の業務などの授業以外の取り組みの負担の有無についての時間数については以下のとおりである。本法科大学院では、授業以外の会議等については、長期休暇中を除き、原則として、火曜午後隔週で教授会が開催されており<sup>125</sup>、専任教員はこれに出席する義務がある。その他、法科大学院には、教務委員会、FD委員会、入試委員会、自己評価委員会等の委員会や、その他法学部との連携委員会

<sup>124</sup> 【A48】 2015-2017 年度法務研究科所属教員担当時間数

【A49】 2015-2017 年度法務研究科所属教員の他大学出講時間数

<sup>125</sup> 【A6】 2016 年度第 20 回法科大学院教授会(2017. 2. 14) 議事録「2017 年度前期教授会日程について」

【A6】 2017 年度第 6 回法科大学院教授会(2017. 6. 20) 議事録「2017 年度後期教授会日程について」



や全学レベルでの委員会等があり、専任教員は原則として、それぞれ、2～5の委員会等に所属している<sup>126</sup>。これらの委員会等については、その開催頻度等を勘案し、委員の任命がなされている。法科大学院内部の各種委員会等は、通常、教授会の前後に開催され、出席の負担を減少させるよう工夫がなされ、また、特定の者に負担が集中しないよう配慮がされている。

これらの会議の実際の開催時間数は、主要なものに限ると、2016年度の場合は以下ようになる。すなわち、教授会が22回（会議時間は1回平均60分。会議時間数は議事録の記載に基づいて算出している。以下、同じ）、教務委員会21回（1回平均35分）、FD委員会19回（1回平均20分）、法学部との連携委員会5回（1回平均90分）、エクスターンシップ委員会3回（1回平均30分）、入試委員会6回（1回平均35分）、入学政策委員会10回（1回平均35分）、自己評価委員会3回（1回平均20分）、資格審査委員会2回（1回平均15分）等となる。これらのうち、教授会以外で開催回数が多いのは教務委員会とFD委員会であって、両委員会に所属する教員（原則両委員会の構成員は共通である）の時間上の負担は、両委員会と教授会で年間2435分である。これを90分授業に換算すると年間約27コマ分となり、1週1コマ分の講義を行うことよりやや少ない程度であると言うことができる。また、後掲の2017年度前期実施のアンケート調査においても、1週あたりの授業以外の取り組み時間を調査したが、専任教員1名につき1週間あたりで平均90分弱との回答を得た。上記の会議時間から導いた数字はアンケート調査による各教員の主観的な認識とも一致するものである。そうすると、(2)に示した「他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数」の平均値に1コマが追加される程度の時間的負担であり、他の負担と合算した場合、決して少ない負担ではないが、これらの負担により、教員が十分な授業準備等を行うことができなくなるというレベルのものではないということができる。

もちろん、研究科長・副研究科長は、全学レベルの会議も含め、上記の会議の他に、授業以外の各種取り組みや会議出席が求められるが、授業担当時間数が他の教員よりも低く設定される等、負担が過大とならないよう一定の工夫がされている。

#### (4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーについては、専任教員については、各教員につき週1コマが指定されている。オフィスアワーの利用については、2017年度前期に専任教員に対してアンケートによる調査を行ったが（回収率85%）、これによると、オフィスアワーについては、専任教員1人につき1週間で平均34分かかっているとの実態がわかった。オフィスアワーでの学生対応が0分あるいは10分以下の教員も少なくなく、実質的に補習等の目的で使用されているという実態はな

<sup>126</sup> 【A6】2017年度第1回法科大学院教授会(2017.4.11) 議事録「法科大学院役職(2017年度)について」

い<sup>127</sup>。

これらのオフィスアワー以外にも、学生からの個別の質問への対応が各教員によりなされているが、上記のアンケート調査によると、学生への質問に対する学生対応は、専任教員1人につき1週間で平均45.8分であり、オフィスアワーと合算しても1週あたり、80分弱であり、教員に対する特段の負担とはなっていないと考えられる。さらに、学生定員の減少もあり、これらの負担は減少する傾向にあると考えられる。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院専任教員の年間講義責任時間は1年間を通じて1週4授業時間(コマ)である。責任時間数は、法学部や法学研究科の講義も含めて算出される。授業担当の決定の際には、これらの数字を超えないよう配慮がされている<sup>128</sup>。

また、本法科大学院の専任教員が学外非常勤講師として出講すること自体は禁止されていないものの、教授会でそれらの出講の承認をするにあたっては、法学科大学院の授業に支障が生じないことを厳格に確認している<sup>129</sup>。

#### (6) その他

教員の教育を支援するため、本学法学研究科の院生が、TA( Teaching Assistant)として、小テストのデータ整理等の教員の業務を補助する体制がある。法学研究科の院生数が必ずしも多くないため、多数のTAが補助を行う体制が整備されているわけではないが、一定の科目においては、TAによる補助が行われ、教員の教育負担を軽減しているといえることができる。

## 2 点検・評価

1 (1) 記載の表に見られるように、本法科大学院の教員の平均授業時間は他学部や他校への出講数を含めても90分授業5コマを超えていない。もちろん、個別に見ると、2017年度には、最高授業時間数が5コマを超える教員が少数とはいえ存在するが、必ずしも5コマを超えることが常態化しているというわけではない。例えば、2017年度前期で7コマを超える教員は、法学研究科の大学院生の指導のため必要であるという研究指導上やむを得ない事情によるものである。したがって、本法科大学院の授業時間数の負担は、全体としては、適切な授業準備等を行うのに十分な範囲に収まっているといえることができる。また、オフィスアワーやそれ以外の学生への質問対応等が時間的に見ても実質上の補習として行われているという実態もないのは、アンケート調査からも明らかである。

<sup>127</sup> 【A39】 オフィスアワーに関する教員アンケート

<sup>128</sup> 【A5】 立命館大学専任教員責任時間規程

<sup>129</sup> 【A6】 学外非常勤講師等への出講については、各回の教授会議事録参照。

授業以外の会議やFD活動等の取り組みについても専任教員の時間的な負担は存在しており、決して軽い負担とは言えないが、これらの負担を軽減する取り組みがなされており、教員が十分な授業の準備等を行うことができる程度のものであるということが出来る。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

授業時間数が若干多い教員が見られる原因のひとつは、法学研究科の出講が決定される時期が、他の科目よりも遅い時期になることがある。次年度時間割を検討する際に、法学研究科との連携を強めることで、より早い段階で担当授業を決定することとしていきたい。

また、本法科大学院の専任教員は、衣笠キャンパスに位置する立命館大学法学部や法学研究科への出講を行っており、朱雀キャンパスとは別キャンパスであることから、片道 20 分程度であるが移動時間を要している。衣笠キャンパスへの出講がある教員については、時間割等を考慮して（例えば一定の曜日への出講日の集中）、移動が負担とならないようにしているが<sup>130</sup>、このような取り組みは今後も必要と考えられる。

---

<sup>130</sup> 【A40】2017年度出講簿

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

教員の研究活動を支援するための制度として、①個人研究費・出張旅費の支給<sup>131</sup>、②全学レベルの研究高度化推進制度がある<sup>132</sup>。

①については、専任教員の個人研究資料費は年間 24 万円であり、研究経過報告および研究計画書と領収書等の提出を条件として専任教員全員に支給される。また、研究旅費として、専任教員 1 年間 1 人当たり 15 万円の旅費が支給される。研究旅費のうち 5 万円は、前年度中の申請により個人研究資料費に振り替えることができる。

②については、日本学術振興会・科研費の他、研究高度化推進制度として本学独自の研究助成制度として、(a)研究推進プログラム（科研費獲得推進型）（20 万円～100 万円）、(b)学術図書出版推進プログラム（上限 100 万円）等があり、法科大学院の専任教員も応募することができる。また、学術図書出版については、別に法学会による立命館大学法学叢書の出版助成があり、隔年で上限 100 万円の出版助成がなされる<sup>133</sup>。

##### （2）施設・設備面での体制

専任教員については、実務家教員も含めて朱雀キャンパス（本法科大学院が設置されているキャンパス）に個室の研究室がある（1 室 24 m<sup>2</sup>）<sup>134</sup>。各研究室にはパソコンが配置されており、学内データベース等へのアクセスが可能である。その他、教員共同利用室が 1 室あり、共同研究、簡単なミーティング、教材等の作成に利用するとともに、教員のラウンジ機能を果たしている。

朱雀キャンパスには研究用図書、とりわけ外国語文献の配置は必ずしも十分ではないが（教育用の図書資料が中心である）、和書に関しては、教員の研究に関する図書も配置されている。衣笠キャンパスには、研究棟である修学館及び附属図書館（平井嘉一郎記念図書館、2016 年開館。）において研究用図書が整備されており、法科大学院教員も利用している。なお、衣笠キャンパス、びわこくさつキャンパス、大阪いばらきキャンパスといった異なるキャンパスに配架されている資料を、朱雀キャンパスに取り寄せることは可能である。通常、

<sup>131</sup> 【A5】立命館大学個人研究費取扱規程

<sup>132</sup> 【A41】研究高度化推進制度に関するご案内（研究部）

<sup>133</sup> 【A5】立命館大学法学叢書施行細則

<sup>134</sup> 【A72】2017 年度朱雀キャンパス（4F）教員研究室配置図

予約してから1両日で朱雀リサーチライブラリーに到着し、閲覧ないし貸出し可能となる。

### (3) 人的支援体制

教員の日常の研究活動を支援する制度として、法学部・本法科大学院共通の研究支援業務を行う法学アカデミー制度<sup>135</sup>がある。法科大学院がある朱雀キャンパスの教員共同利用室にも、不定期であるが、ほぼ週1回程度、担当職員1名が配置され、法科大学院教員の研究支援（文献検索・複写、学会業務補助等）を行っている。

また大学全体としては、さまざまな研究支援のため、衣笠キャンパスには人文社会リサーチオフィス、びわこくさつキャンパスにはBKCリサーチオフィスが設置され、研究費獲得の支援から獲得後の資金管理のサービスが提供されている。この関係で本法科大学院が設置されている朱雀キャンパスには、担当職員が1名配置されている。個人研究費及び科研費等の処理は当該職員が行っている。

### (4) 在外研究制度

本学には学内資金または学外資金による学外研究制度があり、本法科大学院も同制度の適用を受けるが、法学部・法学研究科とあわせて適用を受けている。以下の内容は法学部・法学研究科と共通の制度についてである。

#### ア 学外研究制度

本学の資金による学外研究制度である、学内資金による学外研究制度は、立命館大学専任教員学外研究規程<sup>136</sup>（2008年5月9日規程第766号。なお2013年11月22日に一部改正され、研究区分が変更された。）により、国外研究、国内研究、学内研究（本学での研究）の3種に分かれ、学外研究を希望する前年度に申請することにより、審査を経て認められる。また、学外資金を得た場合等にも、学外研究制度の適用を受けることができる。

学外研究期間中は学外研究費が支給される。学外研究費の支給額は1件あたり、330万円が上限となっている。学外研究費は、法学部と法科大学院で総額が定められており、その範囲内で学外研究を行う教員に支給される。

研究期間中は学外研究計画書に基づく研究または調査に専念することとされ、研究期間中、授業および学内役職その他の業務を原則として免除される。また、研究期間終了後は学外研究報告書の提出が義務付けられる。

#### イ 学外研究制度の利用状況

<sup>135</sup> 【A42】 法学アカデミー研究秘書業務内容

<sup>136</sup> 【A5】 立命館大学専任教員学外研究規程

2013 年度以降の本法科大学院における学外研究の利用状況は以下のとおりである。

国外研究としては、市川教授（2013 年度後期・2014 年度前期。アメリカン大学）、山口教授（2014 年度後期。フロリダ大学）、加波教授（2015 年度後期。ウィーン大学）、大下教授（2016 年度前期・後期・2017 年度前期。アメリカン大学）の 4 名である。国内研究としては、中山教授（2015 年度前期・後期。九州大学）の 1 名であり、学内研究としては、山田教授（2014 年度前期。当時。現在は法学部に移籍）、北村教授（2015 年度後期）、村田教授（2016 年度前期）、湊教授（2017 年度後期・2018 年度前期）、島田教授（2017 年度後期）、松宮教授（2017 年度後期。2018 年度前期は国外研究を予定）の 6 名である。

#### （5） 紀要の発行

法科大学院としては紀要を発行していない。また、現在のところ、発行する予定はない。ただし、立命館大学法学会により、「立命館法学」や「Ritsumeikan Law Review」といった紀要が発行されており、本法科大学院の教員は同誌に論文等を掲載している<sup>137</sup>。

#### （6） 特に力を入れている取り組み

上記のように、本法科大学院では教員の研究活動および質の高い教育の確保の観点から、専任教員も在外研究制度を利用できるようになっており、国外研究を含めて、毎年度 2～3 名の専任教員が同制度を利用して国外での研究を含む在外研究を行っている。今後も、この取り組みを継続する。

#### （7） その他

上記の学外研究制度の他に、立命館大学研究専念教員規程<sup>138</sup>（2003 年 1 月 17 日規程第 529 号）による研究専念教員制度が存在し、申請により研究専念教員に任命された場合には、授業科目の担当、教授会、研究科委員会、研究科教授会の出席等が免除され、研究プロジェクト等に専念することができる。ただし、2017 年度までに本法科大学院には同制度の利用実績はない。

## 2 点検・評価

以下の点が課題である。

第 1 に、法学部や法学研究科のある衣笠キャンパスには日常の研究活動を支援する人的な体制があるが、法科大学院がある朱雀キャンパスではそうした体制がなお不十分であり、実質的な研究補助業務の多くは衣笠キャンパスで行われているのが実態である。

<sup>137</sup> 製本のうえ各所に配架されているほか Web でも閲覧が可能。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm>

<sup>138</sup> 【A5】立命館大学研究専念教員規程

第2に、上記の点とも関連するが、法科大学院の教員の研究に係る研究所、研究センターは衣笠キャンパスに置かれている。研究所等の運營業務、研究会活動などの、日常の研究業務の円滑化に課題が残っている。

第3に、ライブラリーは、教育や院生の学習には十分な資料を備えているが、研究用図書としては必ずしも十分とは言えない。一層研究用の図書資料等を充実させる必要がある。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

法科大学院には法科大学院独自の研究支援体制は必ずしも十分には整備されていないが、法学部や法学研究科と併せて全学共通の研究支援体制の対象となっている。たとえば、本法科大学院独自の学外研究制度はないが、法学部や法学研究科と共通に運用されることにより、学外研究利用者の講義の担当者の調整などの運用により、より実効的な研究支援が行われてきている。

しかしながら、研究利用図書の整備、研究費の総額の適否、人的な体制の整備につきなお改善の必要性がある。

これらについては、法科大学院独自の研究支援体制を検討することも含め、さらなる改善を検討している。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

###### ア 取り組み体制

本法科大学院において、教育内容の現状を把握し、問題点を見だし、改善に向けた方針を決定するのは教授会の役割である<sup>139</sup>。この教授会の役割を十全に果たすために、教授会のもとに、教務担当副研究科長を委員長とする教務委員会が置かれ<sup>140</sup>、平均して月2回程度の会議を開催している。ここで協議された事項については教授会において提案・審議され、必要な決定が行われる。設置基準により、各法科大学院に求められる「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」（いわゆるFD活動）を行うためには、FD委員会が設置され<sup>141</sup>、教務委員会や教授会と連携した活動を行っている。

FD委員会の任務は、「教育内容の具体的改善に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。また、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムを開催し、年1回発行のFD活動の報告書等の作成を行う」ことにある<sup>142</sup>。FD委員会は、専門分野ごとに、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から、毎年10名前後の委員が選出されるが、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、実務家経験のある教員が含まれるようにしている<sup>143</sup>。FD委員会は、平均月1～2回開催され<sup>144</sup>、FD活動の方針作成と具体化を進めているが、活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、FDニューズレターの発行などである<sup>145</sup>。

###### イ 科目毎のFD等

本法科大学院では、具体的な教育内容・方法の改善のためには各科目・部門の担当者における協議が重要な意義を有するという視点から、各科目・分野ごとに責任者を決めて、適宜、担当者会議を開催し、各科目のその年度の担当体

<sup>139</sup> 【A5】立命館大学法務研究科教授会規程4条10号、立命館大学大学院学則7条1項、8条4号

<sup>140</sup> 【A5】法科大学院常設委員会内規2条

<sup>141</sup> 【A5】法科大学院常設委員会内規3条

<sup>142</sup> 【A5】法科大学院常設委員会内規3条

<sup>143</sup> 【A6】2017年度第1回法科大学院教授会(2017.4.11)議事録「法科大学院役職(2017年度)について」

<sup>144</sup> 【A6】FD委員会の各回議事録

<sup>145</sup> 【A6】2017年度第1回FD委員会議事録「2017年度FD活動方針」



制、教材の選定や作成、授業の運営方法、成績評価（試験の内容や評価基準）等について協議している。特に、同一科目を複数の担当者が担当している場合には、科目内容や成績評価の共通化のために丁寧な議論を行い、成績評価結果の調整も実施している（8-1 成績評価の項参照）。この科目別担当者会議については、本法科大学院専任教員だけではなく、学部所属で法科大学院科目担当者や非常勤教員にも必要に応じて参加してもらうなど、認識の共有に留意している。

## （2）FD 活動の内容

FD 委員会は、平均月 1～2 回開催され、FD 活動の方針作成と具体化を進めているが、活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FD フォーラムの開催、授業参観の実施、FD ニュースレターの発行などである（各年度の自己評価報告書の該当部分および FD ニュースレター参照<sup>146</sup>）。授業改善アンケートについては次項に譲り、ここでは、その他の活動について述べる。

### ア FD フォーラムの実施

教育内容や方法について様々な視点から意見を交換し、具体的な改善につなげていくための研究会（フォーラム）を毎年度 3 回程度実施している。2012 年度以降のテーマと内容の概略は以下の通りである（概要は、ホームページ上で公表している<sup>147</sup>）。

#### 【2013 年度】

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 第 1 回（7 月 2 日）「法律基本科目における平常点評価の再検討」 | 参加者 18 名 |
| 第 2 回（11 月 26 日）「リーガルライティング教育のあり方」  | 参加者 23 名 |
| 第 3 回（3 月 4 日）「グレード制の現状と課題」         | 参加者 21 名 |

#### 【2014 年度】

- |  |          |
|--|----------|
| 第 1 回（7 月 8 日）「再履修クラスの授業を考える」          | 参加者 18 名 |
| 第 2 回（11 月 25 日）「演習授業の高度化の課題」          | 参加者 20 名 |
| 第 3 回（3 月 3 日）「実務総合演習の授業内容・方法のあり方について」 | 参加者 19 名 |

#### 【2015 年度】

- |   |          |
|---|----------|
| 第 1 回（7 月 7 日）「共通到達度確認試験と未修 1 年次の関連科目の授業のあり方」 | 参加者 18 名 |
| 第 2 回（12 月 15 日）「厳格な成績評価のあり方」                 | 参加者 14 名 |
| 第 3 回（3 月 1 日）「学生にとって役立つ教材とは？」                | 参加者 13 名 |

#### 【2016 年度】

<sup>146</sup> 法科大学院ホームページ「FD 活動（FD ニュースレター）」  
[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

<sup>147</sup> 法科大学院ホームページ「FD 活動（FD フォーラム）」  
[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

- 第1回（7月6日）「適正クラス規模と双方向授業について」 参加者 14名  
第2回（12月13日）「LETの活用状況とmanaba+Rについて」 参加者 19名  
第3回（3月7日）「実務総合演習の授業内容・方法について」 参加者 15名

【2017年度】

- 第1回（6月20日）「クラス規模と双方向的・多方向的授業（2）－未修者法律基本科目」 参加者 17名

この間のFDフォーラムでは、双方向・多方向授業に関するもの（2012年度第1回、2016年度第1回、2017年度第1回）、成績評価に関するもの（2013年度第1回、2015年度第2回）が複数回あるほか、従来あまり取り上げることのないテーマとして、教材（2015年度第3回）、WEB上の教育支援システムであるLET（2016年度第2回）についても報告および議論が行われ、これらの事項に関しても教員間における知見の共有が図られた。予習（2012年度第3回）、平常点評価（2013年度第1回）、LET（2016年度第2回）などは、2012年度認証評価での指摘を踏まえて設定されたテーマでもある。2015年度より法律基本科目の演習科目に再履修クラスが設定された<sup>148</sup>こととの関係では、導入前に再履修クラスの授業に関する検討を行っており（2014年第1回）、FDフォーラムとカリキュラム改革との間に関連性がみられる。また、2015年より共通到達度確認試験が実施されたことから、同年の試行テストの結果を受けてFDフォーラムを開催している（2015年度第1回）。特定科目に関するFDフォーラムとしては、リーガルライティング（2013年度第2回）のほか、実務総合演習（2014年度第3回、2016年度第3回）に関するものがある。実務総合演習については、2014年度第3回FDフォーラムでの議論等に基づいて、各部門において授業内容の改革が行われており、2016年度第3回FDフォーラムではその成果および問題点を検討した。

なお2016年度と2017年度の第1回FDフォーラムでは、入学者が減少する中でクラス規模との関係で双方向的・多方向的授業が効果的になされているか、授業運営上の課題を検討したが、演習科目（2016年度）、講義科目（2017年度）ともに、それぞれ多様な工夫の元に授業運営が行われている点を確認することができた。

## イ 授業参観

2006年度より授業参観をFD活動の一環として取り組むことを法科大学院教授会として決定して以降、毎年、授業参観を実施している。その趣旨は、他の教員の授業実践の見学を通して自己の教育方法・内容の改善の参考とすること、第三者の目から当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考にすべき積極面を検証することにある。中でも、新任教員や、当該科目を

<sup>148</sup> 【A5】2014年度第4回法科大学院教授会（2014.5.27）議事録「2015年度の開講科目クラス数について」

初めて担当する教員の場合、同じもしくは関連する科目の他の教員の授業を参観することには大きな意義があるため、毎年度、それらの教員には授業参観を強く呼びかけ、専任教員の場合、全員が実行している。

2013年度では、未修1年次対象の法律基本科目と新任ないし新たな科目担当者の授業を参観することとし、前期13科目・後期10科目について実施した(新任教員の参観も実施)。2014年度は、法律基本科目の演習科目と新任ないし新たな科目担当者の授業を参観することとし、前期15科目・後期18科目について実施した(新任教員の参観も実施)。2015年度～2016年度では、2年間をかけて全科目について授業参観を実施した。また2017年度には、新任教員の担当家屋、新設科目、入学者が少なかった未修者の必修科目を授業参観の対象として設定し、新任教員、FD委員による授業参観を実施した(11科目)。

参観後には、参観者が、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書<sup>149</sup>を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討され、教授会でも紹介されている。2016年度後期より、授業参観報告書を受け取った兼任教員・非常勤教員がFD委員長または事務室にFD活動に関する意見を提出することができる仕組みを導入している<sup>150</sup>。

2017年度からは、回収された授業アンケートをふまえて担当教員がコメントを書面で記入し<sup>151</sup>、それをFD委員会で集約し、アンケート分析結果に役立てることにした。

#### ウ FD ニュースレターの発行

FD活動の成果を取りまとめて公開し、社会に向けて発信していくために、FDニュースレターを年1回発行している。各年度における活動内容を紹介するとともに、関連する記事・論稿を掲載している。FDニュースレターは学内外の関係者に印刷配布するとともに、HP上で公開している<sup>152</sup>。

(ア) 各科目・各部門の担当者会議のうち、各科目の年度ごとの担当体制、教材の選定や作成、授業の運営方法に関しては、毎年度の後期期間中に、次年度の授業について、担当者会議が開催されている。同一科目を複数の担当者が担当している場合には、定期試験終了後・成績評価結果の提出前に、成績評価結果の調整を行うこととしている(8-1 成績評価の項参照)。

(イ) 外部研修等への参加に関しては、法科大学院協会主催のシンポジウム

<sup>149</sup> 【A13】 授業参観報告書書式

<sup>150</sup> 【A5】 2016年度第14回FD委員会議事録「2016年度後期 授業参観報告書について」

<sup>151</sup> 【A13】 2017年度前期第2回授業アンケート用紙

<sup>152</sup> 法科大学院ホームページ「FD活動 (FDニュースレター)」

[http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

をはじめ、関連する研修会等に、専任教員を積極的に派遣して最新情報を収集し、教授会でも適宜報告し、情報を共有化することに努めている。参加の呼びかけは教授会で行うが、内容によっては、執行部から参加を要請することもある。2013年度以降の主な具体的な派遣は以下の通りである。

【2013年度】

- ・2013. 5. 11 法科大学院協会シンポジウム（東京大学本郷キャンパス）  
松宮孝明教授 淵野貴生教授

【2014年度】

- ・2014. 7. 29 藤木新生法律事務所 FD 国内調査  
松宮孝明教授 松本克美教授 和田真一教授
- ・2014. 8. 1 岡山大学法科大学院 FD 国内調査  
淵野貴生教授 和田真一教授
- ・2014. 8. 8 早稲田大学法科大学院 FD 国内調査  
松宮孝明教授 松本克美教授
- ・2014. 8. 8 九州大学法科大学院 FD 国内調査  
淵野貴生教授 福本布紗教授

【2015年度】

- ・2015. 7. 24 法科大学院教育と企業内法務セミナー（中央大学）  
田中恒好教授

【2016年度】

- ・2016. 8. 3 商事法務研究会 法科大学院全国統一適正試験結果説明会  
和田真一教授

（3）FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

従前より、FD フォーラムに関しては、教育方法や内容の改革課題を踏まえてフォーラムのテーマを設定し、FD フォーラムにおける率直な議論の成果が、教務委員会や担当者会議、さらには教授会での議論につながるようにしているところである。例としては、再履修クラスの授業に関する FD フォーラムでの議論を踏まえた法律基本科目（演習科目）における再履修クラスの導入や、実務総合演習に関する FD フォーラムでの議論に基づき、各部門における担当者会議を経て、実務総合演習の授業内容が改革され、その成果や問題点が再び FD フォーラムで議論されるといったサイクルを挙げることができる。そのほか、2015年より試行されている共通到達度確認試験については、同年以降毎年教授会で結果および科目担当者による分析が報告されているが<sup>153</sup>、2015年度第1回FD フォーラムのテーマとしても取り上げられており、教員間の認識の共通化に資するものであるといえる。

---

<sup>153</sup> 【A6】2017年度第4回法科大学院教授会(2017. 5. 23) 議事録「2016年度共通到達度確認試験（第3回試行試験）結果について」

授業参観についても、授業参観報告書の記載を明快にし、報告書を見た被参観者が、自己の授業の長所と短所を具体的に把握し、改善につなげることができるようにしているところである。

さらに、各種の研修会等への参加についても、参加者からする報告が教授会で行われ、全教員に還元できるようにしている。

#### (4) 教員の参加度合い

前回の認証評価では、「兼任教員・非常勤教員のFD活動への参加度は必ずしも高くない」と指摘された。もっとも、上記のとおり、授業参観活動にはほぼ全員が参加しており（参観を受ける側としては専任、非常勤を問わない）、また、2016年度後期より、授業参観報告書を受け取った兼任教員・非常勤教員がFD委員長または事務室にFD活動に関する意見を提出することができる仕組みを導入している。後述の授業改善アンケートについては（非常勤を含む）全科目で実施され、その結果も、全教員で共有されている。FDフォーラムへの兼任教員・非常勤教員の参加は少ないが、2016年度第2回フォーラムでは、法学部所属教員（森久智江准教授）による報告が実現しており、2016年度後期より、FDフォーラムを録画したビデオを、兼任教員・非常勤教員が利用する講師控室で閲覧できるようにするとともに、DVDの貸し出しも認めている<sup>154</sup>。

なお、2017年度には、FD活動について、教授会構成員でない兼任教員・非常勤教員との成果と課題を共有し、意見交換を行うためにFD委員会主催の「FD懇談会」を実施し（2017年6月27日。FD委員4名、兼任・非常勤教員7名出席）、FD活動に関わる情報共有をさらに進めていくことを確認した<sup>155</sup>。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

上記のほか、特記事項なし。

#### (6) その他

上記のほか、特記事項なし。

## 2 点検・評価

前回の認証評価では、「当該法科大学院が、授業参観を組織的に実施していること、学生アンケートや教員による授業参観の結果等に基づき、授業の内容・方法の改善や成績評価の厳格化・客観化についてFDフォーラムの場で教員間における問題認識の共有を図る努力をしていること、部門・科目毎の担当学会議が有効に機能しFD活動の成果を授業方法や成績評価に反映していることは、積極的に評価できる。」とされている。それ以後においても、既述のよう

<sup>154</sup> 【A6】2016年度第14回FD委員会議事録参照

<sup>155</sup> 【A6】2017年度第7回FD委員会議事録「2017年度前期法科大学院FD懇談会結果報告（2017.6.27）」

に、このような評価を得た活動は継続的に実施されており、本法科大学院のFD活動は、質的にも量的にも非常に充実したレベルにあると評価している。

他方で、前回の認証評価では、「FD活動への参加が兼任教員・非常勤教員にまでは、まだ十分広がっていないことなど、課題は残されている。」との評価も受けている。上記(4)に記載の通り、授業参観および授業アンケートに関しては兼任教員・非常勤教員も参加しているということができるが、FDフォーラムへの兼任教員・非常勤教員の参加は少ない。もっとも、2016年度第2回フォーラムでは、法学部所属教員による報告が実現しており、2016年度後期より、FDフォーラムを録画したビデオを、兼任教員・非常勤教員が利用する講師控室で閲覧できるようにしており、DVDの貸し出しも認めている。そのほか、前述の通り、2017年度からは兼任教員・非常勤教員を対象としたFD懇談会を各 Semester 1回実施することにし、2017年6月27日に第1回目を実施した<sup>156</sup>。

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

兼任教員・非常勤教員のFD活動への参加が今後の課題であるが、2015年11月の自己評価委員会報告では、「法学部との兼任教員や非常勤担当者とは、授業懇談会を持つ」とされており、2017年1月17日付けの「専任教員以外を対象とした法科大学院FD活動の充実について」では、執行部・FD委員長が中心となり専任以外の教員との個別のFD懇談会を各 Semester 1回以上実施するものとされている。これに基づき、前述のように、2017年度前期に初めてFD委員会主催で兼任教員・非常勤教員とのFD懇談会を実施し、FD活動に関する情報提供のあり方や少人数での授業運営などにつき課題を共有し、有益な意見交換を行うことができた<sup>157</sup>。規定の方針通り、SemesterごとにこのようなFD懇談会を引き続き実施していく。

---

<sup>156</sup> 【A6】2016年度第17回FD委員会議事録「法務研究科専任教員以外の教員を対象としたFD意見交換会の実施について」

<sup>157</sup> 【A6】2017年度第7回FD委員会議事録「2017年度前期法科大学院FD懇談会結果報告(2017.6.27)」

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

##### ア 全体的状況

教育内容や教育方法についての学生による評価を把握する最も主要な方法は、授業アンケートの実施である（詳細は後述）。

この他に、年2回、授業内容や方法に関する授業懇談会を、学年別（未修1年次、未修2年次・既修1年次）に実施し、意見交換を行っている。教員側の参加者は、研究科長、副研究科長、学年主任、各科目担当者であり、ここでは、学生自身が行ったアンケート調査等に基づいて、率直な意見交換が行われている<sup>158</sup>。また院生協議会と法科大学院教授会執行部との間では、研究科懇談会と称する意見交換の場があり、授業の運営についても議題となり、そこでの合意事項は実践している<sup>159</sup>。

さらに、学生の学習・生活実態を把握するために、個人面談を実施している。2015年度までは、前期に未修1年、未修2年・既修1年、未修3年・既修2年のクラスについて、後期には未修3年・既修2年のクラスについて個人面談を実施していたところ、上記の授業懇談会・研究科懇談会において学生側から個人面談の機会を増やすよう要望があり、2016年度より、全ての学生について前期1回・後期1回個人面談を行うこととした<sup>160</sup>。面談の担当者はクラス担任・副担任であり、学生1名あたり15分程度である。この面談を通じて、授業内容や方法への要望事項があれば、それもヒアリングの対象としている。面談報告書は教務委員会で集約され<sup>161</sup>、概要が教授会に報告されている<sup>162</sup>。

<sup>158</sup> 【A6】2016年度第17回法科大学院教授会(2016.12.13)議事録「2016年度後期授業懇談会の実施について(報告)」、2017年度第6回法科大学院教授会(2017.6.20)議事録「2017年度前期授業懇談会の実施について(報告)」

<sup>159</sup> 【A6】2016年度第8回法科大学院教授会(2016.7.26)議事録「2016年度前期 法務研究科懇談会 議事メモ」

<sup>160</sup> 【A6】2016年度第3回教務委員会議事録「2016年度前期 個人面談の実施について」、2016年度第10回教務委員会「2016年度後期 個人面談の実施について」

<sup>161</sup> 【A6】2016年度第7回教務委員会議事録「2016年度前期 個人面談の実施結果について(中間報告)」、第8回教務委員会議事録「2016年度前期 個人面談の実施結果について(報告)」、第13回教務委員会議事録「2016年度後期 個人面談の実施結果について(中間報告)」、第16回教務委員会議事録「2016年度後期 個人面談の実施結果について(報告)」

<sup>162</sup> 【A6】2016年度第6回法科大学院教授会(2016.6.21)議事録「2016年度前期 個人面談の実施結果について」、第14回法科大学院教授会(2016.10.25)議事録「2016年度後期 個人面談の実施結果について」

## イ 授業アンケート

法務研究科 FD 委員会が実施主体となって、全科目について授業アンケートを実施している。このアンケートは、「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組み」<sup>163</sup>の一環として行われるものであるが、法科大学院の授業アンケートでは、このような内容の質問事項に加えて、「理解度」のような学生の自己評価にあたる質問項目も設けられている<sup>164</sup>。なお、アンケートは法学部卒かそうでないかの属性を除いては匿名性を保持して実施されている。

2015 年度までは、アンケート用紙を配布した当日に学生が記入して教員が回収する方式（当日回収方式）をとっていた。この方式は、高い回答率が得られる反面、特に自由記述欄への記入を行うための時間が十分ではないのではないかと懸念があった。そこで 2016 年度では、試験的に、第 6 回目授業時配布・第 7 回授業時回収、第 14 回授業時配布・第 15 回授業時回収の方式（翌週回収方式）を導入した<sup>165</sup>。その結果、前期第 1 回目の回答率は 81.1%であったが、第 2 回目の回答率は 70.2%にまで低下し、後期第 1 回目の回答率も 74.9%にとどまった。回答率が 80%を切る状況は適切でないことから、第 2 回目は当日回収方式に戻したところ、回答率は 87.8%にまで回復した。2017 年度前期では回収方式に関しては当日回収方式とする方針とした。

前回の認証評価では、アンケートに関しては「学生へのフィードバックや改善策実施後における学生の評価を把握する取り組みについて改善の余地がある」との指摘を受けていた。従来から、前期第 1 回目・後期第 1 回目のアンケートの結果については教員が授業の中で必要なコメント等を行うこととしていたが、これを徹底するため、2017 年度の第 2 回目アンケートに関しては、第 1 回目アンケートで改善要望があった場合に教員がどのように対応したかについて記入する項目を設けることとした<sup>166</sup>。また前述のように、2017 年度前期第 1 回目アンケートからアンケート結果に対する担当教員のコメントを書面で FD 委員会が集約し、アンケート分析に役立てている。

前回の認証評価では、2012 年度前期までのアンケート結果の特徴について記載したところ、2012 年度後期以降についてみると、理解度に関しては、「非常に深まった」と「ある程度深まった」の合計が 90%以上となっており、2016 年度後期では 95%以上となっている。満足度に関しても、「非常に満足」と「満足」の合計が 2012 年度後期は 88%、2013 年度前期は 89%、2014 年度後期以降は 90%を超えるようになっている。達成度に関しては、「非常によく達成」と「ある程度達成」の合計が 2013 年度後期以降 90%を超えており、2017 年度

<sup>163</sup> 日弁連法務研究財団 認証評価基準 4-2

<sup>164</sup> 【A13】2017 年度前期第 1 回授業アンケート用紙、第 2 回授業アンケート用紙

<sup>165</sup> 【A6】2016 年度第 3 回法科大学院教授会（2016. 5. 10）議事録「2016 年度 FD 活動について」

<sup>166</sup> 【A6】2016 年度第 16 回 FD 委員会議事録「2017 年度の授業アンケート（第 2 回目）フォーマット（修正案）について」



前期では96%を超えている。

**【2012年度】**

- ・後期1回目（回収率83.3%）：「(理解が)非常に深まった」27.9%、「ある程度深まった」63.6%。「非常に満足」31.9%、「満足」56.1%。
- ・後期2回目（回収率81.8%）：「(理解が)非常に深まった」29.4%、「ある程度深まった」62.7%。「(目標到達)非常によく達成」22.6%「ある程度達成」65.7%。

**【2013年度】**

- ・前期1回目（回収率84.4%）：「(理解が)非常に深まった」27.5%、「ある程度深まった」62.5%。「非常に満足」29.4%、「満足」59.7%。
- ・前期2回目（回収率83.9%）：「(理解が)非常に深まった」28.8%、「ある程度深まった」62.1%。「(目標到達)非常によく達成」20.5%「ある程度達成」64.7%。
- ・後期1回目（回収率83.4%）：「(理解が)非常に深まった」32.0%、「ある程度深まった」60.8%。「非常に満足」36.6%、「満足」56.3%。
- ・後期2回目（回収率85.8%）：「(理解が)非常に深まった」36.2%、「ある程度深まった」58.6%。「(目標到達)非常によく達成」33.9%「ある程度達成」58.5%。

**【2014年度】**

- ・前期1回目（回収率87.3%）：「(理解が)非常に深まった」25.6%、「ある程度深まった」64.4%。「非常に満足」32.1%、「満足」57.2%。
- ・前期2回目（回収率84.2%）：「(理解が)非常に深まった」30.3%、「ある程度深まった」63.6%。「(目標到達)非常によく達成」34.2%「ある程度達成」58.9%。
- ・後期1回目（回収率82.6%）：「(理解が)非常に深まった」29.5%、「ある程度深まった」63.0%。「非常に満足」35.6%、「満足」55.7%。
- ・後期2回目（回収率83.1%）：「(理解が)非常に深まった」32.2%、「ある程度深まった」61.8%。「(目標到達)非常によく達成」36.1%「ある程度達成」55.3%。

**【2015年度】**

- ・前期1回目（回収率90.9%）：「(理解が)非常に深まった」29.1%、「ある程度深まった」61.2%。「非常に満足」32.0%、「満足」58.9%。
- ・前期2回目（回収率88.7%）：「(理解が)非常に深まった」32.5%、「ある程度深まった」62.3%。「(目標到達)非常によく達成」39.9%「ある程度達成」54.9%。
- ・後期1回目（回収率87.0%）：「(理解が)非常に深まった」32.5%、「ある程度深まった」61.7%。「非常に満足」34.4%、「満足」61.4%。

- ・後期 2 回目（回収率 85.0%）：「(理解が) 非常に深まった」35.7%、「ある程度深まった」58.6%。「(目標到達) 非常によく達成」39.6%「ある程度達成」55.0%。

#### 【2016 年度】

- ・前期 1 回目（回収率 81.1%）：「(理解が) 非常に深まった」27.9%、「ある程度深まった」64.8%。「非常に満足」28.7%、「満足」65.0%。
- ・前期 2 回目（回収率 71.3%）：「(理解が) 非常に深まった」32.9%、「ある程度深まった」62.7%。「(目標到達) 非常によく達成」43.5%「ある程度達成」50.9%。
- ・後期 1 回目（回収率 74.9%）：「(理解が) 非常に深まった」28.0%、「ある程度深まった」67.1%。「非常に満足」34.2%、「満足」59.8%。
- ・後期 2 回目（回収率 87.8%）：「(理解が) 非常に深まった」27.2%、「ある程度深まった」68.4%。「(目標到達) 非常によく達成」41.7%「ある程度達成」52.7%。

#### 【2017 年度】

- ・前期 1 回目（回収率 95.7%）：「(理解が) 非常に深まった」36.0%、「ある程度深まった」58.5%。「非常に満足」36.2%、「満足」58.8%。
- ・前期 2 回目（回収率 94.8%）：「(理解が) 非常に深まった」39.7%、「ある程度深まった」55.3%。「(目標到達) 非常によく達成」44.2%「ある程度達成」51.9%。

## (2) 評価結果の活用

アンケート結果は FD 委員会で整理分析し<sup>167</sup>、その結果を教授会で報告し<sup>168</sup>、全体に共有している。また、調査結果の概要については LET を通じて学生にも公開しており、学生側から改善要望があったかどうかや、自由記述欄における特徴的な意見についても記載している<sup>169</sup>。さらに、各科目担当者に写しを渡ししており、第 1 回目アンケートの結果に関しては、授業中に各担当者から受講生に必要なコメント等を行うものとしている。そのほか、極端に否定的評価が多かった科目については、執行部が担当者から事情を聞く、担当者会議で検討するといったフォローを行うことを予定しているが、近年においては、授業改善

<sup>167</sup> 【A6】2016 年度第 15 回 FD 委員会議事録「2016 年度後期第 1 回・授業アンケート結果」、第 18 回 FD 委員会議事録「2016 年度後期第 2 回・授業アンケート結果」、2017 年度第 5 回 FD 委員会議事録「2017 年度前期第 1 回・授業アンケート結果」、(以下予定)第 9 回 FD 委員会議事録「2017 年度前期第 2 回・授業アンケート結果」

<sup>168</sup> 【A6】2016 年度第 18 回法科大学院教授会(2017. 1. 17) 議事録「2016 年度後期第 1 回・授業アンケート結果」、2016 年度第 21 回法科大学院教授会(2017. 3. 7) 議事録「2016 年度後期第 2 回・授業アンケート結果」、2017 年度第 7 回法科大学院教授会(2017. 7. 11) 議事録「2017 年度前期第 1 回・授業アンケート結果」、(以下予定)2017 年度第 11 回法科大学院教授会(2017. 9. 26) 議事録「2017 年度前期第 2 回・授業アンケート結果」

<sup>169</sup> 【A45】2016 年度後期第 1 回授業アンケート結果、第 2 回授業アンケート結果、2017 年度前期第 1 回授業アンケート結果、第 2 回授業アンケート結果 (いずれも学生公開版)

活動の成果として、極端に否定的評価が多い科目はみられなくなっている。

### (3) アンケート調査以外の方法

授業懇談会、個人面談、研究科懇談会（上記（1）①参照）等の多様な場で、学生の授業に対する評価や不満を把握することに努めている。授業懇談会では、特定の授業に関する改善要望が学生側から出されることがあるが、科目担当者が授業懇談会に出席するようにしており、その場で回答がなされる仕組みになっている。2016年度後期の未修2年次・既修1年次対象授業懇談会では、新たな試みとして、まず各科目担当者が授業の進行状況や中間試験結果、授業アンケート結果等に関して説明した上で、学生側が意見を述べ、それに対して教員が応答するという形で実施した。

そのほか、これらの中で把握された点は、教授会での共有の上、各担当者や担当者会議に申し送って検討してもらっている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

上記のほか、特記事項なし。

### (5) その他

上記のほか、特記事項なし。

## 2 点検・評価

前回の認証評価では、「アンケート調査が各学期の初期段階と最終段階の2回に分けて実施されていること、その調査結果が適切に分析され授業方法等の改善に役立てられていること、ウェブ上で調査結果の概要が公開されていることなどは、積極的に評価できる。」との評価を受けている。それ以後も、同様の活動を着実に実施してきており、定着を見ている。

アンケート結果の内容を見れば、学生の授業に対する満足度は経年的に上昇し、近年においては高い水準を維持している。「非常に満足」と「満足」の合計が2013年度以降は90%前後になっている。また、極端に不満の多い科目も近年著しく少なくなっており、これらは授業の改善によるものと考えられる。他方で、自由記述欄の記載も少なくなっており、これは、それほど強い意見や不満がなくなったことの反映と見ることもできるが、いずれにしてもどのように対処していくかが課題となる。2016年度では、自由記述欄への記載を促す方策として翌週回収方式（上記（2）①参照）を試験的に導入したが、回答率が70%台に低下する事態を招いてしまったため、2016年度後期第2回アンケートでは当日回収方式に戻し、回答率は大幅に向上した（87.8%）。一方、授業アンケート以外にも、個人面談や授業懇談会等において学生の授業に対する評価や不満を把握する仕組みが設けられているところ、2016年度後期の未修2年

次・既修1年次対象授業懇談会では、新たな試みとして、各科目担当教員が授業の進行状況や授業アンケートの結果等について説明した上で、学生が意見を述べ、それに対して教員が回答するという方式を採用した。

前回の認証評価では、アンケート調査の実施と分析に関して「学生へのフィードバックや改善策実施後における学生の評価を把握する取り組みについて改善の余地がある」との指摘も受けている。既述の通り、調査結果の概要についてはLETを通じて学生にも公開しており、学生側から改善要望があったかどうかや、自由記述欄における特徴的な意見についても記載するようにしている。また、従来より、前期および後期の第1回目アンケートの結果に関しては、授業中に各担当者から受講生に必要なコメント等を行うものとしているが、これを徹底するため、2017年度前期第2回目アンケートに関しては、第1回目アンケートで改善要望があった場合に教員がどのように対応したかについて記入する項目を設けることとした。

#### 【過年度の結果】

2012年度前期（1回目）	非常に満足	29%	満足	58%
2013年度前期（1回目）	非常に満足	29%	満足	60%
2014年度前期（1回目）	非常に満足	32%	満足	57%
2015年度前期（1回目）	非常に満足	32%	満足	59%
2016年度前期（1回目）	非常に満足	29%	満足	65%
2017年度前期（1回目）	非常に満足	36%	満足	59%

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

学生へのフィードバックや改善策実施後における学生の評価を把握する取り組みについての改善が課題となっているところ、2017年第4回FD委員会では、第1回授業アンケートでの改善点を個別クラスで説明し、第2回アンケートで改善されたと思うかどうかを確認する趣旨の項目を入れることについて議論が行われた<sup>170</sup>。第1回授業アンケートの結果について各教員が個別クラスで説明をすること自体は、従来から実施すべきものとされているのであるが、これを徹底するための方策として提案されたものである。アンケートの項目の具体化にあたってはFD委員会で複数回の検討を行い、2017年前期第2回アンケートから、第1回アンケートで改善要望があった場合に教員がどのような対応をしたかについて記入する項目を設けることとした<sup>171</sup>。

<sup>170</sup> 【A6】2017年第4回FD委員会議事録「2017年度前期授業アンケート（2回目）フォーマットについて」

<sup>171</sup> 【A6】2016年度第16回FD委員会議事録「2017年度の授業アンケート（第2回目）フォーマット（修正案）について」

そのほか、学生へのフィードバックに関しては、毎年2回開催されている授業懇談会の場を活用することも有効である。授業懇談会は全学生が出席することできる意見交換会であり（未修1年次生は全員参加）、学生と教員が授業に関して直接話し合うことが可能になっている。2016年度後期の未修2年次・既修1年次対象授業懇談会では、新たな試みとして、各科目担当教員が授業アンケートの結果等について説明した上で学生が意見を述べる方式を採用したが、このような手法も活用することを通じて、学生へのフィードバックや改善策実施後における学生の評価を把握する取組みの充実を図ることとしたい。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉

（評価基準）授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

（注）

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

#### 1 現状

##### （1）開設科目

本法科大学院では，法曹となるための基本的な力を身につけるため，1年次（未修者1年。以下、「L1」とする場合がある。）の講義科目で徹底して基礎を学び，2年次（未修者2年及び既修者1年。以下，それぞれ「L2」「S1」とする場合がある。）の演習科目で運用能力を高め，そして3年次（未修者3年及び既修者2年。以下，それぞれ「L3」「S2」とする場合がある。）の実務総合演習で法領域横断的・複合的問題への対応能力を高める段階的学習を基本としている。また，「リーガルクリニックⅠ」「リーガルクリニックⅡ」「エクスターンシップ」を選択必修とし，先端・展開科目のうち，主要な科目について，講義科目と演習科目を設け，関連する先端・展開科目を有機的に結びつけて効果的な学習を行っている<sup>172</sup>。

2016年度からは，司法試験科目における指導の充実，履修時期の見直し，入学者・在学者の減少に伴う科目の精選の3つの基本的な考え方に基づいて，カリキュラムを大幅に改正（以下，「新カリキュラム」とする）した<sup>173</sup>。具体的には，まず，司法試験科目への集中度を高め，司法試験科目について十分な指導のための時間と自学自習の時間を確保するために，法律基本科目のすべての科目において未修1年次前期から3年次後期までの全セメスターに講義科目

<sup>172</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット4頁

<sup>173</sup> 2016カリキュラム改正については，【A6】2015年度第12回法科大学院教授会（2015.9.29）議事録「2016年度法務研究科開講方針」

又は演習科目を配置してシームレスな指導を行うようにした。また、3年次後期の必修科目配置を見直し、司法試験の準備に向けた自学自習の時間を十分に確保するためにカリキュラム全体を前倒しすることとした。そして、先端展開科目を精選し、司法試験選択科目に関連する科目を除く一部の科目について廃止した。

具体的な改正内容は下記のア～キのとおりである。

ア 法律基本科目教育の充実化のために以下の（ア）乃至（ウ）の改正を実施する。

（ア）未修2年次前期に、「憲法C」（1単位）および「刑法C」（1単位）を新設する。これにともない、既修者はこの2科目について入学時単位認定となることから、既修者の入学時単位認定は29単位から31単位へ増加する。また、民事訴訟法Ⅰおよび刑事訴訟法Ⅰのオプション入試に合格した場合、それぞれ2単位が認定されるので、既修者の入学時の最大単位認定は35単位となる。

（イ）選択科目として、「民事訴訟法Ⅱ」（複雑訴訟と救済訴訟）（2単位）を2年次後期に、「民法展開演習」（2単位）、「刑事法展開演習」（2単位）を3年次後期にそれぞれ新設する。また、「民事訴訟法Ⅱ」の新設に伴い、現行の「民事訴訟法A」（3単位）について内容を見直し、一部を「民事訴訟法Ⅱ」に移すことにより、「民事訴訟法Ⅰ」（2単位）に再編する。

（ウ）実務基礎科目の実務総合演習を3年次前期に配置することに伴い、2年次後期までに履修させる必要がある「刑事訴訟法Ⅱ」については2年次後期から2年次前期に、「刑事訴訟法演習」を3年次前期から2年次後期に前倒しする。あわせて、「刑事訴訟法Ⅰ」と「刑事訴訟法Ⅱ」についてはクォーターの運用を実施し、「刑事訴訟法Ⅰ」を2年次第1クォーターに、「刑事訴訟法Ⅱ」を2年次第2クォーターに配置する。

#### 【廃止・新設・配当変更科目一覧】

	科目名	単位数	備考
廃止（再編）	民事訴訟法A	3単位	「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」へ再編
新設（再編）	民事訴訟法Ⅰ	2単位	法律基本科目教育充実のため
	民事訴訟法Ⅱ（選択）	2単位	法律基本科目教育充実のため
新設 （2017年度開講）	憲法C	1単位	未修者教育充実のため
	刑法C	1単位	未修者教育充実のため
	民法展開演習（選択）	2単位	法律基本科目教育充実のため
	刑事法展開演習（選択）	2単位	法律基本科目教育充実のため
年次配当変更	刑事訴訟法演習	2単位	3年次前期から2年次後期へ変更

イ 実務基礎科目である刑事法実務総合演習と民事法実務総合演習の履修セメスターを3年次後期から3年次前期に前倒しする。

ウ 基礎法学・隣接科目の要取得単位を4単位から6単位に増加させて、基礎法学・隣接科目の教育を強化する。その一環として、先端展開科目として設置している「英米法」の科目内容について、国家の基本構造や英米法の基本的な法体系を理解させる内容に変更し、「英米法基礎」に名称変更したうえで、基礎法学・隣接科目に置きなおす。

**【新設科目一覧】**

	科目名	単位数	備考
新設（再編）	英米法基礎	2単位	先端・展開分野から移動・再編

エ 先端・展開科目の要取得単位数を24単位から16単位に削減する。そのうえで、適切なクラスサイズの維持および特定の分野について高い専門性を身に付けさせるために、科目の精選を行い、下表のとおり、その一部を廃止するとともに、内容を見直し再編する。さらに、グローバルな視点を持ち、企業や官庁にも活躍の場を広げられる「GCL」養成に向けた取り組みを一段と強化するための科目である「英米私法」（2単位）、「商取引法先端演習」（2単位）を新設し、従来は他研究科受講科目ながら履修推奨としていた「司法臨床研究」（2単位）を法務研究科カリキュラムに新設する。

また先端展開科目精選の観点から3系統の法務プログラムを解消するとともに、受講生の履修を促進する観点から、パック内の講義科目履修を前提に同パック内の演習科目の履修を許可するパック制を廃止する。さらに、現在は複数クラス開講している「現代法務特殊講義」（2単位）については、科目精選を行い、特に必要性が高い内容の開講に絞りこむことにする。

**【廃止・新設 科目一覧】**

	科目名	単位数	備考
廃止	現代社会と事故	2単位	
	消費者法務Ⅱ	2単位	
	家事法務Ⅱ	2単位	
	家事法務演習	4単位	
	情報法	2単位	
	社会保障法	2単位	
廃止（再編）	家事法務Ⅰ	2単位	「家事法務」へ再編
	刑事法務Ⅰ	2単位	「経済刑法」へ再編



	刑事法務Ⅱ	2単位	「刑事弁護論」へ再編
	アジア法	2単位	「中国法」へ再編
	企業法務Ⅰ	2単位	「企業法務」へ再編
	企業法務Ⅱ	2単位	「企業法務演習」へ再編
	消費者法務Ⅰ	2単位	「消費者法務」へ再編
	英米法	2単位	「英米法基礎」へ再編（分野変更）
新設（再編）	家事法務	2単位	名称変更
	経済刑法	2単位	内容が明確になるよう名称変更
	刑事弁護論	2単位	内容が明確になるよう名称変更
	中国法	2単位	実態にあわせて名称変更
	企業法務	2単位	名称変更
	企業法務演習	2単位	実態にあわせて名称変更
	消費者法務	2単位	実態にあわせて名称変更
新設	英米私法	2単位	地球市民法曹養成を強化
	商取引法先端演習	2単位	地球市民法曹養成を強化
	司法臨床研究	2単位	応用人間科学研究科と合併開講

オ 2年次前期に法律基本科目必修科目2単位分を新設することに伴い、2年次の年間受講登録上限単位数を36単位から38単位に引き上げる。

カ 要修了単位数を現行の104単位から、99単位に引き下げる。修了要件のうち、(i)GPA2.5以上であること、(ii)法律基本科目必修科目の半数以上でB評価以上を取得することの2要件には変更はない。ただし、(ii)については、現行の科目数を基礎とした判定方法から、単位数を基礎とした判定方法に変更する。

キ 現在、未修1年次で原級留置となった者が特例として2年次配当科目の一部を履修できる特別履修制度を廃止し、以下のとおり、一部の科目の履修年次を1年次以降に変更する。

#### 【年次配当変更科目一覧】

科目名	単位数	備考
現代社会と犯罪	2単位	L2S1 配当から L1 配当へ変更 (L1 原級留置者の受講を想定)
国際人権法務	2単位	L2S1 配当から L1 配当へ変更 (L1 原級留置者の受講を想定)

#### 【経過措置】

\*2016 改革科目の裏に同一授業別科目として開講する旧カリキュラム科目

本体科目 (2016 改革科目)	同一授業別科目 (旧カリ科目)	旧カリキュラム科目 最終開講予定年度
英米法基礎	英米法	2020
中国法	アジア法	2020
企業法務	企業法務 I	2020
経済刑法	刑事法務 I	2020
刑事弁護論	刑事法務 II	2020
消費者法務	消費者法務 I	2020
家事法務	家事法務 I	2020

※ 上記以外で、2016 改革で廃止する旧カリキュラム科目  
(最終開講予定年度まで本体科目として単独開講)

旧カリキュラム科目	最終開講予定年度
民事訴訟法 A	2019
刑事訴訟法 I・II	2019
企業法務 II	2019
情報法	2017
現代社会と事故	2017
社会保障法	2017
消費者法務 II	2017
家事法務 II	2017
家事法務演習	2017

※ 「企業法務演習」へ再編となる「企業法務 II」については講義科目から演習科目への再編となるため、旧カリキュラム科目「企業法務 II」は 2016 改革科目の裏に同一授業別科目として開講せずに、開講予定年度まで単独開講とする。

以上のカリキュラム改正に基づいた新カリキュラム及びカリキュラム改正前の旧カリキュラムの開設科目は以下のとおりである。

#### 2017 年度カリキュラム (新カリキュラム対象者)

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	33	69	29	59
法律実務基礎科目群	10	20	7	14
基礎法学・隣接科目群	8	16	3	6
展開・先端科目群*1	54	132	4~8	16

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

\*1 単位互換履修科目を除く

## 2017年度のカリキュラム（旧カリキュラム対象者）

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	28	60	27	58
実務基礎科目群	10	20	7	14
基礎法学・隣接科目群	7	14	2	4
先端・展開科目群*1	57	140	6～12	24

〔注〕 上記「必修」には選択必修を含む。

\*1 単位互換履修科目を除く

### （2）履修ルール

配当している科目については、学生が段階を追って無理なく学習ができるよう学年配当や時間割上でも工夫している<sup>174</sup>。

第1年次(L1)において主として法律基本科目のうち講義系科目が配当され、あわせて実務基礎科目の中のリーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理が開設されている。第2年次(S1、L2)になると法律基本科目の演習が中心であり、併せて実務基礎科目の要件事実と事実認定が配当される(S1については、リーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理も履修する)。ここでL2については必修30単位分が配当されているから、履修制限(38単位)の関係で選択科目の履修は最大4科目8単位となる。またS1については必修32単位分が配当されているから、履修制限(36単位)の関係で選択科目の履修は最大2科目4単位となる(なお、入学時にオプション認定単位がある場合は、その単位分、選択科目の履修が可能となる)。第3学年(S2、L3(旧カリキュラム対象者))では、実務基礎科目の実務総合演習と臨床系科目が必修として配当されている他は、先端・展開科目等の受講がなされることになる。科目選択に余裕の生じる3年次生は、法務演習科目を多く受講することになるが、講義科目の履修を先行させること、あるいは少なくとも併行受講することを求め、時間割においても可能なかぎりそれが実現できるよう工夫している。

立命館大学においては、学部・大学院を通じて Semester 制が導入されている。法科大学院も原則的には、これに従っているが、試験の実施等では若干の差異もある。学年配当に併せて、前期・後期に各科目をバランスよく配置することで学生に無理が生じないように工夫している<sup>175</sup>

法律実務基礎科目は、必修12単位、選択必修2単位、基礎法学・隣接科目は、選択必修6単位(旧カリ対象者は4単位)、先端・展開科目は選択必修16単位(旧カリキュラム対象者は24単位)である。

<sup>174</sup> このような「段階的学習」については、【A2】2018年度法科大学院パンフレット4頁

<sup>175</sup> 【A4】2017年度学修要覧34頁以下のカリキュラム表参照

### (3) 学生の履修状況 (単位数)

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	58.9	58.8
法律実務基礎科目	14.6	14.3
基礎法学・隣接科目	4	4
展開・先端科目	29.4	29.4
4科目群の合計	106.9	106.2

- ※ 必要となる各分野の修了に必要な単位数は入学年度により異なる。2016年度に修了した者は、未修者は2013年度入学、2014年度入学のカリキュラムによる。既修者については2014年度、2015年度入学者のカリキュラムである。
- ※ 既修者の法律基本科目については、未修者1年次の法律基本科目は単位認定の為、単位認定単位数については除外している。2014年度入学者、2015年入学者は29単位の認定単位を除外している。
- ※ 履修単位には不合格により再履修となった単位数と不合格の両方の単位を合計している。

配当学期や時間割<sup>176</sup>の面で学生が現実に偏りなく履修することの障害になっている点はない。

### (4) 科目内容の適切性

法科大学院において修得すべき単位数、必修科目の単位数等については法令上の要請から、各法科大学院の独自の考え方を発揮できる余地は少ない。このような中であっても、実務基礎科目においては、3年間にわたって必修科目を置き、とくに3年生次においては臨床系科目であるリーガルクリニックⅠ・Ⅱとエクスターンシップを選択必修として全員に受講させている<sup>177</sup>。

本法科大学院は、「GCLの養成」を理念として掲げている<sup>178</sup> (1-1 参照)。この要請から国際的な問題への視線を確かなものとし、現代社会の先端的な問題に取り組めるように開設科目とその内容にも配慮している。前者との関係では、基礎・隣接科目に英米法基礎、先端・展開科目には外国法務演習Ⅰ・Ⅱ、中国法、英文契約実務、英米私法、国際関係公法演習を置いている。後者の先端的課題との関係では、実務基礎科目として臨床系のリーガルクリニックⅡ(女性と人権)を配置している。この科目の受講生は(性)暴力被害者の女性に接する機会も多いので、二次被害を与えたりしないように、心理的カウンセ

<sup>176</sup> 【A18】2017年度前期時間割表、2017年度後期時間割表

<sup>177</sup> 【A4】2017年度学修要覧24頁

【A2】2018年度法科大学院パンフレット7頁

<sup>178</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット6頁

リングの技法にも接するために、法科大学院と本学応用人間科学研究科との連携の下で配置されている司法臨床研究の受講を推奨している<sup>179</sup>（担当教員は臨床心理士である応用人間科学科教授と、リーガルクリニックⅡ担当の法科大学院実務家教員による合同授業）。さらに、関連した知識を得られるように、基礎法学・隣接科目の中にはジェンダーと法、生命倫理と法、法と心理などの科目を置いている。

さらに、すでに述べたように、臨床系科目としてエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱを選択必修としているが、これは学生が実際の法律問題に直面し、そこで得られる体験によって法律家となるべく学習する意欲を確かなものとし、法曹に求められる問題解決能力、事実調査・事実認定能力、説得能力、コミュニケーション能力などの具体的内容と水準を明確なものとするためにも必要であると考えて全員に履修させることにしている。

また、展開・先端科目群、法律実務基礎科目群で六法の内容を扱う科目としては、現代法務特殊講義（HU）、コーポレート・ロー先端演習、公法実務総合演習、民事法実務総合演習及び刑事法実務総合演習がある。このうち、展開・先端科目として配置されている現代法務特殊講義（HU）については、債権法の現代化という観点から、民法改正の必要性、改正法の特徴、実務に与え得る影響などを、比較法的視点もふまえて多角的に検討する科目である。同じくコーポレート・ロー先端演習については、インハウス・ローヤーを含む企業法務に携わる法曹を目指す受講生のために、発展的・実践的な商事法分野・コーポレート法分野における法的問題解決力（紛争解決力・紛争予防力）の錬成を目的とする科目であり、これらはいずれも法律基本科目ではない。また、実務基礎科目に位置づけられる公法実務総合演習、民事法実務総合演習及び刑事法実務総合演習については、それぞれ、実務家及び研究者がペアとなって、模擬裁判も含めて公法に関する訴訟における手続問題、憲法上のまたは行政法上の実体問題を主に弁護士立場から検討させる科目、法律相談形式の教材を用いて、具体的事例の主張分析（要件事実）と訴状等の作成・訴訟運営に関する演習を行う科目、そして、尋問手続、弁論要旨作成も含めて、あらかじめ用意された設問に対して、どのような法的問題点があるのかを考え、検察官、弁護士、裁判官の立場から、その行為の適否を考えさせる科目であり、いずれも法律基本科目ではない。

なお、前回の認証評価の際に、法律基本科目に分類されるべき科目が展開・先端科目とされている例として、「現代法務特殊講義（HPクラス）・（HQクラス）」、「家事法務Ⅰ」が指摘されていたが、前者については2013年度以降、「民法総合演習」という科目名で法律基本科目として開講している。後者（新カリ名：家事法務）については、現実の家族紛争に関する事例を取り上げ、事実認定や

<sup>179</sup> 【A17】2016年度後期成績発表・2017年度受講登録ガイダンス資料「（新L3・S2）2017年度リーガルクリニックⅠ・Ⅱ受講生の方へ」

法的な議論の仕方と証明責任、評価的要件事実、協議・調停における合意解決の促進、子の福祉を守る解釈論、市民感覚の相続法解釈、予防法学、民訴と人訴・審判の手続の相違などを学ぶ展開・先端科目であり、法律基本科目ではない。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、多様な先端・展開科目を設けることで、学生が、それぞれの興味のある分野に応じて、専門性を身につけることができるよう、多様な科目を受講することができるよう努めている。

#### (6) その他

特にない。

### 2 点検・評価

授業科目の開設は、法令基準をクリアし、それ以上に充実したものとなっていると自負している。先端・展開科目については、本法科大学院の設立理念を体現できるように高度で先端的な内容をもつ科目を系統的な学習が可能となるよう配慮しており<sup>180</sup>、学生の選択が可能となるように十分な科目数を設置している。各学年の履修登録制限、必修科目数と選択科目のバランス、学年配当の工夫などにより、学生の履修が各科目のいずれかに偏ることのないように十分に配慮している。学生の学習負担にも配慮し、カリキュラムにしたがえば、無理なく成果を上げられるように工夫している。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特にない。

---

<sup>180</sup> 履修モデルについては、【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁、法科大学院ホームページ「履修モデル」<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/education/model.html/>

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方, 工夫

法曹となるための基本的な能力を基礎から応用へと段階的に習得することができるよう、次のような配慮を施している<sup>181</sup>。

まず未修者を対象とする1年次生(L1)には、法律基本科目の講義を学習の中心に据えて、実務基礎科目であるリーガルリサーチ&ライティング及び法曹倫理を必修科目として配置している。2年次生(L2、S1)では法律基本科目の演習を中心に配置してその応用力を高めるとともに、憲法C(L2のみ)、刑法C(L2のみ)、行政法A、民事訴訟法I・II、刑事訴訟法I・IIの講義においては基礎固めを行っている。また、実務基礎科目として要件事実と事実認定が配当されている。そして3年次生(L3(旧カリ対象者)、S2)では、公法、民法、刑事法の実務総合演習によって、1年間乃至2年間で科目ごとに学習してきた内容を法実務に適合するよう、さまざまな局面で多角的に検討してさらなる応用力を高める。いわば法科大学院での学習の集大成としての位置づけを与えている。あわせて実務基礎科目の中の臨床系科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックI・IIで学習成果を検証させている。なお、前回認証評価時に、「民事訴訟法」と「要件事実と事実認定」の同セメスター開講の学習効果について指摘されているが、この点は、以下の理由による。すなわち、本法科大学院の「要件事実と事実認定」は、実体法上の権利の実現過程を基本的な訴訟の仕組みの中で学生に理解させるものであり、その履修に最も重要な知識は民事実体法の知識である。民事実体法については、L1に配当し、十分な学習が行われている。民事訴訟法についても一定の基礎的な知識は必要であるが、民事実体法の基本的な知識を有する学生であれば、並行して履修することにより、むしろ学習効率が高まるものと考えられるため、並行して開講されている。実際に受講生からも民事訴訟法の知識不足による問題点は感じられないとの意見が出されている。

先端・展開科目においては、本法科大学院の設立理念を体現すべく多くの科目が開設されている。各種法務に関する講義や演習を担当するのは、それぞれ

<sup>181</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット4-5、8頁

の分野の専門家であり実際に現在問題となっている先端的な問題が提示され、講義の中で学生とともに考えることがなされている。しかしさまざまな科目を断片的に学習しても、実際に法曹として必要な知識や能力を身につけさせることはできない。

そこで、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの法曹モデルを置き、それぞれの法曹像にあわせた履修モデルを用意している<sup>182</sup>。

市民生活密着型法曹では、労働法務、労働法務演習を履修することを基本として、家事法務、司法臨床研究、都市・住宅法務Ⅰ・Ⅱ、消費者法務、現代法務特殊講義（民法改正）、執行・保全法、現代法務特殊講義（複雑民事訴訟）の履修を、知的財産法務・税法務型法曹では、税法務Ⅰ・Ⅱ、税法務演習、知的財産法務Ⅰ・Ⅱ、知的財産法務演習の履修を、ビジネス・企業法務型法曹では、金融法、保険法、商取引法先端演習、コーポレート・ロー先端演習、倒産処理法務、倒産処理法務演習、経済法、経済法務演習Ⅰ・Ⅱの履修を、公共法務・環境法務型法曹では、公共法務Ⅰ・Ⅱ、公共法務演習、環境法務Ⅰ・Ⅱ、環境法務演習の履修を、国際法務型法曹では、国際人権法務、外国法務演習Ⅰ・Ⅱ、国際関係公法Ⅰ・Ⅱ、国際関係公法演習、国際民事訴訟法、国際関係私法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、国際関係私法演習の履修を、そして、刑事法務型法曹では、現代社会と犯罪、経済刑法、刑事弁護論、少年法、刑事法務演習の履修をそれぞれ推奨している。これは単に公法・私法といった分類ではなく、まさに横断的に問題をとらえ総合的かつ先端的な学習ができるよう設計したものである<sup>183</sup>。

## イ 関連科目の調整等

関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能ないように、各科目において内容の調整が行われている。本法科大学院では、法律基本科目については、各科目毎に本法科大学院の「共通的な到達目標」を定め、入学当初学生にこれを示しているが<sup>184</sup>、これらの内容が適切に履修されるよう、担当者による調整を行っている。具体的な取組は、科目の特性や担当者の多寡により異なっているが、法律基本科目について示せば、以下のように行っている。また、成績評価における担当者会議も別途実施しており、その際にも授業内容の調整が行われている（成績評価に関わる担当者会議について8-1参照）。

### （ア）公法

憲法では、未修者1年次配当の憲法A、憲法B、未修者2年次配当憲法C、

<sup>182</sup> 履修モデルについては、【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁、法科大学院ホームページ「履修モデル」<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/education/model.html/>

<sup>183</sup> 授業科目の開設状況については、【A4】2017年度法務研究科学修要覧33-44頁、開講状況については、【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度 法務研究科 開講科目一覧」、【A18】法務研究科時間割表

<sup>184</sup> 【A31】最低限修得すべき内容（憲民刑商行民訴刑訴）、最低限修得すべき内容（選択科目）



未修者2年次・既修者1年次向けの憲法演習の間で内容の調整がなされている。特に憲法演習については、担当者4名によって、 Semester開始直前と定期試験採点期間中に担当者会議を実施し、担当者間での内容の調整を図っている。行政法では、未修者1年の行政法Iと未修者2年次・既修者1年次向けの行政法A、行政法演習で内容の調整を行っており、担当者間で内容の調整を図る会議を適宜開催している。公法実務総合演習では、開講前に教材内容を含めた調整会議（メール調整含む）を複数回、実務家教員を含めて行っている。

#### （イ）刑事法

刑法では、未修者1年の刑法A、刑法Bで扱う事項と未修者2年次の刑法C、未修者2年次・既修者1年次の刑法演習で扱う事項について、「共通的な到達目標」の項目ごとに学生に明示している。特に刑法演習については、担当者間で内容の調整を行い、共通の教材を作成したうえで使用している。担当者会議は年2回であるが、メールによる調整を適宜行っている。刑事訴訟法では、刑事訴訟法I・IIにおいて「共通的な到達目標」で示されているが扱えない部分は学生に自習箇所を示し、また刑事訴訟法演習で扱うなどしている。担当者会議は適宜開催している。刑事法実務総合演習の担当者会議は、毎年最低2回、当該年度の計画と相談、採点調整のために行われている。

#### （ウ）民事法

民法では、民法I～Vについては、「共通的な到達目標」と照らして内容の確認を行っている。民法演習においては、学期当初、中間到達度検証の前、定期試験の前の3回、教材内容、配布方法（印刷依頼や授業後のクラス共通まとめの掲示責任者の決定を含む）、評価方法、試験等について話し合いを行い、確認を行っている。その他、必要があれば、Semester末にも、担当者会議を持っている。商法では、商法関連の各科目間の調整を図り、重複や漏れがないように、毎年度の、シラバス作成時期（12月～1月）に調整を行っている。また、商法演習I・IIにつき、中間到達度検証の時期、定期試験前、成績評価時に、3回ずつ担当者の打ち合わせを行っている。民事訴訟法では、民事訴訟法I・II、民事訴訟法演習I・IIの内容については、適切に関連するように各教員の意見を聞いて作成している。担当者会議は適宜開催している。民事法実務総合演習については、Semester初めに成績評価方法、テーマ・担当クラスローテーションの確認を行う。定期試験前に、定期試験問題についての確認を行う。定期試験終了後は、担当者が共同で採点し、成績評価の調整を行っている。その他適宜メールで調整を行っている。

#### （2）特に力を入れている取り組み

全体として学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、理論的かつ法曹に必要なマインドとスキル等を涵養しながら学習する科目構成を十分に充たすものとなるようにしている。

### (3) その他

特にない。

## 2 点検・評価

全体として授業科目が適切に開設され、学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、理論的かつ法曹に必要なマインドとスキル等を涵養しながら学習する科目構成を十分に充たしていると評価できる。また、最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げていると考えている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特にない。

### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

「法曹倫理」として、実務基礎科目の中で2単位科目として開設している<sup>185</sup>。必修科目であり4クラス開講している(既修2クラス、未修1クラス、再履修1クラス)。法曹の職業倫理のうち特に弁護士をめぐる諸問題を中心に上げ、事例を素材とし、関係文献の検討、討論を通じて、なぜ法曹に高い倫理性が求められているのか、法曹としての業務・行動における倫理としてどのような考慮が必要なのか、倫理が問題となる場合にどのように対処すべきか等について考え、法曹としてのマインドの養成及び法曹倫理の基礎を習得することを獲得目標としている目標としている。

授業は、実務家教員(弁護士)2名により、共同又はオムニバス方式で進められている。裁判官や検察官の役割、職業倫理については、法務研究科教員である現職の裁判官・検察官をゲストスピーカーとして招聘し授業を開設している。

配当学年は、既修生と未修生とを分けて、既修生については1年次の前期、未修生については1年次の後期に配当としている。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

本学の法曹倫理教育においては、「共通的な到達目標」の内容を下記のとおり位置づけている。

本学の法曹倫理教育カリキュラムは、司法を中心とした法制度の運用を担っている法曹の役割と活動の実態を理解するとともに、事例素材を多角的観点から検討することを通じて、法曹が業務遂行において要求される倫理的な判断とその際に考慮すべき事項を修得することを到達目標としている。

「共通的な到達目標」は、「法曹の使命・役割と職業倫理」(第1章)、「弁護士倫理(弁護士の職務責任と規範)」(第2章)、「裁判官の倫理」(第3章)、「検察官の倫理」(第4章)に分類したうえで、各章ごとに法曹としての業務遂行に関わる到達目標項目を挙げ、それらの項目について「説明することができる」

<sup>185</sup> 【A16】「法曹倫理」シラバス参照

または「理解している」ことを到達目標としている。

この点、本学のカリキュラムは、シラバスに記載されているとおり「共通的な到達目標」が挙げているすべての到達目標項目を扱っている。

その上で、本学の講義では、到達目標項目を縦割りして個別的に検討するのではなく、実際の法曹実務に即して相互に関連させながら多様で多方向の観点から検討することをめざしている。その意味で、「共通的な到達目標」が挙げている項目と獲得目標は、法曹倫理のコアとして最小限必要なものではあるが、決して十分なものではない。

法曹人として必要なことは、法曹倫理に関わる事項を「説明することができる」または「理解している」ということに加えて、実務実践の場において生じる倫理的課題について「適切に、より妥当な」判断を行い、自らの行動を律することである。

講義は、弁護士倫理に関するテーマを多く扱うが、裁判官の倫理、検察官の倫理については現職の裁判官、検察官による実践的な倫理課題が講義される。

以上のおり、法曹倫理の学習においては、各回の講義に先だって配布する資料を参考にして、扱うテーマに関わる「共通的な到達目標」が挙げている到達目標項目に関連づけながら、その倫理と責任の意味内容を深め、講義における議論・意見交換では「適切に、より妥当な」判断をするためにはどうしたらよいかを考えることを目指している。

### (3) その他

本学では、最終年次（既修生2年次、未修生3年次）に臨床科目（エクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱ）を選択必修科目として配置している<sup>186</sup>。これらの臨床科目の履修は、法曹倫理を履修していることを前提としており<sup>187</sup>、かつ、受講に先だつガイダンス・事前研修において守秘義務を中心とした法曹倫理に関係する講義(1コマ) 受講が必修とされている<sup>188</sup>。

また、臨床科目の受講に際しては、弁護士事務所のみならず企業・地方自治体等における研修についても守秘義務を厳守する旨の誓約書<sup>189</sup>の提出を求めている。

その他、実際の紛争事例を素材として扱っている臨床系科目においても、紛争の背景にあって対立する利害、法的な争点との関連で折に触れて法曹倫理に言及している。

## 2 点検・評価

法曹倫理科目の内容は、弁護士倫理を中心に裁判官・検察官の職業倫理をも

<sup>186</sup> 【A4】 2017 年度学修要覧 24 頁

<sup>187</sup> 【A21】 2017 年度エクスターンシップ実施要項、リーガルクリニックⅠ・Ⅱ実施要項

<sup>188</sup> 【A21】 2017 年度守秘義務・マナー講座実施案内(2017. 6. 24 実施)

<sup>189</sup> 【A22】 臨床科目の守秘義務誓約書

対象として法曹三者の視点から実施している。また、複数の実務家教員（弁護士教員）の共同担当体制を確立しており、さらに裁判官・検察官をゲストスピーカーとして招聘して<sup>190</sup>、それぞれの立場からの法曹としての生きがい、法曹倫理教育を実施しており、本法務研究科の法曹倫理教育には特に指摘すべき問題点はないと考えている。

3 自己評定  
適合

4 改善計画  
特にない。

---

<sup>190</sup> 【A16】「法曹倫理」シラバス参照

## 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

必修単位数と受講登録上限単位数の関係で、1年次及び2年次には選択の余地はあまり大きくなく、カリキュラムの設定に履修選択のあり方を反映させている<sup>191</sup>。

まず未修者を対象とする未修1年次生には、法律基本科目の講義を学習の中心に据えて、実務基礎科目であるリーガルリサーチ&ライティング及び法曹倫理を学び、2年次生では法律基本科目の演習および行政法の講義を中心として、その応用力を高めるとともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法については基礎固めを行うことが必要である。実務基礎科目として、「要件事実と事実認定」を配当している。そして3年次生では、公法、民事法、刑事法の実務総合演習によって従来の科目ごとに学習していた内容を法実務に適合するよう、さまざまな局面で多角的に検討して応用力を高める。いわば法科大学院での学習の集大成としての位置づけを与えている。あわせて実務基礎科目の中の臨床系科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱで学習成果を検証させている。

学生が目指す様々な法曹に対応するため、6つの履修モデルに示された先端・展開科目の中から、主として2年次以降に履修するように指導している。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

履修指導については、新入生に対しては、入学前ガイダンス<sup>192</sup>においても種々の相談に応じている。

4月に実施されるオリエンテーションで教員および職員から履修に関する説明、指導が行われる<sup>193</sup>。この際に履修の仕組み、科目の内容について学修要覧が配布される。オリエンテーション期には、法律基本科目の講義科目、演習、実務総合演習、要件事実と事実認定などのカリキュラムの全体的な説明のほか、各科目のカリキュラム上の位置づけ、到達目標、授業方法についても説明し、開講に備えてこれらの内容が周知徹底されるように配慮している。また、法科大学院での学習の総括ともなる実務総合演習や体系的な履修が望まれる先端

<sup>191</sup> 【A4】2017年度学修要覧34-35頁

<sup>192</sup> 【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度入試第2回合格者ガイダンス実施報告」

<sup>193</sup> 【A17】2017年度オリエンテーション資料「カリキュラム・履修の進め方ガイダンス」

展開科目については、特別に該当学生を対象としたガイダンスを実施している。司法試験選択科目に関しては、ほぼ全ての分野から科目担当教員が会場に集い、各科目の特徴や概要をオムニバス形式で説明している。2017年度からは、この説明会に引き続き、直接、履修相談ができる場を設け、「先端展開科目（司法試験選択科目）ガイダンスおよび先端展開科目履修相談会」という形で実施した<sup>194</sup>。

なお、履修モデルをホームページで公開し<sup>195</sup>、法科大学院パンフレットにも記載しているほか<sup>196</sup>、新入生にはオリエンテーション資料として印刷の上、配布している。

#### イ 個別の学生に対する履修選択指導

本法科大学院では、クラス担任制<sup>197</sup>を採用し、担任教員に開講時に履修等に関して学生から口頭やメールで質問が寄せられることもあるが、履修選択の指導については、学生から事務室の窓口で相談されることが多い。

#### ウ 情報提供

入学前の合格者ガイダンスで、本法科大学院のOB・OGによる体験談、交流会を組み込んでいる<sup>198</sup>。

#### エ その他

その他の記載すべき取組はない。

### （3）結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修選択が過度に集中する科目は存在しない。2016年度の受講登録状況を見ると、基礎・隣接科目、展開・先端科目の受講登録者数はほぼ10名以下となっている<sup>199</sup>。企業法務演習、知的財産法務Ⅰ・Ⅱ、知的財産法務演習は受講者が0名であった。また、2017年度においても、前期の段階であるが、前年度同様に受講登録者数はほぼ10名以下であり、知的財産法務Ⅰ・Ⅱ、知的財産法務演習の受講者は0名である。

<sup>194</sup> 【A17】2017年度オリエンテーション資料「先端展開科目（司法試験選択科目）ガイダンスおよび先端展開科目履修相談会」

<sup>195</sup> 履修モデルについては、【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁、法科大学院ホームページ「履修モデル」<http://www.ritsume.ac.jp/lawschool/education/model.html/>

<sup>196</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁

<sup>197</sup> 【A4】2017年度学修要覧24頁

【A6】2016年度第17回法科大学院教授会(2016.12.13)議事録「2017年度クラス担任体制について」

<sup>198</sup> 【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度入試第2回合格者ガイダンス実施報告」

<sup>199</sup> 【A19】2016年度受講登録者一覧

## イ 検証等

学生の履修科目選択の状況については、教務委員会で検討し<sup>200</sup>、教授会で報告している<sup>201</sup>。アに記したとおり、選択科目の受講登録者数はほぼ 10 名以下となっているが、これは、在学生数減少に伴うものであり、一部の科目に履修選択が偏るような問題は生じていない。また知的財産法関連科目の履修登録者が 2 年連続で 0 名となっているが、他の司法試験選択科目についても、2、3 名の履修登録にとどまる科目もあることから、在学生減少に伴う自然な選択の結果と捉えている。

なお、現状では、司法試験合格に関心が集中し、履修しやすい科目に選択が集中するような事態は生じていないが、仮にそのような事態が生じて、法科大学院の学習のあり方に問題を投げかけるようなことになれば、時間割編成上の工夫や履修指導の一層の強化によって対処する。

### (4) 特に力を入れている取り組み

エクスターンシップ<sup>202</sup>等の実習を含む科目<sup>202</sup>、外国法務演習 I（ワシントン・セミナー）及び現代法務特殊講義（京都セミナー）<sup>203</sup>のように通常の科目と異なる科目においては、授業とは別に、履修のための説明会を開催している。

### (5) その他

2016 年度カリキュラムより、いわゆるパック制を廃止して、展開・先端科目については、本人の希望と異なる履修科目選択が生じることがないようにしている。

## 2 点検・評価

オリエンテーション、ガイダンス、個別説明等、法科大学院で必要とされる履修選択指導は十分に行われ、履修モデルを参考としつつ、学生本人の希望にそった履修ができるように情報提供ができています。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

履修登録者数が 0 名となる科目が生じないように、各履修モデルの説明、履

<sup>200</sup> 【A6】2016 年度第 12 回教務委員会議事録「2016 年度後期 科目別受講登録者数」、2017 年度第 5 回教務委員会議事録「2017 年度前期 科目別受講登録者数」

<sup>201</sup> 【A6】2016 年度第 13 回法科大学院教授会(2016. 9. 27) 議事録「2016 年度後期 科目受講登録者数」、2017 年度第 3 回法科大学院教授会(2017. 5. 9) 議事録「2017 年度科目受講登録者数」

<sup>202</sup> 【A21】2017 年度エクスターンシップ・リーガルクリニック選択希望説明会・体験報告会の実施について

<sup>203</sup> 【A17】2017 年度オリエンテーション資料「ワシントン・セミナー、京都セミナーガイダンス」



修モデル内で履修することが推奨される科目の特性について、ガイダンス、クラス担任説明会等を通じて、丁寧に説明することにした。

## 5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

### 1 現状

#### （1）各学年の履修科目登録の上限単位数

科目登録の上限は、2016 年度より、未修者の 1 年次 37 単位（36 単位を超える理由については前回報告書記載のとおりである）、同 2 年次 38 単位（36 単位を超える理由については以下の（2）のとおりである）、同 3 年次 44 単位であり、既修者は 1 年次 36 単位、2 年次 44 単位である<sup>204</sup>。修了には総計 99 単位以上を修得しなければならない。法務研究科則第 8 条<sup>205</sup>でこれを明記している。カリキュラム自体において、前後期開講科目を適切に示しているため、学期ごとの上限は設けていない。なお、2015 年度以前入学の旧カリキュラム適用者については、未修 1 年次 37 単位、未修 2 年次・既修 1 年次 36 単位、未修 3 年次・既修 2 年次 44 単位、修了総計 104 単位以上の基準が適用されている。

授業時間は 90 分であり 15 週の授業回数で 2 単位である<sup>206</sup>。休講があった場合には、必ず補講を課している<sup>207</sup>（事前に休講することが明らかな場合には、補講日程を確定した上、休講通知をするようにしている）。

#### （2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

2016 年度のカリキュラム改革により、法学未修者に対する法律基本科目教育の充実化のために、未修 2 年次前期に、「憲法 C」（1 単位）および「刑法 C」（1 単位）を新設し、クォーター科目として開講している。これにより、未修 2 年次における履修上限は 38 単位となっている。このうち憲法 C については、違憲審査制の見地から憲法の体系的理解を目指すことを到達目標とし、刑法 C については、刑法総論・各論の重要判例の読み方をマスターすることを到達目標としている。いずれも、未修 1 年次における憲法 A・B 及び刑法 A・B の授業における基本的理解を定着させるための基礎固めの授業としての性格を有している。また、未修 2 年次後期の憲法演習及び刑法演習へのスムーズに履修進行のために配置されている科目でもある。

なお、未修者に対する法律基本科目の充実は、文部科学省も積極的に認めている方針であり、未修 2 年次にも未修者に対する法律基本科目を設置するこ

<sup>204</sup> 【A4】 2017 年度学修要覧 61 頁

<sup>205</sup> 【A5】 立命館大学大学院法務研究科研究科則 8 条

<sup>206</sup> 【A4】 2017 年度学修要覧 11 頁

<sup>207</sup> 【A4】 2017 年度学修要覧 12 頁

とは、文部科学省「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（平成 26 年 8 月 11 日）において可能になっている。

（3）法学既修者についての履修単位数増加の有無  
該当する単位数増加はない。

（4）その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無  
外国法務演習 I（ワシントン・セミナー）及び現代法務特殊講義（京都セミナー）については同一年度内 2 単位を上限として、履修の上限を超えることが認めている<sup>208</sup>。これらの科目が、それぞれ、夏期休暇や春期休暇に行われる科目であり、他の科目と重ならず、また、G C L の養成という本研究科の理念に照らし履修の促進が必要であり、さらに、内容的にも他の科目と異なることから、特別な形態で開講されていることによるものである。したがって、学生の自習を阻害するものではない。2016 年度の履修者は、外国法務演習 I（ワシントン・セミナー）が 2 名、現代法務特殊講義（京都セミナー）が 7 名である<sup>209</sup>。

（5）無単位科目等  
本法科大学院には対応する科目はない。

（6）補習  
民事訴訟法 A（2016 年度後期）について、定期試験終了後の 3 月に任意参加の補習を 2 回実施し、受講登録者ほぼ全員が出席した。

（7）特に力を入れている取り組み  
特に力を入れている取組として記載すべきものはない。

（8）その他  
その他記載すべきものはない。

## 2 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位を標準としているが、法学未修者に対しては、1 年次に 37 単位、2 年次に 38 単位を上限としている。これは法学未修者に対する法律基本科目の充実という点から不可欠であり、段階的学習という見地からも教育的効果をあげるものと考えている。

---

<sup>208</sup> 【A4】2017 年度学修要覧 24 頁

<sup>209</sup> 【A19】2016 年度後期科目別受講登録者数一覧、2017 年度前期科目別受講登録者数一覧

### 3 自己評定

適合

履修登録の上限については、法令基準等に準拠して法務研究科則でこれを定め、厳格に遵守している。

### 4 改善計画

改善計画はない。今後とも、上記のような適切な履修を図るよう配慮する。

## 第6分野 授業

### 6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

本法科大学院では、各科目の担当者の調整を経て、前年度の1月にシラバス原稿の提出を求めている。同原稿は、法科大学院執行部によるシラバス点検を経て、必要な項目の脱落等がないかを確認した上で、修正を加え、前年度の3月末に大学HP上で公開している<sup>210</sup>。シラバスで提供されている情報は、授業の概要、到達目標、受講に際して履修しておくことが望ましい科目、授業計画と15週分のテーマと必要に応じてキーワード、授業方法、教科書・参考書、参考となるWebサイト、成績評価方法などである。法科大学院のシラバスにおいては、各科目の到達すべき目標として、各科目の最低限修得すべき内容を明示するように求められている。

シラバスが学生の科目の登録にとって不可欠な情報を提供するものであり、さらに学習の準備の目安を立て、獲得目標を知り、さらには成績評価の基準を知ることができ、それに対する準備を万全なものとするのに必要である。他方で担当者にとってみれば、担当科目の内容を事前に開示することで、学生に対して学習を具体的に準備させることができ、教育効果を上げるという意義を有している。したがって、基本的にシラバス内容と実際の授業の内容とが乖離することはない。しかしながら、双方向的な授業が行われることによるタイムスケジュール管理の困難さもあり、授業時間内にシラバスで予定されていた内容の一部が終わりきらず次回の授業に積み残されるというケースはいくつかの授業で見られる。

また、本法科大学院では、シラバスに挙げた情報以上の詳細な情報は、LET<sup>211</sup>において案内している。

---

<sup>210</sup> なお、大学全体の方針により、紙媒体によるシラバスの提供はない。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm>

<sup>211</sup> 【A4】2017年度学修要覧24頁

## (2) 教材・参考図書

ア 各科目の使用教科書や参考文献については、シラバスに記載がある。本法科大学院の各担当者は各年次の到達目標にふさわしいテキストや教材を使用するように工夫している。多くの科目では、市販の教科書等をそのまま使用するのではなく、担当者が法科大学院の教育にふさわしい教材を独自に開発し、または市販のテキストに加えて、あるいはまったく独自のレジュメや講義資料を追加的に配付している。こうした教材については、実際に講義で使用する前の週に、あるいは遅くとも数日前には学生の手許に届くようにしている。各授業で担当教員が事前に配付する資料については、配布の方法にも工夫されている。LET 上の講義内容にレジュメを添付して、学生が各自プリントアウトする（あるいは、パソコン上にダウンロードする）とか、事務室で印刷の上で棚に配置して学生に入手させる方法などである。当該授業で利用する資料は、事務室で印刷して配布することを原則としている。また事務室で印刷する場合には、基本的に資料原本を事務室で保存している。

担当教員が用意する教材には、法科大学院の科目にふさわしいように工夫が凝らされているものが多い。新しい注目判例や解説記事、新しい統計データなどを追加配布する授業も見られる。また、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを利用した授業も少なくない（行政法A、民法演習、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ等。ただし、担当者によって違いがある）。講義室、演習室ともに教卓にパソコンが内蔵され、プロジェクター又はプラズマディスプレイに接続されているので AV 機器も用いることができる。また、教材提示装置も別途設置されている。

また、民法演習Ⅰ、商法Ⅰ・Ⅱのように LET 上に当該科目の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（以下では、「共通的な到達目標」と呼ぶこともある）との関係を明示している例も見られる。

イ 各科目で定められた、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を前提とする教材であり、また、双方向教育を可能とするものであることを求めている。各教材や授業内容と「共通的な到達目標」については、各科目において示されている。第1回の授業で「共通的な到達目標」を配布して説明する場合や授業ごとのレジュメで「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を明示する等である。

## (3) 教育支援システム

上でも述べたように、本法科大学院では法科大学院独自の教育システムである LET を利用して、シラバスよりも詳細な予習課題やレジュメを授業前に配布し、あるいは、判例等の各種資料を学生に提示することができるようになっていく。LET 上の情報は大学だけではなく、受講生が自宅からアクセスすることも

可能である。

しかしながら、利用度については、科目による差異が見られ、一部の科目では、担当者による違いが見られる。第1に、ペーパーベースで資料を提示するため、LET上には情報を特に掲載していない科目（法律基本科目で、前期科目は2017年度で後期科目は2016年度。以下同じ。前期科目であれば、民法Ⅰ、刑法A、民事訴訟法Ⅰ。後期科目であれば、民法Ⅲ、商法Ⅲ、刑事訴訟法演習）、第2に、LET上には項目等シラバスをこえない情報のみ掲載している科目がある（前期科目であれば、民法Ⅱ。後期科目であれば、民法Ⅳ）、第3に、LET上に詳細な予習範囲の指示（読むべき判例。LEX/DB番号の記載等）、資料の提示（電子教材等）をしている科目がある（前期科目であれば、刑法C、商法演習Ⅰ。後期科目であれば、刑法演習、商法演習Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ。）、そして第4に、レジュメ、予習問題、復習問題などを詳細に掲示している科目（前期科目であれば、憲法A、憲法C、商法Ⅰ、行政法A、行政法Ⅰ、民法演習Ⅰ、民法総合演習、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅱ。後期科目であれば、憲法B、民法Ⅴ、刑法B、憲法演習、民法演習Ⅱ、行政法演習）が見られる。

さらに、科目によっては、復習のために授業後に様々な資料をLET上に提示する例も見られる。具体的には、授業時に使用したプレゼンテーションソフトによる資料をLET上に提示する科目（例えば、憲法A、行政法A）、復習課題を提示する科目（例えば刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ）が見られる。

また、LET上では学生に知識の確認を行うために簡単なテストを行い結果を集計する機能があるが、数は少ないものの、そのような機能を利用して学生の復習に役立っている科目も見られる（具体例として、憲法A、行政法Ⅰ）。

#### （4）予習指示等

予習教材を事前に学生に配布することは、学生の自学自修を促し、また、授業の理解度を高めるために必要なことであり、本法科大学院では、予習教材は、殆どの講義で（時期や手法の違いはあるが）事前に提示されている。予習教材については、第1に、LET上に予習教材を提示している授業が多い。提示の時期には各科目により違いがあり、学期開始時に予習教材をLET上に提示している科目（例えば、刑法演習、商法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習）、授業当日の2週間あるいは1週間前くらい前までにLET上に詳細な予習教材やレジュメを提示する科目（例えば、行政法A、行政法演習、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、憲法A、憲法演習、民法演習Ⅰ・Ⅱ等多数）が見られる。第2に、ペーパーベースで予習教材を学生に配布している授業や、学期当初に教材をペーパーベースで配布する科目（例えば、公法実務総合演習、民法Ⅰ、2回に分けて配布する現代法理論）、また、授業時に次回分のレジュメを配布する科目もある（例えば、民法Ⅱ、環境法務演習、法曹倫理）。第3にその他の形態が見られ、テキストを指定し該当箇所を予習するよう指示する科目もある。

#### (5) 到達目標との関係

本法科大学院では、法律基本科目、司法試験選択科目等主要な科目について最低限修得すべき内容を設定し、各科目の授業計画はその到達目標と対応していることが前提とされている。これについては、シラバスへの記載、LET への掲載又は事前配布による授業レジュメ、学年始めのガイダンス時に配布される資料等によって明示されている。また、自学自修に委ねる部分についても同様の方法で明示されている。

これらの内容については、執行部が次年度掲載シラバスの点検を行う際に確認している。そのうえで、必要に応じて、各担当教員に修正を依頼している。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院の教育支援に関しては、TKC（株）が開発した情報・コミュニケーションツールであるLETが利用されている。他方で本学においては、2013年より、（株）朝日ネットが提供する授業支援サービスであるmanaba+Rが全学で導入されており、法科大学院でも利用できるようになっている。これらの両システムを教育支援という観点からいかに有効活用することができるかを検討している。

#### (7) その他

一部の分野では、科目を超えた担当者間の連携がスタートしており、例えば民法および民事訴訟法の教員（研究者教員・実務家教員・裁判官教員）が月1回程度、打合せを行い、各科目の進度の共有や授業用レジュメの共有を行う取り組みが始まっている。

### 2 点検・評価

授業準備・計画は共通到達目標にしたがって適切に行われており、シラバス、教材、レジュメも適切である。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特にない。



## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

### 1 現状

#### （1）授業の実施

##### ア 科目毎の教育内容の適切性

科目毎の教員の授業担当能力に関しては、別紙・調書のとおりである。

##### イ 授業全般の実施状況の適切性

###### （ア）教育内容

法律基本科目や他の分野の科目でも、「共通的な到達目標」を踏まえた、法曹養成教育として相応しい内容の授業が実施されている（各科目の記載参照）。また、科目の特性や教育目標に応じて、適切な履修者数を確保している。

###### （イ）授業の仕方

各授業において、双方向・多方向の授業を行っている。活発な多方向の授業を行うことができているかどうかについては、各科目により異なる。

###### （ウ）学生の理解度の確認

学生の理解度の確認は、レポートの提出や小テストの実施、学期中間での中間的な学力検証の実施が行われている。科目によっては、LET 上の授業確認テストが活用されている。中間学力検証や小テストの結果は添削あるいはコメントを付すなどして学生に返却されている。

###### （エ）授業後のフォロー

授業後のフォローはオフィスアワー等の体制は整っている。受講生の数にもよるが、授業後の質問、オフィスアワーの利用はそれほど活発ではない。また、

メールによる質問の受付も行われている科目もある。

(オ) 出席の確認

出欠の確認は出欠カードや座席表により、あるいは小テストの実施により、各授業で適切に行われている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

予習課題として事前に映像（ビデオ）を視聴させる授業、プレゼンテーションソフトを利用した授業はいくつか見られる。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

法律基本科目においては、「共通的な到達目標」を踏まえた積み上げ学習が行われており、対象学年にふさわしい内容となっている。また、実務基礎科目、基礎・隣接科目、先端・展開科目においても、対象学年にふさわしい内容となるよう工夫されている。例えば、実務基礎科目の民事法実務総合演習、公法実務総合演習、刑事法実務総合演習では、最終学年に配当されている科目ということもあり、各分野の学習を総合できる科目となるよう配慮されている。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目や他の分野の科目でも、「共通的な到達目標」を踏まえた、法曹養成教育として相応しい内容の授業が実施されている。具体的な科目毎の内容については、別紙2記載のとおりである。各授業において最低限修得すべき「共通的な到達目標」が達成できているか否かについては、各セメスターすべての開講科目について2回実施される授業評価アンケート（特に、第2回目アンケートにおける「担当教員はこの授業において、到達目標をどの程度達成しましたか」の項目）、教員による授業参観、FDフォーラムにおける意見交換等において適切に検証している。

(3) 特に力を入れている取り組み

特にない。

(4) その他

特にない。

## 2 点検・評価

開設科目については、効果的に履修できるよう適切な態様・方法で授業が実施されているものと考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にない。

## 6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 現状

#### (1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法律の学習にとって、法を理論的・概念的・体系的に理解することは不可欠であるが、具体的な現実とかけ離れて抽象的に論点を覚えるだけでは不十分である。とりわけ、法曹養成を目的とする法科大学院においては、法律の一般的理解と知識の習得に加えて、法律実務の基礎を学習し、法曹としての基本的素養を習得することが目指されている。本法科大学院は、この理論と実務の架橋の在り方について、その設置準備の段階からカリキュラムの編成、講義内容等々について繰り返し検討し具体化を図ってきた。現在の専任教員の大半は、これらの議論に参加し、その実現に向けて努力してきた。理論教育と実務教育の架橋についても同様である。とりわけ実務基礎科目として設置されている科目の内容、教材の選択、設定について研究者教員と実務家教員の共同作業を重ねてきている<sup>212</sup>。

また法科大学院の発足から 2017 年度前期までの間、担当者会議や FD 活動でも、理論教育と実務教育との架橋、実務基礎科目の改善あるいは法律基礎科目と実務との関係などについて採り上げ<sup>213</sup>、その成果を各講義担当者が持ち帰り講義に反映させてきている。

#### (2) 授業での展開

本法科大学院においては、理論と実務の架橋を意識したカリキュラムを編成し実践している<sup>214</sup>。

##### 【法律基本科目】

法律基本科目は、未修者に対して提供される講義科目 (15 科目) と、未修者・既修者がともに受講する講義科目 (5 科目)、同演習科目 (14 科目、そのうち 4 科目は選択科目) に分かれている。

講義科目について、未修者は 1 年生次に、憲法、刑法、民法、商法の全体及び行政法の一部を履修しなければならない。1 年間という限られた時間内に修得すべき知識量は膨大なものである。しかも、その理解力は法曹養成にふさわしいものでなければならず、少なくとも、第 2 年次に配当される演習や「要件

<sup>212</sup> 【A16】最終学年の必須の実務基礎科目である「公法実務総合演習」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」は、いずれも研究者教員と実務家教員のチームで行う授業である (各科目のシラバス参照)。

<sup>213</sup> 【A13】2013 年度第 2 回 FD フォーラムでは、「リーガルライティング教育のあり方」、2014 年度第 3 回 FD フォーラム、2016 年度第 3 回 FD フォーラムでは、「実務総合演習の授業内容・方法のあり方」をテーマにした。

<sup>214</sup> 【A4】2017 年度学修要覧 33 頁以下

【A2】2018 年度法科大学院パンフレット 8 頁

事実と事実認定」を受講するに十分なものでなければならない。そのため、授業の中で双方向による質疑応答が交わされる場合でも、体系的、理論的、概念的な理解が中心にならざるを得ない傾向がある。

演習科目については、理論的な理解を深めることが重要である。そのための方法として、素材に即して問題解決の方法の検討、原告・被告等異なる立場からの分析と立論あるいはこれに対する反論の可能性を検討するとともに、さらには報告書、訴状、答弁書、準備書面等の主張立証責任をふまえた法律文書の作成方法が取り入れられているものもある。

#### 【実務基礎科目】

実務基礎科目としては、10科目20単位を開設し、入学初年度から終了に至るまでこれらの科目を適切に配置し、学生が法理論の学習に併せて法曹としての倫理、法曹に求められているマインドとスキルに触れつつ実務的な問題、実務家の問題解決手法を直接に目にするのできる臨床科目を必修科目として開設している。

まず、未修者1年生次に対しては、前期に「リーガルリサーチ&ライティング」を、後期には「法曹倫理」を配当している（いずれも2単位で必修科目である。既修者に対してはいずれも2年次生前期に配当される）。未修2年次・既修1年次生には「要件事実と事実認定」（2単位の必修科目）が、また未修3年次・既修2年次生には公法・刑事法・民事法の各実務総合演習（2単位の必修科目）、民事裁判総合研究のほか、臨床系科目としてエクスターンシップ及びリーガルクリニックⅠ・Ⅱ（この3科目の中から1科目を選択必修）が配置されている。

実務基礎科目は、その性格上多くは実務家教員によって担当されている。しかし、本学においては実務家に任せきりではなく、研究者教員との共同を可能な限り実現しようとしている。たとえば、公法、刑事法、民事法の各実務総合演習は、実務基礎科目としても、さらには法科大学院における学習の集大成として重要な科目であると位置づけている。各実務総合演習科目は、それぞれ3～4クラス（再履修クラス含む）開講しているが、この演習は、原則として理論的側面を担当する研究者教員と実務・実践的側面を担当する実務家教員の2人が1組となって担当している。

公法及び民事法の実務総合演習では、前年度の担当者会議において研究者教員と実務家教員が検討素材を持ち寄って、理論的・実務的な観点からの検討を加えて教材を作成している。これを受けて演習は2名の教員（研究者教員1名、実務家教員1名）が共同して実施されている。2～3週ごとに1テーマを扱い、担当教員チームが全クラスをローテーションで担当している。

刑事法実務総合演習では、クラス担当制を実施して、研究者教員、実務家教員がそれぞれのクラスを担当するが、教材作成は全員の協議に基づいて行われている。

このように、とりわけ実務総合演習では、シラバスの作成、教材の開発から到達目標の確認、成績評価についても研究者教員と実務家教員の共同作業により実施している。

実務総合演習は、法科大学院における教育を総合化し集大成を図る科目として位置づけられており、法的分析力、法的問題について多角的に議論を展開する力、説得力など法曹に求められるさまざまな能力が養成される。教材の開発においてもこの点を強く意識して取り組んでいる。

#### 【先端・展開科目】

先端・展開科目でも理論と実践の架橋を考慮したカリキュラムが編成されている。

先端・展開科目については、2017年度より、学生自らが目指す将来の法曹像を反映した6つの履修モデル<sup>215</sup>に基づいて配置されている。

具体的には、家族紛争、消費者紛争、土地・住宅問題に関わる法的紛争、労使紛争等、市民生活に密着した法分野に取り組む法曹を目指す「市民生活密着型法曹モデル」では、家事法務、司法臨床研究、都市・住宅法務Ⅰ・Ⅱ、消費者法務、現代法務特殊講義（民法改正）、執行・保全法、現代法務特殊講義（複雑民事訴訟）の各科目を、労働法務、労働法務演習、知的財産権に関する先端的法律問題、所得税・法人税等に関する法実務上の諸問題に取り組む法曹を目指す「知的財産法務・税法務型法曹モデル」では、金融法、涉外弁護士実務、税法務Ⅰ・Ⅱ、税法務演習、知的財産法務Ⅰ・Ⅱ、知的財産法務演習の各科目を、ビジネス・企業活動、経済活動に係わる諸取引で発生する法的課題の解決に取り組む法曹を目指す「ビジネス・企業法務型法曹モデル」では、企業法務、英文契約実務、金融法、保険法、商取引法先端演習、コーポレート・ロー先端演習、倒産処理法務、倒産処理法務演習、経済法、経済法務演習Ⅰ・Ⅱの各科目を、公法上の様々な場面における憲法訴訟、行政訴訟、そして、環境（民事・行政）訴訟に取り組む法曹を目指す「公共法務・環境法務型法曹モデル」では、公共法務Ⅰ・Ⅱ、公共法務演習、環境法務Ⅰ・Ⅱ、環境法務演習の各科目を、国際家族法・財産法、国際商取引、国家間紛争・国際人権等に係わる法的問題に取り組む法曹を目指す「国際法務型法曹モデル」では、国際人権法務、外国法務演習Ⅱ、国際関係私法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、国際関係私法演習、国際民事訴訟法、中国法、国際関係公法Ⅰ・Ⅱ、国際関係公法演習、国際人権法務、英米私法の各科目を、そして、検察官としての活動、刑事事件における弁護活動、少年事件における付添人活動等に取り組む法曹を目指す「刑事法務型法曹モデル」では、現代社会と犯罪、経済刑法、刑事弁護論、少年法、刑事法務演習の各科目をそれぞれ配置している。

このうち、特に司法試験選択科目8科目については、2つの講義科目と1つ

---

<sup>215</sup> 履修モデルについては、【A2】2018年度法科大学院パンフレット5頁、法科大学院ホームページ「履修モデル」<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/education/model.html/>

の演習科目とが一定の体系性を有する科目群として配置されており、専門性を系統的・効果的に涵養することを目ざし、講義科目を研究者、法務演習科目を実務家がそれぞれ担当している。

さらに、理論と実務を架橋するために、現実に生起する法律問題のカテゴリーに即した科目を設定し、科目の融合化を図ることがかなりの程度で進められている。先に述べた実務総合演習、基礎法学・隣接科目群に配置されている生命倫理と法、法と心理、ジェンダーと法、紛争解決と法、さらには先端展開科目群の多くもそうした性格を有している。

### (3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

研究者教員はもとより、実務家教員についても個人研究費を支給している<sup>216</sup>。法学部には法科大学院の教員も参加が可能な研究会が存在しており(公法研究会。民事法研究会、刑事法研究会)。また、研究者教員が得た文部科学省科学研究費による共同研究もいくつか組織されているが、こうした研究会に実務家教員も参加している<sup>217</sup>。

### (4) 特に力を入れている取り組み

講義においては、紛争の発生から当事者の満足・納得という紛争終結段階までの一連の流れを踏まえた検討、討論を心がけている。とりわけ実務総合演習科目では、紛争実体法のみならず訴訟法、執行関連法についても関連させながら紛争解決に向けた事実認定及び事実評価の重要性、法的主張の構成などについて留意しながら講義を行っている。

法理論と実務の架橋に関連しては、実際の法律関連実務を体験することにより生きた法、法理論を学習することを目指して、これを実践するために前述したようにエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱのいずれか1つの科目を選択させ必修としている。また、民事訴訟法、要件事実と事実認定担当の教員が中心となり、京都地方裁判所での裁判傍聴及び担当裁判官との懇談の機会を課外で設定し、参加希望学生を引率するなどしている。

### (5) その他

外国法務演習としてのWCLで開催する「ワシントン・セミナー<sup>218</sup>」、現代法特殊講義であるがオーストラリアからの学生などの参加のもとで国際法務

<sup>216</sup> 【A5】立命館大学特別契約教員規程7条の2第1項

通常の専任教員である実務家教員はもとより、弁護士業務も平行して続けている特別任用教授である実務家教員にも、通常の専任教員と同じ個人研究費が支給されている。

<sup>217</sup> 科学研究費助成事業データベース <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-23330011/>  
「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」(基盤研究B)に本学法科大学院の複数の実務家教員も参加している。

<sup>218</sup> 【A51】2016年度ワシントン・セミナー活動報告書

担当実務家により実施される「京都セミナー<sup>219</sup>」は、関係国の立法、実務及び理論的な課題を研修するものであり、「GCL」の養成を目指している当法科大学院の特色ある取り組みとなっている<sup>220</sup>。

## 2 点検・評価

法曹を目指す法学教育において、法理論と法曹実務の架橋が必要であること、そのために本法科大学院としてカリキュラムの編成、研究者と実務家による共同授業担当制の設定、臨床系科目の開講等を行っていることについては入学当初から学生に説明している。学生自身も法科大学院においては、理論と実務基礎の双方の習得が必要であることを意識している。実際の履修状況は、2016年度でリーガルクリニックⅠ・Ⅱが25名(69.4%)、エクスターンシップが11名(30.6%)であり、2017年度(一部は後期実施)でリーガルクリニックⅠ・Ⅱが18名(66.7%)、エクスターンシップが9名(33.3%)となっている。このことは、学生が自己の学習の進捗状況に合わせて、上記臨床系科目を積極的に受講していることを示している。

このような状況に照らし、理論と実務の架橋については、極めて高い水準を形成し、維持してきていると自負している。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特にない。

---

<sup>219</sup> 【A52】2016年度京都セミナー報告書

<sup>220</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット6頁



## 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1 現状

#### （1）臨床科目の目的

理論と実務の架橋を図りつつ法曹実務家養成を行う専門職大学院としての法科大学院に取っては、学生が座学として法律を学ぶだけではなく、法律を実際にどのように運用すべきなのかを実際の体験を通じて学ぶ臨床科目の受講が不可欠の要素である。特にGCLの養成を教育理念に掲げる本研究科では、法を単に座学として学ぶだけではなく、法が社会で実際にどのように運用されるべきかを身をもって体験することが重要であると位置付けている。そこで、本研究科では、臨床科目を最終学年時に履修すべき実務基礎科目の中の選択必修科目（2単位）として位置付け、エクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）のうち、いずれかひとつを選択し単位を取得することを修了要件に課している。

このうち、エクスターンシップは、学生が法律事務所、企業法務、官公庁などに出向いて、現場での法実務の実際に触れる中で、法曹の果たす役割を身をもって体験する科目である。また、リーガルクリニックは学生自身が監督する教員・弁護士のもとで、市民からの法律相談に直接対応する科目であり、学生にとっての教育効果と共に、地域での社会貢献という意味を持たせている。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

##### ア カリキュラム上の位置

臨床科目として下記の3つの科目を置いている。いずれも最終学年時の実務基礎科目のうちの選択必修科目（2単位）である。学生は、この3つの科目のうちの1つを必ず選択しなければならない。適正な受講者規模を確保し、個々の学生の全体の履修科目のバランスを維持するために、複数の臨床科目の選択は認めてきていない。

##### イ 開設状況

###### （ア）エクスターンシップ

弁護士の法律事務所（京都府、大阪府、奈良県など）、地方公共団体、企業に学生が出向いて、約2週間の実習を行う。研究科がエクスターンシップ先を斡旋する他、学生がエクスターン先を自己開発することも認めている。エクスターンシップの中心は法律事務所であり、地方公共団体、企業法務は受け入れ先の開拓が容易でないこともあり、現在のところ若干名にとどまる。

いずれも、研修目標、研修依頼事項を明示して、依頼している。

###### （イ）リーガルクリニックⅠ（法律相談）

民事の法律相談一般を扱う科目である。夏期集中科目として、9月の夏休み中の土日に1泊2日で京都府北部の舞鶴市で出張法律相談という形で実施している。舞鶴市で実施しているのは、同市が人口8万人なのに対して弁護士事務所が5つしかなく、いわゆる弁護士過疎地域に当たるためである。リーガルクリニックの授業を通じて無料の法律相談を市民に提供することによって地域貢献の役割も果たしている。

1999年以降、舞鶴市と立命館大学では包括的な学術協定を結んでおり、上記の法律相談の実施にあたっては、会場の提供、広報活動等舞鶴市の全面的協力を得ている。

#### (ウ) リーガルクリニックⅡ（女性と人権）

DVや離婚後の子の養育や自身の経済生活の困難、雇用・待遇差別などの女性と人権に関わる法律問題に対して、相談者を女性に限定して法律相談を実施するリーガルクリニックである。これらの問題への無料の法律相談の需要は潜在的に大きいと思われるが、それに対応する相談体制は未だ社会には不十分である。また、これらの問題については、一般の法律相談よりも専門的知識や相談者に接する際の留意点など特別な研修が必要であることから、Ⅰとは別にⅡとして設置している。リーガルクリニックⅡはⅠとは異なり、本研究科内に設置されたリーガルクリニック室で法律相談を実施してきたが、後述するように、2015年度からは最後の法律相談日を大津市で実施している。これもⅠ同様に、法科大学院のよる地域貢献の拡張として位置付けている。

受講者数 ( ) は女性の内数

	2016年度	2017年度
リーガルクリニックⅠ	15 (2)	14 (5)
リーガルクリニックⅡ	10 (3)	4 (4)
合計	25 (5)	18 (9)

エクスターンシップ		2016年度	2017年度	備考
法律事務所	京都	5 (1)	4 (2)	
	大阪	2 (0)	2 (1)	
	奈良	1 (0)	0 (0)	
	その他	0 (0)	1 (1)	福井
企業法務		1 (1)	1 (1)	
地方自治体		2 (1)	1 (0)	
合計		11 (3)	9 (5)	

イ 内容

臨床科目は、上記の法律相談を中核として、事前研修、事後研修に参加することを義務付けている。まず全体的な臨床科目のガイダンス「選択希望説明会」を踏まえたうえで受講科目を決定している。マナー講座、守秘義務講座を実施し、受講者には守秘義務遵守の「誓約書」の提出を求めている。

#### (ア) エクスターンシップ

エクスターンシップは弁護士法律事務所や地方自治体等へ1名ずつ学生を派遣し、2週間の実習指導を受ける。指導要領は、エクスターンシップ実施要項記載の通りである。

科目責任者として実務家教員2名を配置し、本学指定書式による受け入れ先報告書と学生の研修報告書に基づいて単位認定（P=Pass=合格）認定を行う。

#### (イ) リーガルクリニック I（法律相談）

リーガルクリニックの事前研修では、法律相談によくある少額訴訟、支払い催促、破産、離婚等についての法的知識の確認と、担当教員が相談者となり受講者が法律相談に対応する模擬法律相談を行う。

実際の法律相談は学生2名ないし3名が1チームとなり、60分の法律相談を行う。教員が監督のために相談中に横に座り、適宜、学生のフォローも行う。相談終了後、学生は事後報告書「法律相談記録」を提出し、相談日と別の日の午後を使って事後研修会を行う。これによって学生は自分が受け付けたのではない他のチームの相談内容を知ることができ、また、質疑を通じて、自分たちの法律相談における改善点や理論的な問題点などの理解を深めることができる。

これらの事前研修、法律相談、事後研修を通して、受講者が合格（P）に値するか否かを判定する。

#### (ウ) リーガルクリニック II（女性と人権）

上述したように女性と人権に特化したリーガルクリニックである。実際の相談はDVを原因とした離婚事件が多い。最近では、介護についての相続人同士での争いなども増えている。相談者を確保するために、5月に受講者自身が、地方自治体やNPOなどに相談案内のチラシを置いてもらうための電話掛けを行っている。また、相談に来られた市民の方にわかりやすく離婚手続き等を解説した法科大学院パンフレットを毎年作成、更新している。

8月20日前後に3時限から5時限までの時間帯で事前研修を行っている。担当する実務家教員（女性弁護士）1名と研究者教員2名が予め受講者に課した予習課題をもとに、離婚法（手続きも含む）、DV法、セクシュアル・ハラスメントなどについての基本的な法知識を双方向的に確認していく。後半には学生が2人1組で、相談者役とアドバイス役に交代で分かれて模擬法律相談を行い、担当教員からアドバイスを受ける。

法律相談は土曜日の午前10時から午後6時までの時間帯に5件の予約枠を

設定し、4週にわたり実施している。相談60分に加え30分の実務家教員及び協力弁護士による事後レクチャーを含め、1日5件の相談を原則として受講者2人がペアとなって受け付ける。4週のうち、前半2週は実務家教員ないし協力弁護士が相談者にアドバイスを行い、受講者は傍で観察し、後半2週は、受講者自身がアドバイスを行い、実務家教員ないし協力弁護士は、横で監督及びサポートを行う。

相談の翌週に3時限目から5時限目までの時間をかけて事後研修を行う(計4回)。3人の担当教員の前で、各チームが受け付けた案件の事案の概要(当事者、関係者の氏名については、個人情報保護の観点から記号化して報告する)、アドバイス内容、なお残された検討課題について報告を行い、質疑を行なう。この事後研修を通じて、学生は、自分の受け付けた案件について、より多角的な視野から法的問題を発見し、新たな法的構成に気づいたり、また、自分が扱った案件以外にも様々な相談事例があることを知ることができる。実務家教員と研究者教員が合同で担当しているので実務上の問題、理論上の問題についても深く学ぶことができ、また、教員にとっても、新たな実務上、理論上の課題を発見することができ、まさに理論と実務の架橋を体現する科目となっている。

なお学生は事後研修での検討を踏まえた相談カルテ(当該案件についての報告書)の提出を義務付けられている。成績評価は、事前研修、法律相談、事後研修を踏まえて担当教員が可否を判定する。

#### (エ) その他

なお、臨床科目実施中に作成された受付カード、相談カルテなど、個人情報、相談内容に関する書類は法科大学院事務室において保管の必要な物は厳重に管理し、不要の物は溶解処分をしている。また、リーガルクリニックの相談者には、相談前に個人情報保護について説明している。

本研究科の学生は本研究科の負担で入学後に「法科大学院生教育研究賠償責任保険<sup>221</sup>」(略称「法科賠」)に全員加入しており、臨床科目実施にあたって学生に生じ得る賠償責任もこの保険でカバーされている。その他の実習に伴う交通費、宿泊費などは参加者の個人負担である。法律事務所エクスターンシップでは、学生は履修料として受け入れ先に対して5万円を負担している(弁護士会との取り決めによる<sup>222</sup>)。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

リーガルクリニックⅠでは弁護士過疎地域の舞鶴市での出張法律相談を行ない、地域社会への貢献に力を入れてきた。また、2015年度からはリーガルクリニックⅡも1回の法律相談を大津市で実施することにより、京都以外の地域

<sup>221</sup> 【A46】法科大学院教育研究賠償責任保険(略称「法科賠」)加入者のしおり

<sup>222</sup> 【A62】「京都弁護士会とのエクスターンシップに関する協定書」、「大阪弁護士会とのエクスターンシップに関する基本合意書」、「奈良弁護士会とのエクスターンシップに関する協定書」参照

での地域貢献を行っている。

さらに、リーガルクリニックⅡは無料法律相談の機会がまだまだ少ないが需要が高い女性の人権問題に特化した法律相談を実施しており、社会のニーズに応えている。また、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの被害者に接する時の留意点を臨床心理の観点からも学ぶために、応用人間科学研究科と「司法臨床研究」という特別な科目を共同開講している。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

臨床科目を3科目設置し、選択必修科目として全員がどれかを履修するようにしている。その内容も、法科大学院の教育に期待される、座学で得た理論と法曹に必要なスキルやマインドを総合的に学ばせ、かつ、その不足を実感させることで、今後の学習への動機付けを図るものであり、所期の目標を達成している。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特になし。

## 6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### (1) 国際性の涵養

本法科大学院では、GCL育成の教育理念に基づき、毎年、夏期休暇期間に米国・ワシントンD.C.にあるWCLで実施する海外研修(ワシントン・セミナー)、提携校であるシドニー大学ロースクールの学生とともに日本法を学習する現代法務特殊講義(京都セミナー)等英語で行う授業をはじめ、英米法、外国法関連の授業科目を複数設置して、国際性を涵養するための教育を行っている。

基礎・隣接科目として設置されている英米法基礎(前期・2単位(旧カリ名・英米法))では、提携校であるWCLから毎年招聘している客員教授が、ワシントン・セミナーに参加する受講生を中心に、公法、民事法、刑事法の各領域にわたる英米法(特に米国法)の基礎について英語で授業を行っている。

展開・先端科目として設置されている外国法務演習I(後期・2単位)は、毎年、8月初旬からの2週間の日程でWCLにて行うワシントン・セミナーが中心となる。内容は、①出国前に本学で実施する事前授業(本学授業担当者による英米法の基礎に関する講義(3乃至4授業時間)、刑務所参観)、②WCL教授陣による憲法、行政法、契約法、不法行為法、刑事手続法などの授業及び連邦最高裁判所、連邦議会、大規模弁護士事務所、郡拘置施設訪問などのフィールドワーク(ワシントン・セミナー)、③ワシントン・セミナー参加を踏まえたうえでの帰国後のレポート作成(英米法の主要テーマを選択)から構成されている。ワシントン・セミナーについては本演習担当教員が全行程を引率し、現地では英米法基礎担当客員教授が実施責任にあっている。なお、ワシントン・セミナーの過去の受講生数は以下のとおりである。

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
参加人数	11	7	6	6	10	11	7	7	6	6	3	2	3

また、同じく展開・先端科目として設置されている京都セミナーは、毎年、2月初旬の1週間、本学キャンパスにおいて、日豪両教員がペアになり英語で行う授業である。内容は、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、ビジネスロー等多岐にわたるが、本学ロースクール生とシドニー大学生等外国人学生がグループになって、双方向・多方向の授業展開をすることで特徴がある。なお、京都セミナーの過去の受講生数は以下のとおりである。

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
参加人数	6	17	11	23	23	24	9	4	28	11	10	7	5

この他、展開・先端科目として、外国法務演習Ⅱ、英米私法、中国法が設置されており、特に、外国法務演習Ⅱでは、外国法務演習Ⅰの受講者を対象として、ワシントン・セミナー参加後に作成したレポートの内容をさらに深める授業を行い、将来のL.L.M取得のための動機づけも行っている。

## (2) 特に力を入れている取り組み

近年、在学生の減少とともにワシントン・セミナー参加者も減少傾向にある。この問題を解決するために、2015年度より、効果的な授業運営ができる一定人数（概ね6名）を確保する趣旨から、ワシントン・セミナーへの本学OB・OG弁護士に参加を許可し、在学生に対する教育効果をあげている。なお、OB・OG弁護士の過年度の参加者数は以下のとおりである。

年度	2015	2016	2017
参加人数	3	5	2

また、同様の趣旨から、ワシントン・セミナー及び京都セミナーについては2017年度より関西4大学単位互換科目として開放し、同志社大学、関西学院大学及び関西大学の各法科大学院生の参加を促進している<sup>223</sup>。

## (3) その他

特になし。

## 2 点検・評価

上記ワシントン・セミナー及び京都セミナーは、2016年度及び2017年度に、文部科学省法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、国際的に活躍する法曹を養成するための「特に優れた取組」と評価されている<sup>224</sup>。本学においては、所期の教育理念を達成するために、在学生及び卒業生法曹のL.L.M取得に向けた教育をいっそう強化する。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

本学の教育理念であるGCL育成に早期に着手する観点から、本法科大学院

<sup>223</sup> 【A6】2016年度第4回法科大学院教授会(2016.5.24)議事録「関西四大学大学院単位互換を利用した受講科目の追加(ワシントンセミナー)」、2016年度第20回法科大学院教授会(2017.2.14)議事録「関西四大学大学院単位互換を利用した受講科目の追加(京都セミナー)」

<sup>224</sup> 【A53】「平成28年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果について」「平成29年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/1366741.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1366741.htm)

進学予定の立命館大学法学部最終学年生を対象として、大学院科目早期履修制度を利用したワシントン・セミナーへの参加の可能性を検討している。



## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

#### 1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

過去3年分の開設科目毎の履修登録者数は、別添、「2015年度後期受講登録辞退後受講登録者数一覧」「2016年度受講登録者数一覧（後期登録修正後）」、「2017年度受講登録者数一覧」<sup>225</sup>のとおりである。

（2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目については、講義科目も含めて、60人以上となるものはない。講義科目については、2016年度は法学未修者対象科目（憲法A・B、民法I～V、刑法A・B、商法I～III）、法学未修者・法学既修者科目（刑事訴訟法I・II、民事訴訟法I・II）について10人を下回る科目はなかったが、2017年度は、未修入学者が2人とどまったことから、未修1年の講義科目（1クラス開講科目）は、再履修者を含めても、2人～6人と10人を大きく下回っている。もともと、少人数ではあるものの、担当教員がその分受講生の理解度を頻繁に確認するなど双方向・多方向の授業ができるような努力を行っている。なお、未修者講義科目の少人数クラス運営の在り方については、2017年度第1回FDフォーラムにおいて教員間で意見交換を行い、適切かつ効果的な授業展開について検討するなど努力を重ねている。

未修2年次・既修1年次配当演習科目（憲法演習、民法演習I・II、刑法演

<sup>225</sup> 【A19】科目別履修登録者数一覧表

習、商法演習Ⅰ・Ⅱ、行政法演習、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習)にあつては、双方向の授業を展開するとともに、よりきめ細かな行き届いた指導を行う趣旨から、例年、基本的に、全科目について1科目あたり5クラスを開講する(本履修クラス4クラス+再履修クラス1クラス。但し、商法演習Ⅰ・Ⅱについては再履修クラスを設けていない。)こととしてきている。2016年度においては、各クラスほぼ10人程度の受講生で、演習形式で双方向の授業展開を基本としつつ、事案分析、法律問題の発見、身につけた知識の運用能力の涵養等、演習科目としての所期の目的を達成してきた。もっとも、2017年度においては、入学者数の減少に伴い、前年度と同クラス数を開講した場合、演習1クラスあたりの受講生が5~6人となる事態が想定されたため、2017年3月7日教授会において「2017年度演習科目の1クラス減」について承認し<sup>226</sup>、2017年度演習については4クラス開講(本履修クラス3クラス+再履修クラス1クラス。但し、商法演習Ⅰ・Ⅱについては再履修クラスを設けていない。)とすることにした。これによって、演習1クラス7~9人のクラスサイズを維持し、上述した演習科目としての所期の目的が達成できるように努力している。

### (3) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目のうち、未修1年次の講義科目については、2016年度は13人であったが、2017年度は2人と極端に少なくなっている。入試政策において未修入学者増を目指すこととする。演習科目については、従来、本履修クラス5クラス開講していたが、2017年度4クラス開講(そのうち1クラスは再履修クラス)として、できるだけ10人に近づけるクラス規模を維持できるように努力しているが、さらなるクラス減が必要となる場合には、適切に対処することとする。

また、科目配置については、法律基本科目については、授業が連続しないように配置することを原則とし、授業後に学生が質問できる機会を保障している<sup>227</sup>。学生の学修という面では授業で生じた疑問はその場で解決するのが望ましいからである。もちろん、各教員はオフィスアワーを設けており<sup>228</sup>、授業後以外においても気軽に質問できる環境を整備し、十分な指導をしている。

### (4) その他

法律基本科目以外の科目において、受講者数が50人を超える科目はない。一方で、知的財産法務Ⅰ・Ⅱ、知的財産法務演習のように司法試験選択科目であるにもかかわらず、履修登録者が2年度連続して0人の科目もある。これについては、司法試験選択科目に関するガイダンス等において、丁寧に授業内容等を説明することを継続したい。

<sup>226</sup> 【A6】2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7)議事録「2017年度演習科目クラス数について」

<sup>227</sup> 【A18】2017年度法務研究科時間割表

<sup>228</sup> 【A54】2016年度後期オフィスアワー一覧、2017年度前期オフィスアワー一覧

なお、実務基礎科目のうち、必修科目については、複数クラスの開講として、可能な限り少人数で受講することを保障している。実習を伴うリーガルリサーチ&ライティングや公法・刑事・民事のそれぞれの実務総合演習については10人程度、法曹倫理および要件事実と事実認定は12、13人程度のクラス規模をそれぞれ維持している。

## 2 点検・評価

1つの授業を同時に受講する学生数は、未修者2年・既修者1年が受講する法律基本科目につき講義科目で15人程度、演習科目で10人弱程度であり、それ以外の科目についても実務基礎科目の必修科目については、同様である。

このようなクラス規模を実現するために、同一科目につき複数クラスを開講している。

## 3 自己評定

C

## 4 改善計画

法科大学院志願者減に伴う学生数減少の状況を踏まえて、講義、演習クラス人数規模の適正化をさらに検討していきたい。

## 7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

### 1 現状

#### （1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	130人	57人	43.9%
2014年度	100人	42人	42.0%
2015年度	100人	43人	43.0%
2016年度	70人	30人	42.9%
2017年度	70人	18人	25.7%
平均	94人	38人	40.4%

上記の表のように、本法科大学院において、過去5年間で見ても入学者が入学定員を上まわったことはない。

なお本法科大学院では、2014年度から定員を100人に、2016年度から定員を70人に減らしている。

#### （2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

上記（1）のとおり、本研究科にあつては、過去5年間入学定員を超える事態とはなっていない。

#### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

#### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

過去3年間で見ても、あるいは、過去5年間で見ても、入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、評価基準との関係では問題はない。

## 3 自己評価

適合

## 4 改善計画

入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、本評価基準との関係では問題はない。

### 7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

#### 1 現状

##### （1）収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	70人	21人	30.0%
2年次	70人	31人	44.3%
3年次	100人	18人	18.0%
合計	240人	70人	29.2%

###### 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	390人	187人	47.9%
2014年度	360人	146人	40.6%
2015年度	330人	121人	36.7%
2016年度	270人	94人	34.8%
2017年度	240人	70人	29.2%
平均	318人	123.6人	38.9%

上記の表のように、本法科大学院において、過去5年間で見ても入学者が入学定員を上まわったことはない。

なお本法科大学院では、2014年度から定員を100人に、2016年度から定員を70人に減らしている。

##### （2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

上記（1）のとおり、本研究科にあつては、過去5年間入学定員を超える事

態とはなっていない。

(3) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

過去3年間で見ても、あるいは、過去5年間で見ても、入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、評価基準との関係では問題はない。

## 3 自己評定

合

## 4 改善計画

入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、本評価基準との関係では問題はない。

## 7-4 施設・設備 (1) 〈施設・設備の確保・整備〉

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1 現状

2006年9月より、本法科大学院は、立命館大学朱雀キャンパス（中川会館）を基本施設とし、教育や学習に十分な施設・設備を確保している。以下に施設の概況を表に示す<sup>229</sup>。

#### (1) 施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設設備

区分	状況	備考
2006年9月衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパス中川会館に移転。 全館無線LAN対応・全員にメールアドレス付与		
講義室	1室 110名収容 2室 70名収容	70名教室1室はサテライト授業可能 大型ディスプレイ、プロジェクター、スクリーン、教材提示装置、パソコン、AV機器、マイク(有線・無線)を完備
その他教室	模擬法廷教室1室 60名収容 ラウンド法廷1室 14名収容	模擬法廷教室には、模擬裁判記録システムのほか、大型ディスプレイ、プロジェクター、スクリーン、教材提示装置、パソコン、AV機器、マイク(有線・無線)を完備
演習室	6室 40名収容	可動機 大型ディスプレイ、プロジェクター、スクリーン、教材提示装置、パソコン、マイク(有線)を完備
情報演習室	1室 35名収容	パソコン35台設置・共用
マルチメディアルーム	1室 20名収容	院生用パソコンルーム 利用時間は院生自習室と同じ
リーガルクリニック施設	相談ブース2室、待合室1室、控室1室等	法科大学院専用施設
多目的室	1室(2室に分割可能)	共用・ガイダンス等にも利用可能
ホール	1室 450名収容	共用・ガイダンス・講演会、講義等に利用可能
院生自習室	①法務研究科専用1室(252席、2階) ②他の研究科と共用1室(218席、3階)。218席のうち	利用時間は6:00-24:30(期末試験期間は院生協議会(院生自治会)の申請により02:00まで利用が可能)365日利用可能

<sup>229</sup> 法科大学院ホームページ「学習環境」

<http://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/facilities.html/>

【A2】2018年度法科大学院パンフレット12-13頁

【A4】2017年度学修要覧55-57頁



	ち法務専修生（修了者）が63席を使用、他の席は公務研究科と教職研究科が使用。	院生は2階の自習室において、全員にキャレルデスクあり 法務専修生（修了生）は、希望者に有料でキャレルデスクを貸与、2階ないし3階の自習室を利用 司法修習中の修了生も法務専修生と同様に有料で利用可能 自習室横にコピー機、給湯室あり
グループ学習室	8室（各6名収容）	届出のうえ利用可能
院生用印刷室	1室	パソコン3台、プリンタ4台、大型ホッチキス、穴あけパンチ、ファイリングなどの備品あり
ワーキングルーム	1室（約16名収容）	院生協議会（院生自治会）活動用
ロッカールーム	1室（2階）	院生・法務専修生・司法修習生が利用可能
カフェテリア	座席数120席	生協スペース共用 生協営業時間外も利用可能
物販コーナー	書籍販売、学習消耗品、日用品、軽食販売スペース・取次も可能	営業時間 平日10:00-17:00 生協スペース共用
ラウンジ	館内に3箇所	1階24席、4階32席、5階48席（共用）
学生面談室	2室（4階）	院生の個人面接のほか少人数指導にも利用可能。ホワイトボードあり
ライブラリー	1室	図書約50,000冊、データベース。座席309席 利用時間平日・土曜9:00-22:00 日曜日9:00-17:00（共用）
教員研究室	41室	全専任教員に個室の個人研究室あり
教員研究室	4室（特別任用教授、客員教授等）	共同利用の研究室
教員共同利用室	1室	教員ミーティング、教員ラウンジとしても利用可能、共用パソコン・コピー機、ホワイトボードあり
事務室	1室	朱雀独立研究科事務室内に法科大学院事務施設配置 事務室内に研究科長室あり
会議室		学内共同利用
講師控室	1室	事務室横にあり。パソコン、コピー機等が利用可能
自転車・バイク駐輪場	1箇所	自転車・バイク用の駐輪場

## イ 身体障がい者への配慮

施設としては、スロープ、身体障がい者が車いすのまま利用できるトイレ、身体障がい者用のエレベーターを用意し、教室でも車いすのまま受講できる可

動式の机を用意している。

大学全体にあっては、障がい学生支援室を設け、障がい学生支援を行っている。

## (2) 問題点や改善状況

院生の自治組織である院生協議会と定期的に研究科懇談会を実施し、施設面についてもいくつか改善要求がなされており、それに基づいて、以下のように、いくつかの改善がなされている。

2015年度には、院生協議会の希望から、通路や窓側の余剰キャレルを撤去し、通行や換気をしやすくする通行しやすく、また換気もしやすくした。また、カーペットの交換や、冬期には大型空気清浄加湿機を設置した（2015年度のみ、2016年度は院協から不要との回答で設置せず）。さらに、事務室にて手続きをすることで、空いているキャレルへの席移動も2015年からできるようになった<sup>230</sup>。また、院生用給湯室の換気状態が悪いとの申し出に対応し、固定式の窓を開放可能なタイプへ交換するなど、きめ細かく要望に応じている。

従来、院生用ロッカーは地下1階にあり使い勝手が良くなかったが、2015年度に2階の旧自習室の部屋をロッカールームとして再整備したことで、各教室・自習室からのアクセスが飛躍的に向上し、学生からも好評を博している。

さらに、院生が普段から法曹としての仕事をイメージできるよう、各地の弁護士会等から提供されている会報<sup>231</sup>を閲覧できるコーナーを設置したほか、雰囲気作りとしてポスターの掲示等も行っている。

## (3) 特に力を入れている取り組み

学生の自習スペースの確保の観点から、院生、希望する法務専修生（本法科大学院修了後、司法試験受験資格のある最長5年間、専修生として登録すれば、本法科大学院内の施設を利用できる）に対し、キャレルやロッカーを利用できる環境を整備している<sup>232</sup>。

また、2015年度より、司法修習生へのキャレル貸与も実施しており（有料）<sup>233</sup>、2015年度には10名、2016年度には7名、2017年度には4名の司法修習生の利用があった。

## (4) その他

---

<sup>230</sup> 【A6】2014年度第21回法科大学院教授会(2015.2.10)議事録「2015年度の院生・専修生の自習用キャレルについて(報告)」

<sup>231</sup> 京都弁護士会『Kyoto Bar Association』、大阪弁護士会『OBAMJ』、東京弁護士会『二弁フロンティア』、第二東京弁護士会『LIBRA』、名古屋弁護士会『SOPHIA』、日本弁護士連合会『自由と正義』、最高裁判所『司法の窓』、法務省大臣官房司法法制部『司法法制部季報』など

<sup>232</sup> 【A55】2017年度法務専修生出願書類、【A56】2017年度第1期自習キャレル・ロッカー特別利用募集要項(法務専修生用)

<sup>233</sup> 【A57】《司法修習生対象》2017年度第1期キャレル・ロッカー特別利用申込要項

上記のほかは、特になし。

## 2 点検・評価

授業等の教育の実施や学習に必要な設備は、以上のように十分に整備され、とりわけ、自習スペースについては、法学の学習が、六法、判例集、基本書、パソコンまたはノートを同時に使用することから、広めのデスク（幅 140cm×奥行き 80cm）を院生個人が常時専用できる環境を整備している。施設面では全国屈指の学習環境を院生に提供している。

障がい者が入学する際には、実際に施設を見学してもらったうえ、希望を聞き最大限これに応じてきている。本学の学部や他の研究科においては過去にさまざまな障がい学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、衣笠キャンパスには障がい学生支援室が設けられ、本法科大学院の院生が利用することも可能である<sup>234</sup>。障がい学生支援室の利用希望者については、同支援室のスタッフが対応することとなっている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特に、現時点では改善の必要性はない。

---

<sup>234</sup> 立命館大学障害学生支援室ホームページ <http://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

##### ア 図書館

本法科大学院は、いわゆる専門職大学院の一つとして、既存のキャンパスから独立して朱雀キャンパスに統合され、2017年度から設置された教職研究科（収容定員70名）、公務研究科（収容定員120名）とともに同一の建物内に施設を置いている。図書施設についても3研究科に共通のものとして設置されている（これを朱雀リサーチライブラリーと呼んでいるが、以下、本項目では、単に「ライブラリー」という）。

ライブラリーは、地下1階に配置され、2017年3月末時点で、蔵書冊数は、和書47,819冊、洋書3,723冊である。図書・製本雑誌のほか、コンピュータを通じてLEXIS/NEXIS、Westlaw、現行法規、判例体系、法律判例文献情報、現行法令Webシステムのほか、図書館が運用する学術情報であるコアデータベースのサービスは大学図書館・教員研究室、院生自習室のみならず自宅からもアクセスが可能である）及び調査官解説といったCD-ROM、DVD資料など（ライブラリー内の専用パソコンでスタンドアロンの利用）の利用が可能である。また衣笠キャンパスの平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、びわこくさつキャンパスのメディアセンター・メディアライブラリー、OIC（大阪いばらきキャンパス）ライブラリー、APUライブラリーとの連携によって約300万冊以上の図書の利用も可能である<sup>235</sup>。

大学全体としては同一キャンパス内において図書を重複して購入しないのが基本であるが、法科大学院では学習を優先し、教科書や注釈書等は必要に応じて複数購入し配架する方針をとっている。

面積は1,361平米、座席数は309席であり、十分な数であるといえる。

利用時間は、開講時（月曜から土曜日）については、9:00～22:00（ただし、日曜日は10:00～17:00）であり、祝日は閉室される（ただし、祝日が授業日であるときは開講時と同じく開室される）。夏期・春期休暇中の開室時間は、月曜から金曜日は9:00～20:00、土曜日は10:00～17:00であり、日曜は閉室である<sup>236</sup>。

<sup>235</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット13頁

立命館大学図書館ホームページ <http://www.ritsumei.ac.jp/library/>

<sup>236</sup> 立命館大学図書館ホームページ「開館スケジュール」

[http://www.ritsumei.ac.jp/library/service/libraryriyou/riyou\\_time.html/](http://www.ritsumei.ac.jp/library/service/libraryriyou/riyou_time.html/)

## イ 法科大学院用データベース

TKC 社と、TKC 法律情報データベース (LEX/DB 等)、有斐閣および日本評論社のデータベースの契約をしている。LET の使用料と合わせて情報通信費として 1 人あたり年 2 万円を徴収している。教材として判決を示す場合にも、LEX/DB のデータベース番号を指示あるいはリンクを張ること等によって、判決の参照や印刷、関連情報の検索の便宜をはかっている。

法科大学院教育研究データベースで使用できるデータベースは、LEX/DB インターネット、公的判例集データベース、Super 法令 Web、法学紀要データベース、新・判例解説 Watch、法令データ提供システム、法学資料データベース (リンク)、ローレビュー (リンク集)、有斐閣オンラインデータベース (法学教室、判例百選)、法律時報、学界回顧、判例回顧、私法判例リマークス、法律時報文献月報検索システム、法学セミナーベストセレクションである。ライブラリーで CD-ROM、DVD 資料として利用可能なのは、ジュリスト、論究ジュリスト、金融・商事判例、労働判例、判例タイムズ、最高裁判所判例解説、金融法務事情、法学教室である。大学図書館データベースとして利用可能な法令関係のデータベースは上記のものを除き、オンラインで使用可能なものだけでも、LexisNexis Academic、West Law International、JURIS Online、LexisNexis at lexis.com 他多数のデータベースがある<sup>237</sup>。

### (2) 問題点及び改善状況

図書の収蔵に関しては、教員が責任を持つ体制が整えられている。ライブラリーには、7 名の図書館司書の資格を有するスタッフが常駐しているが、現時点では、法律図書に専門的な知識・能力を有する司書 (ローライブラリアン) は配置されていない。

### (3) 特に力を入れている取り組み

教育・学習に必要な情報源にアクセスするスキルについては、正課授業である、リーガルリサーチ&ライティングの授業 (必修科目で、未修 1 年次前期、既修 1 年次前期に開講) で涵養し、学生のリサーチ力を向上させている。

上記のように専門的なローライブラリアンは配置されていないが、図書館利用や情報収集について、スタッフによる相談体制が整備されており、図書館カウンターだけではなく、Web 利用やファックスによる相談の受付が可能である。また、「法令の探し方 (日本編)」、「法令の探し方 (外国編)」、「戦前の法令・判例の探し方」と言ったマニュアル類が整備されており、法学に関するリサーチに資する取り組みが行われている<sup>238</sup>。

<sup>237</sup> 立命館大学法科大学院 教育研究支援システム「LET」

<https://ls.lawlibrary.jp/LS/Loginform.aspx?P=36A>

<sup>238</sup> 立命館大学図書館ホームページ「法令・判例を調べる方法」

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/mr/lib/rail/application/hourei/guide1-4.html>

なお、法科大学院ではオリエンテーション企画の一つとして「図書館ガイダンス」を新生全員対象に実施しており、少人数のグループで図書館スタッフから基本的な図書館利用および情報検索について指導を受ける機会を設けている<sup>239</sup>。また、希望者にはデータベースガイダンス「判例・法律文献の探し方ポイント」も実施されている<sup>240</sup>。

#### (4) その他

特筆すべき点はない。

### 2 点検・評価

以上の通り、教育・学習の上で必要な図書・情報源は十分に確保できている。

図書館（朱雀リサーチライブラリー）は、法科大学院と同一の建物の階に設置され、学生の教育・学習スペースの至近で、利用しやすい環境を整備している。

データベースといった情報源については、学内の無線 LAN を整備するとともに、同時にアクセス可能な状況を整備しており、学生・教員より利用上の不便を聞くことはない。また、自宅からも利用可能であり、24 時間、ネット環境があれば、どこからでも利用できる状況を整備している。

購入図書の選定の権限は、大学全体の図書館委員会の下におかれた法科大学院図書委員会にあり、法科大学院における教育・学習に必要な図書の確保整備は、法科大学院所属の教員が実施している。なお、大学全体で利用するデータベースの選定は、全学の図書館委員会が選定の権限を持つが、TKC 社と契約している、TKC 法律情報データベース（LEX/DB 等）、有斐閣および日本評論社のデータベースについては、本研究科が独自に管理し、費用対効果をにらみながら、教育学習に必要な情報源を確保している。院生の購入希望図書についても収蔵の迅速化が行われている。

このほか、正課授業であり、既修・未修とも、入学時の前期に開講される必修科目リーガルリサーチ&ライティングにおいて、学生のリサーチ力の向上にも努めている。

### 3 自己評価

#### A

### 4 改善計画

現時点では、大きく改善を要する点はないが、今後、以下のような課題が想定される。2015 年の OIC（大阪いばらきキャンパス）開設により、経営管理研

<sup>239</sup> 【A17】 2017 年度オリエンテーション資料「2017 年 4 月法務研究科オリエンテーション企画スケジュール」

<sup>240</sup> 【A71】 朱雀リサーチライブラリー・データベースガイダンス「判例・法律文献の探し方ポイント」

究科が朱雀キャンパスより OIC に移転した。また、2018 年度以降の公務研究科の募集停止が決定されており、教職研究科が新設されたものの、朱雀キャンパスに設置されている研究科数は従来より減少する。このような背景の下で、多様な蔵書を維持し、学生や研究者の利用に資する蔵書を維持していく必要があると考えられる。

## 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

法科大学院の事務を取り扱う部局に所属する事務職員は、事務長1名の下、専任職員3名、契約職員2名、事務補助1名、派遣職員1名の合計8名である(このほか、2017年度は認証評価により事務量が増加することを反映して、事務補助1名の増員を行っている)。これにより、常時9名の事務職員で事務を取り扱っている<sup>241</sup>。

教育学習支援の活動としては、授業の配置である時間割の作成、LETの管理、授業を行う上での資料の印刷の事務のほか、試験執行の監督者の補助、定期試験、期末試験の答案整理、成績評価後の成績根拠資料の保管、学生の授業アンケートの集計・整理、成績に関する教員に対する疑義照会の窓口といった事務を実施している。このほか、学外での活動を伴う、実務基礎科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱや、先端展開科目である外国法務演習Ⅰ、京都セミナーにあつては、担当講師とのやりとりやスケジュールの管理といった事務局的作業を担っている。

学生支援の活動として、設備面・生活面での相談などを受け付ける窓口として機能している。

#### (2) 教育支援体制

TA制度を採用し、立命館大学大学院法学研究科所属の後期課程院生を教育活動を補助するためのTAとして採用する制度が存在する<sup>242</sup>。2016年度は3名のTAを採用し、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っていた。2017年度も1名のTAを採用している。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

立命館大学の特色として、教員職員が協同して、教学活動を盛り立てることが挙げられ、この良き特徴は、本法科大学院にも見られる。授業活動は、担当教員の責任をもって実施されるが、教授会および各種委員会の決定に基づき、授業活動に付随する事務的な作業の多くは、職員が担う。(1)に挙げたものの中では、教材の印刷・配布準備作業、定期試験・期末試験の答案整理などが特徴的なものと言える。これにより、教員は授業の教育活動そのものに

<sup>241</sup> 【A58】学内内線番号簿「朱雀独立研究科事務室」

<sup>242</sup> 【A5】立命館大学および立命館大学大学院のティーチングアシスタント(TA)に関する規程



注力できる環境が存在する。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

法科大学院の事務取扱、教員の教育活動、学生の支援のために事務職員は、常時9名である。立命館大学の特色として、教員職員が協同して、教学活動を盛り立てることが挙げられる。これにより、教員が教育活動を実施する上での事務的負担の軽減が図られる。このため一方で、事務職員一人あたりがこなすべき事務量は多くなるが、事務職員は、各人が精力的かつ主体的に教育活動や学生の支援活動に従事し、教員の教育活動に対して十分なサポートを行っている。このようにして、人的支援体制が十分に整備されているとともに、事務職員の高い事務能力により、教員が教育活動に注力できる環境が十分に整っている。

TA 制度が整備されており、TA が教育活動に対する支援を行っている。また、事業活動に附随する事務的な作業の多くは、職員が担い、教員は授業の教育活動そのものに注力できる環境が存在する。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

本学における TA 制度は、博士後期課程院生に限定されており、当該院生の数が限られているため、法科大学院での TA の確保は容易ではない。このため、全学的な課題として、例えば、法務専修生による法科大学院での TA を認めるなど制度改革について、法科大学院より大学院課に要望を上げており、検討が行われている<sup>243</sup>。

---

<sup>243</sup> 【A47】「2017 年度各学部・研究科からの改善提案に対する今後の方針について」抜粋、2017 年度第 6 回教務事務担当者会議（2017. 7. 6）

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 現状

#### （1）経済的支援

##### ア 本法科大学院独自の奨学金

立命館大学法科大学院奨励奨学金という独自の奨学金制度を有する。

本奨学金は、学費年額に相当する金額を2年間支給するS奨学金、同1年間支給のA奨学金、年額60万円を支給するB奨学金に区分される<sup>244</sup>。

それぞれ、入学予定者については入学試験成績により選考し<sup>245</sup>、在学生については、前年度の成績に基づき選考する。ただし、標準修了年限を対象とするため、在学生のS奨学金の対象は、未修2年次（1年次の成績により選考）に限定される。在学生（2016年度）84名中、本奨学金の受給者は54名であり、64.3%が受給している<sup>246</sup>。

このように、実際にA、Bいずれかの奨学金を得ている者は、在学者の60%を越える。本法科大学院が独自に給付する奨学金の規模はかなり大きい。

##### イ 立命館大学が給付する奨学金

立命館大学が法科大学院のみならず全ての研究科に所属する院生を対象とする奨学金として立命館大学大学院家計急変奨学金がある<sup>247</sup>。

これは、修士課程・博士課程前期課程・一貫制博士課程（1～2年次）・専門職学位課程に在籍し、家計の急変により授業料の納入が困難となった学生を対象とし（ただし標準修業年度を超えて在学する者を除く）、在学期間中1回につき、授業料相当額を給付するものである（給付額は Semester 授業料を上限とし、他の奨学金により授業料の減免を受けている場合は、Semester 授業料との差額を給付するものである）。

<sup>244</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット10-11頁

【A7】2018年度入学試験要項43頁

<sup>245</sup> 【A11】各年度の入試結果一覧表

<sup>246</sup> 【A6】2017年度第1回法科大学院教授会（2017.4.11）議事録「2017年度「立命館大学法科大学院奨励奨学金（在学生枠）」選考案」

<sup>247</sup> 立命館大学ホームページ「奨学金・助成金制度（経済支援型奨学金）」

<http://www.ritsumei.ac.jp/scholarship/economic02.html/#economic-ritsumei-bosyu-03>

## ウ 日本学生支援機構の奨学金

本奨学金の推薦手続きについては、日本学生支援機構奨学金推薦委員会が行い、教授会に報告される。2016年度の在學生は38人がこれを受給している<sup>248</sup>。

## エ 金融機関との提携ローン

本法科大学院は、指定金融機関と提携した学費ローンの仕組みを有している<sup>249</sup>が、本法科大学院において格別の手続をとるものではない。

## オ その他

千賀法曹育英会の奨学金を受け入れており、毎年1名が受給している<sup>250</sup>。

### (2) 障がい者支援

入試要項において、「身体に障害のある場合の受験について」との記事<sup>251</sup>を掲載し、受験前に具体的に相談に応じるようにしている。

施設としては、スロープ、身体障がい者が車いすのまま利用できるトイレ、身体障がい者用のエレベーターを用意し、教室でも車いすのまま受講できる可動式の机を用意している。過去には、視覚障がいのある院生が在籍し、教室での学習に付き、前方の座席を指定したり、中間試験・期末試験にあつては、拡大六法の持ち込み、問題文の拡大といった配慮を行っていた。また朱雀リサーチライブラリーにあつては、文献の拡大等のサービスを提供している。

本学の学部や他の研究科においては過去にさまざまな障がい学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、全学では障がい学生支援室が設けられ<sup>252</sup>、本研究科院生も利用可能な状況が作られている。

### (3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では、ハラスメント防止委員会が設置され、朱雀キャンパスにも相談員が配置されている。また、メールにより相談もできる体制が整備されている<sup>253</sup>。

人間関係や健康、精神面で問題がある場合には、以下(4)で述べるようにクラス担任に相談することができるほか、学生サポートルームで専門家によるカウンセリングを受けることができる<sup>254</sup>。

人間関係のトラブルに関しては、2016年度で1件の申し出があつたほか、7

<sup>248</sup> 【A6】2017年度第5回法科大学院教授会(2017.6.6)「2017年度日本学生支援機構奨学金在学採用の推薦・選考について」

<sup>249</sup> 【A7】2018年度入学試験要項43頁

<sup>250</sup> 千賀法曹育英会ホームページ <http://t-leo.heteml.jp/>

<sup>251</sup> 【A7】2018年度入学試験要項5頁

<sup>252</sup> 立命館大学障害学生支援室ホームページ <http://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

<sup>253</sup> 【A4】2017年度学修要覧58頁、【A59】「ハラスメント相談の手引き」

<sup>254</sup> 【A60】「学生サポートルームのご案内」

ー 8 で触れられている成績不良者に対する面談中に相談を受けたものが1件ある。

#### (4) カウンセリング体制

大学として学生サポートルームが設置されており、法科大学院生はそれを利用できる。入学者には新生オリエンテーションの際、学生サポートルームについての説明をおこない、リーフレットを配布している<sup>255</sup>。リーフレットには、相談内容、利用方法、アクセス、ホームページ<sup>256</sup>等を掲載し、また、学内の掲示によって学生に周知されている。このほか、学生の健康診断の際、「ここに悩みがある」と訴える学生へは、健康診断を担当する保健課より学生サポートルームの案内をしている。

学生サポートルームにおけるカウンセリングは、あらかじめ電話等で予約することで、月曜日から金曜日までの間であれば、いつでもカウンセリングを受けることができる。

以上のように、大学のカウンセリング窓口を利用しているが、実際には、次項(7-8)で述べるようなアドバイス体制が整えられていることから、学生からの第一次的な相談はそのルートによるものである。すなわち、クラス担任による面談や成績不良者面接等で問題の兆候があると感じるときは、学生担当副研究科長に伝えられ、学生サポートルームのカウンセラーに適宜問題が伝えられるようにしている。このため、学生サポートルームに送致しないレベルで、学生担当副研究科長が本人が自覚する以前の段階での学生生活関連での相談を受けている。そのレベルにおいては2016年度で2件の相談を受けている。

教授会においても、学生の精神面の相談・カウンセリングの重要性については強く認識しているが、法科大学院の教員がその専門的知識を有しているものではない。そこで、教授会時に上記学生サポートルームのカウンセラーを招いて講習会や意見交換会を実施している<sup>257</sup>。

#### (5) 問題点及び改善状況

学生支援に対しては、学生から問題点や改善要求が出されることはないが、学内の学生サポートルーム、ハラスメント防止委員会の存在に関する周知を徹底し、問題を抱える学生が気軽に相談できる体制をより一層整備すべきである。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

前述(4)のように、教授会終了後に上記学生サポートルームのカウンセラーを招いて講習会や意見交換会を実施している。

<sup>255</sup> 【A60】「学生サポートルームのご案内」

<sup>256</sup> 立命館大学学生サポートルームホームページ <http://www.ritsumeit.ac.jp/ssr/>

<sup>257</sup> 【A6】2016年度第22回法科大学院教授会(2016.3.22)議事録「障害学生支援について」

## (7) その他

競争的環境の中で、学生の精神的負担は大きい。7-8で示されるクラス担任による面談、成績不良者に対する面談などは、学生自身がその問題を自覚する前から、その兆候が発見できるようなシステムとしても機能している。そして、その情報が学生担当の副研究科長に集約され、学生担当の副研究科長を中心に対応して、学生面談等を行うとともに、必要であれば、学生サポートルームを紹介することになっている。

## 2 点検・評価

本学においては、過去に学生寮を有していた時期もあるが、学生に対する経済支援としての寮は廃止することを決定し、以後は奨学金を中心とした経済支援を行っている。また、託児サービスも存在しない。

しかし、その分、本学独自の奨学金の規模は大きく、他の法科大学院に比してひけをとるものではない<sup>258</sup>。

また障がい者が入学する際には、実際に施設を見学したうえ、希望を聞き最大限これに応じてきている。学部や他の研究科においては過去にさまざまな障がい学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、法科大学院でもそれを十分に利用できる環境が整備されている。

セクハラ等の相談については、ハラスメント防止委員会作成によるリーフレット等が学内の各所に備え置かれ、大学 HP 上でメールを通しての利用も相談が可能となっている。セクハラのみならずアカハラにも迅速に対応できる条件が整えられている。

## 3 自己評定

### A

## 4 改善計画

経済的支援についてはより充実させる。具体的には、S 奨学金については、従来は、未修コース入学予定者についての運用がされてこなかった。しかしこの運用では、未修コース入学者から見れば、既修者がより優遇されているように見えてしまい、それは本法科大学院の本意ではない。未修者の経済的支援を強化するために、未修コース入学者についても、入学試験の成績により S 奨学金を支給する運用を行う。

<sup>258</sup> 【A2】2018 年度法科大学院パンフレット 11 頁

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

学生が学習や生活面で教員のアドバイスを受けられる制度としては、入学前の合格者ガイダンス<sup>259</sup>、入学時のオリエンテーション<sup>260</sup>、クラス担任による前期・後期各1回の個別面接<sup>261</sup>、成績不良者に対する面談<sup>262</sup>（期末毎に実施）がある。さらに、既修者枠入学者について、入学直後の時期にフォローアップ面談を行っている<sup>263</sup>。

個々の専任教員は、全員がオフィスアワーを設定している<sup>264</sup>。多くは出講日にあわせて1コマを設定し、予めメール等で予約することを求めている。これに加え、多くの教員は、オフィスアワー以外でも適宜相談に応じている。授業後の時間をオフィスアワーにあて学生にとって使い勝手がよくなるように工夫している教員もいる。また、自主ゼミ等により自習しているグループが、テーマに関係する教員の個別の指導を求めることがかなりあり、依頼を受けたほとんどの教員はそれに対応している。

以上のうち、クラス担任による個別面接は、学生の成績状況などを把握しつつ、学修計画や、長期休暇の使い方、課外での勉強の仕方など、個別の状況に見合ったアドバイスを綿密に行い、各学生の状況が教授会で報告されて共有されるため、その状況を認識しつつ授業担当者が授業を行えるようになっている。このことにより、以上の体制は、十二分に機能していると言える。

このほか、立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程に所属する院生にティーチングアシスタント（TA）を依頼し、院生の質問に応じてもらう体制を整備している。

#### （2）学生への周知等

---

<sup>259</sup> 【A6】2016年度第12回法科大学院教授会(2016.9.27)議事録「2017年度入試 第1回合格者ガイダンス実施報告」、2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2017年度入試 第2回合格者ガイダンス実施報告」

<sup>260</sup> 2017年度オリエンテーション資料「2017年4月法務研究科オリエンテーション企画スケジュール」

<sup>261</sup> 【A6】2017年度第1回法科大学院教授会(2017.4.11)議事録「2017年度前期 個人面談の実施について」

<sup>262</sup> 【A6】2016年度第10回法科大学院教授会(2016.9.6)議事録「2016年度前期 単位僅少者面談の実施について」、【A6】2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7)議事録「2016年度原級留置者の確定について」

<sup>263</sup> 【A6】2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7)議事録「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の実施について」

実施結果については、【A6】2017年度第2回法科大学院教授会(2017.4.25)議事録「2017年度既修者試験合格者へのフォローアップ面談の報告について」

<sup>264</sup> 【A54】2016年度後期オフィスアワー一覧、2017年度前期オフィスアワー一覧

オリエンテーション、クラス担任による個別面接等は、事務室より一斉に連絡することで周知している。これらは、ほぼ全員が参加し、面談を受けている<sup>265</sup>。

個別教員のオフィスアワーについては、掲示等により周知している<sup>266</sup>。本法科大学院では、すでにオフィスアワー以外の時間で適宜学生の相談等を受けてきた実績があり、その結果学生の側に、オフィスアワーにおいてのみ相談する、という認識が少ないため、オフィスアワーに限定してその活用状況を評価することは、無意味である。むしろ、本法科大学院の教員による相談は、(1)でも言及した自主ゼミ指導の場も含め、さまざまな時間、さまざまな機会において、十分活発に行われており、その意味では学生は、教員によるアドバイス体制を十二分に活用していると言える。

### (3) 問題点及び改善状況

アドバイス体制について、学生から問題点を指摘されたことはない。

学生は、最終的に司法試験に合格することを目指して学修しているため、それに向けた道筋、勉強の仕方、学修計画、さらには、法科大学院終了後のキャリアについて、非常に強い関心があると認識している。

### (4) 特に力を入れている取り組み

(1)で挙げたクラス担任による個別面接は2015年度までは、未修1年次、2年次、既修1年次生は、年1回であった。既述したように、この面接は、教授会の場で共有され、その結果、授業担当者も個別の状況を認識して授業を行うことができるようになってきているが、これをさらに機能させるために、2016年度からは全学生について、前期・後期各1回の個別面談を行うことにしている。学生が学習方法や進路選択等について悩んでいる場合があっても、その者の性格によっては、自発的に相談にくるとは限らないため、学生一人一人の客観的データを用いて、定期的に学生の状況を把握し、都度都度に学習方法や進路選択等につき適切なアドバイスが与えられるように制度化している。

また、既修入学者の中には、特定の科目について弱点がある者もあり、4月の早い時期に既修者として入学した者全員を面談（既修者フォローアップ面談）してその弱点を自己認識させるとともに、場合によっては科目担当者のアドバイスを受けるように指導する体制も整えられている。

### (5) その他

学生の進路選択について、学生の高い関心があると考えられることから、

---

<sup>265</sup> 欠席者には面談日を再設定し、全学生への面談実施を追及している。このため、ほぼ毎回100%の実施率となっている。【A6】2017年度第7回法科大学院教授会(2017.7.11)議事録「2017年度前期 個人面談の実施結果について(最終報告)」

<sup>266</sup> 【A54】2016年度後期オフィスアワー一覧、2017年度前期オフィスアワー一覧

2017年度は、法科大学院修了生と在学生を対象とする就職・キャリアプランニング支援を行っているジュリナビの担当者に来学してもらい、学生相手に法科大学院修了者の進路状況やキャリアの考え方などについて、話をしてもらう企画を実施した<sup>267</sup>。

その他、立命館大学では、正課外における学習支援や進路就職支援に対応する専門の部局であるキャリアセンターが設置され、活動している<sup>268</sup>。キャリアセンターは広く資格試験・公務員試験受験の学習支援を行うエクステンション事業部と就職活動を支援するキャリアオフィスとを有する。法科大学院のある朱雀キャンパス内には、キャリアセンターの下、エクステンションセンターが置かれ、司法試験の自主的な学習の支援や進路に関する支援を行っている<sup>269</sup>。

## 2 点検・評価

学生がアドバイスを受ける体制としては、法科大学院を主体とした活動と法科大学院が所属する朱雀キャンパスに設置されるエクステンションセンターを主体とする活動とに大きく分かれ、両者により、適時適切にアドバイスを受ける体制を整備している。

法科大学院を主体とした活動にあっては、クラス担任制度やオフィスアワーや授業後での学生からの質問対応を通して、学習方法や進路選択に関するアドバイスを気軽に教員に対して求めうる環境を整備している。

エクステンションセンターを主体とする活動は、課外活動であり、参加は学生の自主性に委ねられているが、弁護士ゼミ、進路選択・学習方法に関する各種講演会の実施により、学生がアドバイスを受ける機会を保障するとともに、自覚的に自身にあった学習方法を獲得することや将来選択に関する支援を行い、アドバイスを受けやすい体制が構築されている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特になし

---

<sup>267</sup> 【A17】2017年度オリエンテーション資料「法律家・法務人材を目指す人の為のキャリアデザイン」、実施結果については、【A6】2017年度第1回法科大学院教授会(2017.4.11)議事録「2017年度オリエンテーション ジュリナビキャリア企画 実施報告」

<sup>268</sup> 立命館大学キャリアセンターホームページ <http://www.ritsumeit.ac.jp/career/>

<sup>269</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット 22頁



## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

##### ア 法科大学院としての成績評価方針

(ア) 成績評価の方針は、2012年3月27日の教授会において、以下のとおり決議しており、2017年現在も、この方針に基づいて成績評価を行っている<sup>270</sup>。

- a 成績評価は絶対評価で行い、A+、A、B、C、Fで表示し、A+、A、B、Cを合格とする<sup>271</sup>。

それぞれの基準は次のとおり。

- A+ 当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた（100点法では、90点以上に対応）
- A 当該科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がある（80～89点に対応）
- B 当該科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく（70～79点に対応）
- C 相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている（60～69点に対応）
- F 単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である（60点未満に対応）

なお、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「P」、不合格を「F」とし、該当科目はシラバスに明示する。

- b 同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、担当者間で検討し、成績評価基準の統一を図る。  
責任者を一人決め、科目担当者会議を行い（実施方法は問わない）、議事録（日時・参加者・結果）を執行部に提出する。結果については、執行部が確認し、必要があれば、理由の説明、再検討等を責任者に求める。
- c 単独で担当の科目についても、成績評価につき、執行部が確認し、必要があれば、理由の説明、検討を求める。
- d 試験講評への成績分布の記載は、執行部の確認後に行う。なお、試験講評は、到達目標との関係がわかるように、書くようにする。

<sup>270</sup> 【A6】 2017年度第6回法科大学院教授会（2017.6.20）議事録「法科大学院科目における成績評価について（再確認）」

<sup>271</sup> 【A4】 2017年度学修要覧 18頁

- e 平常点評価は、シラバス等で明示した明確な基準にもとづいて行う。3分の2以上の出席がないと成績評価の対象とはしない<sup>272</sup>。また、出席していることだけで、平常点を付与することはしない。

(イ) 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」<sup>273</sup>に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

## イ 成績評価の考慮要素

各授業において、科目毎に定められた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とその到達度に基づいて、成績評価は行われる。成績評価においては、定期試験だけではなく、平常点のようなプロセスを考慮要素としている。平常点としては、小テスト・レポート・授業における質問に対する回答などを考慮することとしている。これらの評価の考慮要素として、いずれを選択するか、それぞれを最終的な成績評価においてどの程度の割合で考慮するかは、各科目につき、決定され、シラバスに明記されている。

## ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

本法科大学院における成績評価は絶対評価である。評価の基準は、アで見たとおり、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に対する到達度による。

成績の区分は、A+、A、B、C（以上までが合格、当該科目の単位を取得）、F（不合格）の5段階評価である。合否（CとFと区別）を含め成績評価は当該科目の到達目標に照らしての絶対評価による。絶対評価であるので、各評価の比率は定めていない（なお、臨床系の科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱについては、合否による認定を行っている<sup>274</sup>）。

それぞれの評価の基準は、次のとおり。

- A+ 所期の目的をほとんど完全に、もしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの（100点法では90点以上に対応）
- A 若干不十分な点があるが、所期の目的をほぼ達成したもの（80～89点に対応）
- B 不十分な点が目につくが、所期の目的に照らして妥当な成績を修めたもの（70～79点に対応）
- C 相当の欠点があるが、最低限の目標を満たしているもの（60～69点に対応）
- F 単位を与えるには、さらに学習が必要なもの（不合格。60点未満）

<sup>272</sup> 【A4】2017年度学修要覧23、26頁

<sup>273</sup> 【A31】法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

<sup>274</sup> 本学では成績を段階評価することになじまない科目については、合格「P」不合格「F」で成績を付与している【A4】2017年度学修要覧18頁

## エ 再試験

再試験制度は2009年度に廃止され、現在は実施されていない。

## オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各シラバスの「成績評価方法」欄に、各成績資料（例えば、小テスト、平常評価、定期試験）の配点割合を含めて記載されている。

なお、年度末に次年度のシラバスを法科大学院執行部が点検するシラバス点検を実施し、成績評価基準等の記載に誤り、記載漏れ等がないかをチェックしている。

### （2）成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全体の成績評価基準については、4月に配布される学修要覧で示している<sup>275</sup>ほか、4月のガイダンスにおいても繰り返し、周知徹底している。

科目毎の成績評価基準の詳細は、3月末に公開されるシラバスに記載され、また、授業の開講時に、担当教員から説明されている（あわせてLETに掲載している科目もある。）。

### （3）成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

（ア）各教員は、本法科大学院の科目毎に定められた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に基づき授業を行い、その到達度を検証するための小テストや定期試験を実施している。試験問題は、担当教員が複数ある場合には、教員間で検討され、その内容やレベルが適切かどうかにつき検証されている。同様に、試験答案の採点についても統一の基準に基づいて行われている。成績評価後は学生に成績が発表され、法律基本科目及び実務基礎科目については、学生に答案が返却されている。

（イ）法律基本科目のうち複数のクラスで開講する科目については、担当者間で成績にバラつきが生じないように、執行部で確認をしている。また、実務基礎科目のうち公法・民事法・刑事法の各実務総合演習では、複数担当者による採点が行われ、より適切な成績評価を行うよう工夫している。こちらも各教員から提出された採点表は、執行部が確認し、適切な評価となっているか検討している。

採点表、成績表、成績分布は、研究科長宛てに提出させ、法科大学院執行部及び教務委員会で検討し、さらに成績分布は教授会に報告している<sup>276</sup>。また、

<sup>275</sup> 【A4】2017年度学修要覧18頁

<sup>276</sup> 【A26】2016年度後期科目別成績分布表、2017年度前期科目別成績分布表

全体の成績分布については学生に対しても発表している<sup>277</sup>。

#### イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験問題、最終検証問題・レポート問題（定期試験を実施しない科目については 15 回目の最終講義時間で最終到達度検証を行う科目あるいは試験期間中にレポート試験を行う科目がある。法律基本科目を除く。）は、はじめに見た教授会決議に基づき、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて出題され、また、その出題が適切なものとなるよう複数担当者の科目では内容の検討を踏まえて出題されている。

試験採点后、すべての法律基本科目・実務基礎科目と一定数の先端・展開科目では、成績発表時に採点講評を配布または LET に掲示し、出題のねらいを明らかにしている<sup>278</sup>。科目によっては別途説明を行う機会を設けている。

#### ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

本法科大学院では、すべての法律基本科目において、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、授業で扱えず学生の自学自習に委ねた部分も試験範囲とする等して、学生が上記の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を履修することができたかを検証している。さらに、定期試験だけではなく、各科目の中間到達度検証や小テスト（授業のはじめや終わりに短時間で行われるテスト）といったテストでも学生の到達度を検証している。これらの、中間到達度検証や小テストは学生にフィードバックされ（評価やコメントを付したものを学生に返却する等の方法による）、学生自身が定期試験までの期間に自らの到達度を自覚し学習が行われるよう工夫をしている。

科目毎ないしは分野別の FD 活動がなされ、成績評価の実施について検討されている。また、法科大学院全体の FD の課題としても検討している。実際の成績評価の結果については、執行部が点検し、教務委員会、教授会で審議している。

また、上でも見たように、各科目で成績評価が決定した後、学生への開示前に執行部が成績評価が適切になされているかを確認する手続を設けており、成績評価の基準やその実施が適切に行われているかを法科大学院として把握している。

#### エ 再試験等の実施

前述したように、再試験は既に 2009 年度に廃止されているので実施していない。

<sup>277</sup> 【A26】 [学生公表]2016 年度後期科目別成績分布表、[学生公表]2017 年度前期科目別成績分布表

<sup>278</sup> 【A23】 2016 年度後期定期試験講評、2017 年度前期定期試験講評

#### (4) 特に力を入れている取り組み

成績評価、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の周知作成については、FD 活動を通じて、教員全体の認識を統一するよう図っている。具体的には、本法科大学院の FD フォーラムでは、法律基本科目における平常点評価の在り方、厳格な成績評価の在り方について検討している<sup>279</sup>。

また、執行部によるシラバス点検や各科目の評価の確認が行われている。

#### (5) その他

本学では 2010 年度より進級制を採用して積み上げの学習を図っているが、2016 年度以降に入学した法学未修者の場合、1 年次配当の法律基本科目 29 単位中 23 単位以上を、2 年次配当の法律基本科目 28 単位中 22 単位以上を習得しなければ、上の学年に進級することができない。また、同様に法学既修者の場合、2 年次（法学既修者 1 年目）配当の法律基本科目 26 単位中 20 単位以上を習得しなければ上の学年に進級することができない。なお、2015 年度以前入学の場合は、2 年次配当科目については 25 単位中 19 単位以上取得しなければならない。

### 2 点検・評価

全体として、厳格な成績評価基準が適切に設定開示され、成績評価が厳格になされている。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特にない。

---

<sup>279</sup> 【A13】 2013 年度第 1 回 FD フォーラム (2013. 7. 2) 「法律基本科目における平常点評価の再検討」、2015 年度第 2 回 FD フォーラム (2015. 12. 15) 「厳格な成績評価の在り方について」

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならないが、100単位程度まで設定されることが望ましい。

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

①本法科大学院における修了認定基準は、「法務研究科則」において定められている<sup>280</sup>。

法務研究科則は、次のように定める。

(専門職学位課程の修了に必要な単位数)

第12条 本研究科の修了に必要な単位数は、別表1の科目より、次の各号に定める単位数を含む99単位以上とする。

- (1) 法律基本科目から59単位以上。
- (2) 実務基礎科目からリーガルリサーチ&ライティング(2単位)、法曹倫理(2単位)、要件事実と事実認定(2単位)、公法実務総合演習(2単位)、民法実務演習(2単位)および刑事法実務総合演習(2単位)を含む14単位以上。ただし、リーガルクリニックⅠ(2単位)、リーガルクリニックⅡ(2単位)またはエクスターンシップ(2単位)のいずれか1科目を修得していなければならない。
- (3) 基礎法学・隣接科目から6単位。
- (4) 先端・展開科目から16単位以上。

(専門職学位課程の修了認定)

第13条 本研究科を修了するためには、修了に必要な単位数を修得したうえで、次に掲げる事項をすべて満たし、法務研究科教授会の認定を得なければならない。

(1)課程の修了に必要な必修の法律基本科目(入学前に他大学院等において修得し認定した単位数を除く。)のうち総単位数の半数以上の科目の成績評価

<sup>280</sup> 【A5】立命館大学大学院法務研究科研究科則

が、B以上であること

(2)課程の修了に必要な単位数に要した科目のGPAが2.5以上であること。

②修了に必要な単位数は、必修単位数からすると妥当と考えられる。また、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた履修がされているかの観点から、法律基本科目については、最低限度の成績評価であるCでも単位を修得すれば修了させるのは妥当ではなく、より高い能力を養成しなければ修了できないとして、必修科目の総取得単位数の半分以上の科目でB以上を要求し、また、全体について必要なGPAを2.5以上としている。

なお、2015年度以前入学者（旧カリキュラム対象者）については、下記の旧研究科則12条及び13条が適用される。

（専門職学位課程の修了に必要な単位数）

第12条 本研究科の修了に必要な単位数は、別表1の科目より、次の各号に定める単位数を含む104単位以上とする。

- (1) 法律基本科目から58単位以上。
- (2) 実務基礎科目からリーガルリサーチ&ライティング（2単位）、法曹倫理（2単位）、要件事実と事実認定（2単位）、公法実務総合演習（2単位）、民法実務演習（2単位）および刑事法実務総合演習（2単位）を含む14単位以上。ただし、リーガルクリニックⅠ（2単位）、リーガルクリニックⅡ（2単位）またはエクスターンシップ（2単位）のいずれか1科目を修得していなければならない。
- (3) 基礎法学・隣接科目から4単位。
- (4) 先端・展開科目から24単位以上。

（専門職学位課程の修了認定）

第13条 本研究科を修了するためには、修了に必要な単位数を修得したうえ、次に掲げる事項をすべて満たし、法務研究科教授会の認定を得なければならない。

- (1)必修の法律基本科目のうち、N認定の科目を除き、半数以上の科目の成績評価が、B以上であること
- (2)①課程の修了に必要な単位数に要した科目のGPAが2.5以上であること。
- ②修了に必要な単位数は、必修単位数からすると妥当と考えられる。また、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた履修がされているかの観点から、法律基本科目については、最低限度の成績評価であるCでも単位を修得すれば修了させるのは妥当ではなく、より高い能力を養成しなければ修了できないとして、必修科目の半分以上の科目でB以上を要求し、また、全体について必要なGPAを2.5以上としている。

## (2) 修了認定の体制・手続

修了認定は、本法科大学院の専任教員からなる修了判定委員が、コンピュータデータ化された成績一覧表を厳密に点検することで実施している。点検結果は修了判定委員会、法科大学院教授会の審議を経たうえで議決されている<sup>281</sup>。

## (3) 修了認定基準の開示

立命館大学大学院学則に統合された法務研究科則は学修要覧にも掲載され<sup>282</sup>、オリエンテーションにおいても説明し<sup>283</sup>、開示している。

## (4) 修了認定の適切な実施

### ア 修了認定の実施状況

2016年度修了認定の実施状況は以下のとおりである。

#### 【前期修了】

対象者	修了合	否	修得単位数		
			最多	最小	平均
7名	6名	1名	108	94	103

#### 【後期修了】

対象者	修了合	否	修得単位数		
			最多	最小	平均
37名	31名	6名	122	90	108

### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については各科目で示され、評価されており（前述6-1参照）、それとは別に独自の修了認定は行っていない。修了認定の基準については、つねにカリキュラムの改革とあわせて、教務委員会、教授会で議論している。

## (5) 特に力を入れている取り組み

特に力を入れている取り組みはない。

## (6) その他

<sup>281</sup> 【A6】 2016年度第1回前期修了判定委員会議事録、2016年度第10回法科大学院教授会(2016.9.6)議事録「2016年度前期修了合否判定結果について」、2016年度第2回後期修了判定委員会議事録、2016年度第21回法科大学院教授会(2017.3.7)議事録「2016年度後期修了合否判定について」

<sup>282</sup> 【A4】 2017年度学修要覧22頁以下

<sup>283</sup> 【A17】 2017年度オリエンテーション資料「カリキュラム・履修の進め方ガイダンス」



その他に記載すべき点はない。

## 2 点検・評価

修了認定の基準が「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえて行われている。また、修了認定が開示された修了認定基準に従って客観的に実施されている。

## 3 自己評価

A

## 4 改善計画

特にない。

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

(ア) まず、成績の説明、試験に関する解説・講評を行っている。少なくとも法律基本科目と実務基礎科目ではすべての科目につき採点講評を提出することとされている(書面又は LET 上へ掲載による)。個々の学生への、評価理由の説明は、制度化はされていないが、個々の学生が質問に行けば口頭で解答される。試験後、試験について質問に来る学生は、それほど多くはない。また、(イ)で触れる疑義照会制度によれば、書面で質問に対する回答を得ることもできる。

(イ) 本法科大学院には、成績疑義照会制度及び成績異議申立制度がある<sup>284</sup>。成績疑義照会制度は、成績発表後、成績評価に疑義がある場合、発表の日を含めて3日以内に所定の文書で申請すると担当教員から文書によって回答が行われる制度である。一方で、成績疑義照会制度は、上記の疑義照会に対する回答にさらに異議がある場合、上記の回答書の回答日を含む3日以内に所定の文書で異議申し立てをする。この場合、教務委員会が必要と認める場合には、成績評価検討委員2名を任命し、成績評価を再検討する。異議申立に理由があり、成績評価変更の必要があると判断する場合は、教務委員長が成績再評価の勧告を担当教員に対して行うことになる。

(ウ) 2016年度の成績疑義照会と異議申し立ての状況は以下のとおりである<sup>285</sup>。

年度	疑義照会	異議申立
2016年前期	3件	1件
2016年後期	9件	1件

###### イ 異議申立手続の学生への周知等

4月に配布される学修要覧で示しているほか<sup>286</sup>、オリエンテーション及びガイダンスにおいても学生に周知をしている<sup>287</sup>。

<sup>284</sup> 【A4】2017年度学修要覧31頁

<sup>285</sup> 【A6】2016年度第13回法科大学院教授会(2016.10.11)議事録「2016年度前期 成績疑義照会および異議申立について」、2016年度第22回法科大学院教授会(2017.3.22)議事録「2016年度後期成績疑義照会状況について」

<sup>286</sup> 【A4】2017年度学修要覧31頁

<sup>287</sup> 【A17】(在学生用)2016年度後期成績発表・2017年度受講登録ガイダンス資料「成績疑義照会制度・成績異議申立制度について」

【A17】(新入生用)2017年度オリエンテーション資料「カリキュラム・履修の進め方ガイダンス(成績疑義照会制度・成績異議申立制度について)」

## (2) 修了認定における異議申立手続

### ア 異議申立手続の設定・実施

修了判定に対する異議申立の内容については、修了認定異議申立制度内規<sup>288</sup>に定めたとおりである。修了判定に日を含めて3日以内に所定の用紙で申立てを行われると、教務委員会で修了判定検討委員2名が任命され、担当教員から成績評価資料の提供を求め、成績評価過程と評価結果について確認したうえで、報告を得て、さらに教務委員会で審議の結果、回答文書を作成し、学生に交付している。

2016年度の修了判定に対する異議申立ては12件であった。(これらについては、上述の手続にのっとり対応し、申立てに理由はないと判断した。)

### イ 異議申立手続の学生への周知等

4月に配布される学修要覧で示しているほか<sup>289</sup>、オリエンテーション及びガイダンスにおいて学生に周知をしている<sup>290</sup>。

## (3) 特に力を入れている取り組み

特に力を入れている取り組みはない。

## (4) その他

他に記載すべき点はない。

## 2 点検・評価

上記のように修了認定に対する異議申立制度が完備されており、適切に実施されている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特にない。

---

<sup>288</sup> 【A5】 修了認定異議申立制度内規

<sup>289</sup> 【A4】 2017年度学修要覧 31頁

<sup>290</sup> 【A17】 (在学生用) 2016年度後期成績発表・2017年度受講登録ガイダンス資料「成績疑義照会制度・成績異議申立制度について」

【A17】 (新入生用) 2017年度オリエンテーション資料「カリキュラム・履修の進め方ガイダンス (成績疑義照会制度・成績異議申立制度について)」

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容  
法曹にとって「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」という2つのマインドと7つのスキルの涵養が必要であることは異論のないところであり、法教育の基礎をなすものであるととらえている。社会にあって一定の影響力を有する法曹は、法曹としての自覚のもとに、自らの良心と信念に基づき社会の実態とその動向をとらえながら、社会及び司法制度に対する使命・役割を果たさなければならない。これに加えて本法科大学院は、法曹は現在の国境を越える法的課題に対処していくべき使命・役割を果たすことが求められているととらえており、「GCL」としてのマインドをも涵養していくべきであると位置づけている（1-1-1参照）。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教務委員会、教授会で審議した上で設定し、文書で配布している。マインド・スキルの適切性については、カリキュラムの改革の議論のなかで、毎年検証している。また、カリキュラムの見直しなどのについては、本法科大学院を修了し実務に就いている法曹からの意見をも反映させている。

（ウ）科目への展開

各科目で目標とされるべき水準は、1年次、2年次、3年次それぞれの段階的学習に応じて、設定されるべきと考えている。1年次は講義科目で徹底して基礎を学ばせ、2年次は各法の運用能力を高めることをめざす演習によって、応

用力を身につけさせる。3年次には、研究者教員と実務家教員が共同指導する公法・民事法・刑事法の実務総合演習を通じて、法領域横断的・複合的問題への対応能力を高める。さらに、専門性の涵養という点では、単に多分野の専門科目を断片的に学習しても専門性は身につかないので、先端・展開科目に「税法務」、「国際公法」、「環境法務」、「倒産処理法務」、「国際私法」、「労働法務」、「経済法務」、「知的財産法務」の8つの科目群によって重点的な力をつけさせることをめざしている<sup>291</sup>。この基本的考え方は、カリキュラムを考え、見直しを担当している教務委員会、教授会を通じて共有している。

#### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

最低限修得すべきマインドとスキルについては、法律基本科目を中心に「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参照しつつ「最低限修得すべき内容」を設定して書面化し、関連分野の教員及び全学生に周知している（前述6-1参照）<sup>292</sup>。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

「最低限修得すべき内容」は、2009年度第16回教務委員会での審議、FDフォーラム（2009年度第3回「コア・カリキュラムについて」）での意見交換<sup>293</sup>、部門会議による各法律分野ごとの具体的な検討を経て、2011年9月20日の教授会で提起がなされた。この間の議論プロセスを経て、「最低限履修すべき内容」の設定の意義、各科目における設定のガイドラインについては教員間で共通認識を深められたと考える。設定内容の適切性については、毎年度当初に、新入学生への配布の際に内容を点検しており、この際に各部門で検討を行っている。

既述のように、設定当初に、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を各分野で検討し、概ねこのモデルに基づき項目内容の設定を行うこととした。

(ウ) 科目への展開

1年次の法律基本科目においては専門知識や基本的な専門的思考方法の徹底した修得、2年次の演習科目においては1年次の学習を基礎として各法の具体的な運用能力の修得を、3年次においては公法、刑事法、民事法の各「実務総合演習」や「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」「エクスターンシップ」のような実務科目の履修と合わせてにおいてより高度で実務的な問題への解決能力の修得を、目標とすべき水準に設定している。なお、各科目間の段階的発展性と体系性については5-1、5-2参照。

<sup>291</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット4頁

<sup>292</sup> 【A31】法科大学院の学生が最低限修得すべき内容、この内容は印刷の上、新入生全員に配布している。

<sup>293</sup> 法科大学院ホームページ「FD活動(FDフォーラム)」

[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況  
入学者選抜においては、豊かな人間性、外国語能力、理解力、説得力の有無などを確認しようとしている（前述 2-1 参照）。書類選考において英語等の外国語能力にも配点を行い、志望理由書と自己アピールを重視している。ここでは、さまざまな経験を法曹としてどのように生かすかを、きちんと分析し、説得的に述べられているかを評価している。未修者に課せられる小論文では、紛争において相手方や仲裁役を説得するという法曹に求められる理解力、分析力、説得力などの基本的な力を文章で表現できるかを試している。

法曹に必要なマインド・スキルの養成については、以下のような科目において行っている<sup>294</sup>。

## 2つのマインド

### ア 法曹に必要なマインドの養成

#### 「法曹としての使命・責任の自覚」

これを養成するために、「司法制度論」（選択科目、2単位）、「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」および「エクスターンシップ」（2単位、選択必修）を置く。とりわけ、臨床系科目である「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」および「エクスターンシップ」は選択必修であって、修了までに全学生が履修すべきものとなっており、これによって現場での職業法曹や法律専門家の具体的な職業イメージを得ることとする。

#### 「法曹倫理」

これについては、「法曹倫理」（2単位、必修）を置いて、その涵養に努める。この科目では、法曹三者の倫理に関する法令、職業倫理、基準の内容を理解すること、弁護士倫理について、誠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持等の内容を理解すること、弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解することを求める。

### イ 法曹に必要なスキルの養成

法曹に必要なスキルとして、(ア) 問題解決能力、(イ) 法的知識、(ウ) 事実調査・事実認定能力、(エ) 法的分析・推論能力、(オ) 創造的・批判的検討能力、(カ) 法的議論・表現・説得能力、(キ) コミュニケーション能力が挙げられる。これら7つのスキルについては、必修科目（法律基本科目の演習科目、実務基礎科目の総合演習科目）において、分野ごとに具体化して、これらの養成に努めるが、とりわけ、総論的には次のような科目で、これらの能力の養成を図る。

#### (ア) 問題解決能力

とりわけ、先端的で日々の状況の変化が見られる領域での科目が重要である。

<sup>294</sup> 【A16】各科目のシラバス参照

本法科大学院では、「紛争解決と法」において、各種紛争の問題解決のための処理方法を含めて考える授業を展開するとともに、「生命倫理と法」、「法と心理」、「ジェンダーと法」といった基礎法学・隣接科目において、日々変化する状況に応じた問題発見と解決の能力を養成する。そのほか、「英米私法」、「中国法」、「外国法務演習Ⅰ」、「外国法務演習Ⅱ」（いずれも2単位、選択）という先端・展開科目において、国外から日本法を見る目を養う。

#### (イ) 法的知識

基礎的法的知識や専門的法的知識は、主として、法律基本科目および先端・展開科目に配置された科目で、各論的に養成するが、法情報調査に関しては、総論的に、「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位、必修）において養成するものとする。

#### (ウ) 事実調査・事実認定能力

この能力の養成は、総論的には、先の「リーガルリサーチ&ライティング」のほか、「要件事実と事実認定」（2単位、必修）において行う。また、「民事裁判総合研究」（2単位、選択）を設置して、必要のある者には、さらなる学習の機会を用意する。

#### (エ) 法的分析・推論能力

この能力の養成は、主として各論分野で行われるが、先の「要件事実と事実認定」のほか、基礎法学・隣接科目の「現代法理論」（2単位、選択）において、現代の法哲学および法学方法論を学ぶ機会を提供する。また、同じく基礎法学・隣接科目の「法の歴史」（2単位、選択）においても、歴史的な法の考え方を学ぶ機会を提供する。

#### (オ) 創造的・批判的検討能力

この能力もまた、主として各論的に、各種の演習科目で養成するものである。同時に、実務基礎科目である「公法実務総合演習」、「民事法実務総合演習」、「刑事法実務総合演習」（いずれも2単位、必修）において、各分野を総合し、実務的観点を入れて、創造的・批判的検討能力を養成する。

#### (カ) 法的議論・表現・説得能力

この能力は、主として、先端・展開科目の中の演習科目で養成するものとする。そこでは、模擬裁判やディベートなども活用して、自己の意見を表明するとともに相手の意見を分析し、交渉を進める能力を養う場を提供する。

#### (キ) コミュニケーション能力

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の能力は、先の先端・展開科目にある演習科目のほか、「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」、「エクスターンシップ」の臨床科目研修で養成する。加えて、「リーガルクリニックⅡ」の受講者には、先端・展開科目の「司法臨床研究」（2単位）の受講を推奨している

295。

<sup>295</sup> 【A17】2016年度後期成績発表・2017年度受講登録ガイダンス資料「(新L3・S2)2017年度リーガルク

修了認定においては、これらの能力は、法科大学院の履修カリキュラムで展開される、基礎力と応用力を養う講義科目や演習科目、あるいは実践力を身につけるための実務科目を履修し、最終的には修了に必要な単位を修得するのみならず、法律基本科目の半数以上でB評価以上を取得し、GPA2.5以上というさらに厳格な要件のクリアを求めることにより、得られると考えている<sup>296</sup>。

#### ウ 国際性の涵養

国際性の涵養をめざす科目として、基礎法学・隣接科目の中に英米法基礎、先端・展開科目の中に英米私法、中国法、外国法務演習Ⅰ・Ⅱ<sup>297</sup>、国際人権法務、涉外弁護士実務、英米契約実務を開設しているほか、国際関係私法Ⅰ・Ⅱ、国際関係私法演習、国際民事訴訟法、国際関係公法Ⅰ・Ⅱ、国際関係公法演習を置いている。英米法基礎は、WCLから毎年、派遣される現役教授が担当している<sup>298</sup>。

外国法務演習では、WCLとの提携に基づき、夏期休暇期間中にワシントンD.C.で集中的な授業と実地研修を行う。本学において事前研修を受けた後、2週間にわたり、同大学で講義、演習に参加するほか、連邦議会、連邦最高裁判所等の連邦裁判所、州裁判所、連邦・州行政機関、ローファーム（大規模法律事務所）等の見学が組み込まれている<sup>299</sup>。この外国法務演習受講者には、「GCL」の養成という本法科大学院の理念に基づき、受講者の経済的負担を軽減するため1名あたり15万円の奨学金を給付している<sup>300</sup>。

例年2月には外国の法科大学院生や現職の法曹が参加する「京都セミナー」が開催され、本学法科大学院生もこれに参加することができる。2016年度の京都セミナーは、2016年2月6日から10日まで朱雀キャンパスで開催され、参加者は8か国から54名で、授業は全て英語で行われ、オーストラリアと日本の大学教員が講義を行った<sup>301</sup>。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

前述6-3で詳論したように、法務実践の場で法実務に関わっている法曹や企業・地方公共団体等のマインドを感得し、スキルを修得するためにエクスターンシップ、リーガルクリニックⅠ・Ⅱのいずれかの科目を選択必修としている。これらの科目未修者の3年次、既修者の2年次に配置することにより、学生としても法科大学院における法学学習の途中から法曹としてのマインド

---

リニックⅠ・Ⅱ受講生の方へ」

<sup>296</sup> 学位授与基準（ディプロマポリシー）【A2】2017年度法科大学院パンフレット23頁、【A4】2017年度学修要覧4頁

<sup>297</sup> 国際性の涵養については、【A2】2018年度法科大学院パンフレット6頁

<sup>298</sup> 【A16】「英米私法」シラバス参照

<sup>299</sup> 【A2】2018年度法科大学院パンフレット6頁

<sup>300</sup> 【A5】立命館大学法科大学院外国法務演習派遣奨学金規程

<sup>301</sup> 【A52】2016年度京都セミナー実施報告書



とスキルの涵養を意識し、これを反映した学習が可能となるように工夫している。

なお、2015年司法試験においては、最終合格率が全国平均の半分未満の10.5%であった。そのため、2015年第2回FDフォーラム(2015年12月15日)では「厳格な成績評価のあり方」を改めて取り上げ、成績評価基準を中心に教員間で認識の共通化を図った。2016年司法試験においては、合格者数で前年比プラス2名の29名、最終合格率が13.6%となり、全国平均の半分を上回る結果となった。

#### (4) その他

志願者および入学者数の減少に対して、正課の改革、キャリアサポートの充実、奨学金の充実、広報政策の強化等により多面的に取り組む、適切な努力を行っている。

## 2 点検・評価

教員においても学生においても、法曹としてのマインドとスキルの涵養の必要性と重要性を認識しており、その認識の下に、カリキュラムの設定、講義の担当教員の配置、講義内容、リーガルクリニックⅠ・Ⅱ、エクスターンシップの臨床科目の選択必修などによりマインドとスキルの涵養を意識した教育が実施されていると自負している。

## 3 自己評定

### A

## 4 改善計画

国際性の涵養に配慮した機会・取り組みには問題はないが、受講者が多いとはいえないのが現状である。GCLの養成というコンセプトの周知徹底とともに国際的な法的課題に取り組むべき法曹の使命・責任というマインドの涵養に関し、WCLとの提携による研修、外国の法科大学院生が参加する京都セミナー等の実施時期などの参加条件を改善することにより、多くの学生の受講を確保したい。

別紙2 6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係

■憲法分野

科目分野毎に, 下記の項目ア~ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

憲法A、憲法B、憲法C

ア 教育内容	<p>憲法A、Bは未修者の第1年次生指定の科目であり、憲法Cは未修者の第2年次生指定の科目である。憲法A(3単位)では「憲法総論・人権論」を対象とし、憲法B(1単位)では統治機構を対象とし、憲法Cでは憲法訴訟論を対象とし、「できる限り、歴史的及び比較法的視点を与えることに留意して」行われる講義である(シラバス参照)。体系的な知識を修得することを到達目標としているが、事例を取り入れるなど事例との関係にも配慮している。憲法Cはその科目内容の特性上、人権論や統治機構論の知識も必要となることから、2年次に配置している。さらに、2年次後期に憲法演習が配置されるため、憲法分野のシームレスな学習に資するように配置がなされている。</p>
イ 授業の仕方	<p>事前にテキスト指定部分、判例などの資料を読ませておき、提示した問題について予習した上で授業に臨ませ、双方向的な手法を取り入れた講義をパワーポイントも利用しながら実施している。予習課題については、事前にLETに掲載している。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>憲法Aでは、レポートを2回、到達度確認のための小テストを4回実施、憲法Bでは、到達度確認のための小テストを1回実施して、学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業に対する質問を授業後とオフィスアワーにおいて受けるようにしている。また、復習用にLET上に「検討問題」を提示することにより、学生の復習を促進している。さらに、LET上に授業に対応する法学検定問題を指定し、復習しておくよう指示した上で、法学検定試験問題を元とした到達度確認テスト実施している。レポート課題を2回出し、添削して返却している。</p>
オ 出席の確認	<p>毎回、出席表により、出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>パワーポイントを利用して授業を行い、映像によってイメージをつかめるような工夫をしている。</p>

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	未修者対象の授業なので、基本的な事項を中心としており、授業のレベル設定は、対象学年にふさわしいものとなっている。憲法Cは1年次に開講される憲法A、Bをふまえ、かつ他の科目の学修等をつうじて法的素養がある程度あることを想定して授業が行われている。
ク 到達目標との関係	授業は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて構成、実施されている。「導入の質問」を予習として自学自習させたうえで、自学自習内容の確認をしながら、授業が進められる。さらに発展的に、当該論点が事例においてどのように行かされるのかについて、検討問題を出しており、それを復習として自学自習に委ねている。また、レポート課題を出して、それを添削して返却することにより、自学自習を支援している。
ケ その他	期末試験の内容について解説した採点講評を出しているが、そこでは今後の継続的な学習に役立つようなものになるように工夫している。

#### 憲法演習

ア 教育内容	判決を中心に扱いながら違憲審査の基準論について検討する。憲法訴訟での憲法上の争点について主張し、反論する力を習得することを到達目標としている(シラバス参照。3クラス開講し、すべて同一内容である)。事前に検討対象の判決、参考文献及び設問を配布して検討させ、予習課題やそのポイントを提示している。3クラス開講しているので、1クラスは、10人程度となっている。
イ 授業の仕方	事前にテキスト指定部分、判例などの資料を読ませておき、提示した問題について予習した上で授業に臨ませ、双方向的な手法を取り入れた講義をパワーポイントも利用しながら実施している。予習課題については、事前にLETに掲載している。
ウ 学生の理解度の確認	レポートを2回、到達度確認のための小テストを1回実施して、学生の理解度を確認している。
エ 授業後のフォロー	先に指摘したとおり、演習で使用する判例・参考文献が事前に印刷配布され、その中に設問が指示されているので、復習する際にも学習の方向性が示されている。演習は受講生に対して質問しつつ進行するので、受講生の疑問や質問にも即時に対応し、必要となる学習内容を適時に指示して

	いる。提出したレポートは添削して返却している。
オ 出席の確認	毎回、出席表により、出席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	パワーポイントを利用して授業を行い、映像によってイメージをつかめるような工夫をしている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	未修2年次、既修1年次の配当であることから、基礎的な事項の確認をしつつ、違憲審査の基準を中心に検討している。憲法訴訟にかかわる発展的な問題は、先端展開科目で扱うこととしているので、授業のレベル設定は、対象学年にふさわしいものとなっているといえる。
ク 到達目標との関係	授業は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて構成、実施されている。「導入の質問」を予習として自学自習させたうえで、自学自習内容の確認をしながら、授業が進められる。さらに発展的に、当該論点が事例においてどのように生かされるのかについて、検討問題を出しており、それを復習として自学自習に委ねている。また、レポート課題を出して、それを添削して返却することにより、自学自習を支援している。
ケ その他	期末試験の内容について解説した採点講評を出しているが、そこでは今後の継続的な学習に役立つようなものになるように工夫している。

## ■行政法分野

本法科大学院の行政法分野の科目は、行政法Ⅰ（未修 1 年目前期）、行政法 A（未修 2 年目、既修 1 年目前期）、行政法演習（未修 2 年目、既修 1 年目後期）の 3 科目である。

以下では各科目ごとに、フォーマットに沿って説明していく。

### 行政法Ⅰ

ア 教育内容	本講義は、法学未修者の 1 年目の学生を対象とする科目であり、初学者を対象とする科目であることから、行政法の基本概念や法治主義、主要な行為形式（行政行為、行政立法、行政指導、行政調査、行政強制等）と行政手続法の基礎的な知識を取得することを目的とする。このように基本的な判例等の学習を通じて学習するよう配慮している。
イ 授業の仕方	各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問については、すべて事前に LET 上にレジュメを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。
ウ 学生の理解度の確認	<p>双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジュメの最後にはやや基礎知識の必要な問題を「復習問題」として掲載している。復習問題については次の回の講義冒頭で解説する。</p> <p>また、1 単位であり 8 回の講義であるが、開講期間の後半に小テストを 1 度実施し（一部記述式問題を含む）、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。</p>
エ 授業後のフォロー	授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による機会の他、LET 上で項目別に復習のための法学検定の択一式問題を提供し、学生がこれらの問題を解くことによって、到達度を自己検証できるようにしている。なお、これらの点数は教員も把握できるため理解度をチェックする上でも参考となる。
オ 出席の確認	授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジュメにおいても図表を多用し、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	法学未修者1年目の前期の講義と言うこともあり、授業用レジュメに記載している問題は、複雑な事例問題を挙げず、一部穴埋めや択一型のものを含めいている。また、個別法の参照についても最小限に限定するよう配慮している。
ク 到達目標との関係	授業計画・授業内容は本法科大学院が定めた行政法に関する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。同文書には各講義の項目との対照表が付されており、講義との関係は明白である。 同文書は、年度初めに全学生に配布されている。
ケ その他	法学未修者に対する講義であることから、個別法制度の詳細には触れないが、2年目以降の学習の便宜も考慮し、個別法に関する教材も一部利用している。

#### 行政法A

ア 教育内容	本講義は、法学未修者2年目と法学既修者1年目を対象とする講義であり、行政法Iでは触れられていない、行政組織法と行政作用法のうち、応用的な部分を取り上げる。判例等を使った演習型の教材を使用し、個別法を解釈して、行政活動の適法性を受講生が自ら検討することができる能力を身につけることができるよう配慮している。 また、行政不服審査法を中心に、行政救済法の基礎的なしくみの理解も目的とする。
イ 授業の仕方	各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前にLET上にレジュメを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。本講義では個別法解釈が重要であるため、個別法の解釈についても一定の資料を示すなどして、理解の充実を図るようにしている。
ウ 学生の理解度の確認	双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジュメの最後にはやや基礎知識の必要な、時間をかけて検討すべき問題を「復習問題」として掲載している。復習問題については次回の講義冒頭で解説する。 第11回の講義においては、中間到達度検証として論述型の小テストを行い、解説も行う。小テストの答案については、採点しコメントを付して学生に返却している。

	<p>また、講義のはじめに、原則として毎回、5 分間程度の短答型の小テストも実施し、学生の理解度を確認している。短答型の小テストについても、採点后点数を付けて学生に返却している（試験範囲は予習内容である）。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。</p> <p>小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジュメにおいても図表を多用し、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。</p> <p>行政法の基本的な知識を個別法の解釈において適用する能力を身につけるため、判例や判例を素材とした事例型の問題を使い、かつ、個別法の条文を学生が確認しつつ検討を行うよう配慮している。教材では、個別法の条文や施行令レベルのものや要綱についても参照できるよう配慮している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>行政法の基礎知識に基づき、個別法を解釈することができる能力を身につけるため適切な講義となるよう配慮している。</p> <p>また、詳細は後期配当の行政法演習で扱うが、行政救済法の基礎知識についても、本講義で扱っており、個別法の解釈と救済手段について関連づけて考えることができるよう配慮している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>授業計画・授業内容は本法科大学院が定めた行政法に関する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。同文書には各講義の項目との対照表が付されており、講義との関係は明白である。</p> <p>同文書は、年度初めに全学生に配布されている。</p>
ケ その他	<p>個別行政法規の解釈になれていない学生が多いため、本講義では判例の検討等においてできるだけ、個別法の条文を読み、それに慣れるよう教材を作成している。</p>

## 行政法演習

<p>ア 教育内容</p>	<p>本講義は、法学未修者 2 年目と法学既修者 1 年目を対象とする講義であり、行政の行為形式等の基本的な理解を有していることを前提として、行政に関わる争訟を中心とした基本的な知識を身につけ、さらに、具体的な事例を使った教材に基づき、演習形式を取り入れた講義で、身につけた知識の運用ができるようになることを目的とする。すなわち、事実と個別法の条文、さらに、行政法上の知識に基づいて、学生自らが適切な法的救済手段の検討ができる能力を身につけるための科目である。</p> <p>いわゆる行政救済法の主要分野とされる行政争訟と国家補償といった行政救済法全般を扱うが、行政法A で主として取り扱われる行政不服審査については訴訟との関係でのみ扱う。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前に LET 上にレジュメを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、少人数の双方向的な授業を行っている。LET 上で示した主要な設問は、その多くが、ケースブックに掲載されている実際の判例をモデルとした事例型の教材であり、これらを事前に予習し、演習で、双方向的なやりとりを行うことで、具体的な事案の検討能力を身につけることを目的としている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>本講義では、初回を除いて、毎回はじめに小テスト行う（択一型の小テスト 13 回、論述型の小テスト 1 回）。択一型の小テストについては 5 分間で行い、採点后点数を付けて学生に返却している。試験範囲は毎回の予習すべき内容として LET 上のレジュメで示した判例等である。記述型の小テストは 1 回のみだが採点しコメントを付して学生に返却している。</p> <p>双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジュメの最後にはやや長い論述式教材を「復習問題」として掲載している。復習問題については次の回の講義冒頭で解説する。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。</p>



	<p>小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジュメにおいても図表を使い、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。</p> <p>質疑応答においては、学生が自ら適切な救済手段を検討できるよう配慮している。例えば、判例がモデルとなっている教材でも判例と同じ結論が導ければそれでよいとするわけではなく、いくつかの前提を変えることで複数の結論を導きそれぞれの妥当性を検討することを求めるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>教材や復習問題に利用されている教材は、行政法 I や行政法 A の教材よりも個別法や参照条文（法令や要綱を含む）の記載された複雑なものを多くしている。特に開講期間の後半になるほど複雑なものとしている。これらはより実務的な事例に学生が対応する能力を身につけるためである。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業計画・授業内容は本法科大学院が定めた行政法に関する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。同文書には各講義の項目との対照表が付されており、講義との関係は明白である。</p> <p>同文書は、年度初めに全学生に配布されている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>学生との質疑においては、立場に応じた（行政側か原告側か）立論できることに配慮している。</p>

## ■民法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

### 民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ

<p>ア 教育内容</p>	<p>未修の法律基本科目であり、法律学について全く知識がない者でもスムーズに入れるよう、科目配置を工夫している。各科目は、到達度として要求される必要な条文、制度、判例、学説に関する知識を網羅している。</p> <p>また、実務と理論の架橋の点では、設例をできるだけ取り上げ、具体的に考えられるよう工夫し、重要判例は事実関係の概略も含めて解説する等、未修1年の科目であるがゆえに、現実に発生する事件に関心を持たせることを心がけている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>伝えるべき知識量が多いため、授業は講義型が中心であるが、質問を投げかけて考える時間や調べる時間を少しとったり、指名して質問に答えさせる等、講義が一方的説明だけで終わらないよう、学生の理解度を確認しながら、また適度に緊張感を保てるよう工夫をしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>授業中の学生への質問のほか、中間到達度検証のほか小レポート、小テスト等を組み合わせて、理解度の確認をしている。</p> <p>また、成績評価に関わらない形で復習課題や過年度の到達度検証問題、定期試験問題のレポートを奨励し、提出された場合にはコメント等を付して返却することにより、担当教員が学生の到達度を把握するとともに、受講者にも学習上の問題点を自覚させている。</p> <p>民法Ⅴでは4回に1回程度、確認の小テストを行っている。民法Ⅰでは、毎回小テストを実施し、到達度を確認するほか、誤解答が多い問題に対しては授業内で説明をし直す等の対応をしている。民法Ⅱでは、復習課題を毎回出し、任意でレポート提出されれば(毎回半数程度の提出がある)コメントを付して返却している。前期の未修科目では、法律文章や論文の構成に悩む学生も少なくなく、この問題への対応ともなっている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業後には出来る限りその都度質問に応じることとし、授業の終わりには質問に来るよう促すなどの工夫をしている。また、練習問題を出題したり、過去の中間到達度検証、</p>

	定期試験問題等の提出が行われれば、添削して返却を行う等している。
オ 出席の確認	民法Ⅰ～Ⅴは全て座席指定されており、担当者は座席表を持っている。受講者数も10名程度であり、それで空席を確認することによって出席確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	民法Ⅰでは、ウに記載のとおり、小テストを利用して着実な力の涵養に取り組んでいる。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	全科目が未修Ⅰ年次配当であり、基本的な条文、制度、判例の知識を体系的に教えることを目標にしており、この間の毎年の内容の見直しによって、より相応しい内容のものになってきていると考えている。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような民法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

#### 民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ

ア 教育内容	<p>民法を一通り学び、L1配当の民法Ⅰ～Ⅴの知識は有していることを前提に、事案の分析、法律問題の発見、法律解釈と妥当な結論の導出ができるよう設問や判例の選択を工夫している。</p> <p>設問の回では、やや論点を多く含むものとし、判例を素材とする回では、特に事実関係の丁寧な分析、他の類似事案との対比、結論の妥当性の検討を重視している。</p>
イ 授業の仕方	<p>民法演習Ⅰ・Ⅱともに1クラス8名程度となり、より丁寧な指導が可能になった。</p> <p>また、当初から数年間は、学生の報告と質疑という方法をとっていたが、この間の授業経験と、L2、S1の学生実態を踏まえてFDや担当者会議で議論を重ね、現在では学生が予習してきた内容を報告し、それに基づき質疑するスタイルはとっていない。全員が予習していることを前提に、教員が質問し、学生が解答する、随時学生の方からも質問する方法によっている。</p>

ウ 学生の理解度の確認	<p>演習の人数規模が8名程度であるため、1回の授業で1回以上の指名が可能であり、予習の程度やその学生が有している知見の程度はそれによって確認できる。</p> <p>また、成績評価に当たっては、中間到達度検証を各クラスで行うほか、小レポート等を適宜課して到達度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後には出来る限りその都度質問に応じることとし、授業の終わりには質問に来るよう促すなどの工夫をしている。</p> <p>また、練習問題を出題したり、過去の中間到達度検証、定期試験問題等の提出が行われれば、添削して返却を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>民法演習Ⅰ・Ⅱは座席指定されており、担当者は座席表を持っている。それで確認することによって出席確認を十分行える。担当者によっては意見・質問票を兼ねて出席カードを配布し、提出を求めていることもある。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>事実関係の分析は、板書によっているが、担当者によってはパワーポイントを利用して授業進行をしている。パワーポイントを用いることにより、どのような効果が得られるかについては、担当者会議やFDフォーラムを通じて共有化しているが、現在の所、全クラスで統一的に導入する等の判断はない。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>上記のように、事案の分析と条文の適用力を中心としているが、テーマに応じ、前提知識の確認にやや多めの時間配分を行ったり、他方特定当事者の視点からの主張を検討させるなど、最終学年の民事法実務総合演習に接続できるように工夫している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>本法科大学院では別紙のような民法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。</p>
ケ その他	

#### 民法総合演習

ア 教育内容	<p>民法演習Ⅰ・Ⅱでの民法の学習を踏まえて、民法の現代的・先端的な事例、応用事例の検討を通じて、民法の応用・展開力を養成する授業である。</p>
--------	---

イ 授業の仕方	指定した教科書（松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習（第2版）』有斐閣）の中の事例の検討を双方向的に行う。2回の間到達度検証と最終講義において起案を行う。
ウ 学生の理解度の確認	授業中の学生への質問、中間到達度検証を通じて学生の理解度を適宜把握している。
エ 授業後のフォロー	授業後のその場での質問への応答の他、担当者のオフィスアワーで対応している。
オ 出席の確認	毎回出席を確認し、出席簿に記入している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	民法演習Ⅰ・Ⅱで扱うよりも、複雑な事実関係を分析し、それに民法の基礎的な知識を適用し、適切な解決に至る力の涵養を目指している。起案をさせることによって法的文書作成能力を涵養している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	最終学年次の前期の選択科目であるので、既修1年次・未修2年次の民法演習Ⅰ・Ⅱよりも高度な応用力、法的文書作成能力の向上に目標を設定し、それにふさわしい教材を選定し、起案の回数も複数設定している。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような民法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

#### 民法展開演習

ア 教育内容	民法演習Ⅰ・Ⅱでの民法の基本の学習を踏まえて、より複雑な事例を自らの力で分析し、考え方を組み立て、それを的確に表現できる展開力を養成する授業である。
イ 授業の仕方	受講者は担当教員が毎回事前に示す事例問題について、必要な判例・参考文献を自ら探した上で、解答を書面に準備して授業に臨む。その上で、担当者のガイドのもとに受講者が議論を行い、それを通じて各自の分析・組立て・表現の長所と短所を自覚するという双方向型の授業である。
ウ 学生の理解度の確認	授業中の学生への質問、中間到達度検証を通じて学生の理解度を適宜把握している。
エ 授業後のフォロー	授業後のその場での質問への応答の他、担当者のオフィスアワーで対応している。

オ 出席の確認	毎回出席を確認し、出席簿に記入している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	民法演習Ⅰ・Ⅱで扱うよりも、複雑な事実関係を分析し、それに民法の基礎的な知識を適用し、適切な解決に至る力の涵養を目指している。起案をさせることによって法的文書作成能力を涵養している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	最終学年次の前期の選択科目であるので、既修1年次・未修2年次の民法演習Ⅰ・Ⅱよりも高度な応用力、法的文書作成能力の向上に目標を設定し、それにふさわしい教材を選定し、起案の回数も複数設定している。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような民法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

## ■商法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

### 商法Ⅰ、商法Ⅱ、商法Ⅲ

ア 教育内容	<p>未修者 1 年次を対象とする法律基本科目（商法）としては、会社法中の総論・株式・機関を内容とする商法Ⅰ（2 単位）、商法総則・手形小切手法・商行為法を内容とする商法Ⅱ（2 単位）、会社法中の設立・ファイナンス（新株発行・新株予約権・社債）・計算・組織再編を内容とする商法Ⅲ（2 単位）を置いている（合計 6 単位）。この中で、商法Ⅰは前期科目であり、商法Ⅱおよび商法Ⅲは後期科目である。なお、2010 年度から商法Ⅲが新設されたことにより、従来手薄であった会社法中の組織再編等の分野における教育を格段に充実させることが可能となっている。これらの科目では、未修 1 年次の者が、次年度に、既修者とともにクラス編成される商法演習Ⅰ・Ⅱの演習に十分に耐えられるように、徹底した基礎知識の習得を図ることを教育目標としている。特に、共通到達目標が設定される中では、当該目標を開講時に配布・徹底するとともに、毎回の授業においても、当該目標を意識させるべく質問を行う等の取り組みが実施されている。</p> <p>各科目とも 1 クラスであるが、その受講者数は、50 名を下回っており、また定員数削減の効果等もあり、年々その数は低下している。商法Ⅰ・Ⅲについては、共通の標準的なテキスト（神田秀樹『会社法』）を基本書として指定し、毎回、シラバス記載の通りの進行がなされるとともに、前期・後期の教育内容の連続性が確保されている。また、商法Ⅰ・Ⅲともに、予習・復習を前提に、毎回口頭でアトラダムに指名する確認テストが実施されており、緊張感溢れる授業内容となっている。商法Ⅱについては、スタンダードな基本書とそれを補う詳細なレジュメに基づき、ポイントの理解を確実に達成する授業運営が確保されている。</p> <p>直近 2 年度の院生からの授業評価は、3 科目とも、満足な水準にある。</p>
--------	--

イ 授業の仕方	各回の授業で達成されるべき目標は、シラバスで明示されている。未修1年次を対象とする授業であるため、基本的には講義形式を採っているが、商法Ⅲについては、その新設時より、また、商法Ⅰについては2012年度より、毎回、前回の授業範囲につき、アトランダムに指名する形での確認テストが実施されており（毎回10～20問程度）、それを通じ、双方向の議論がなされている。また、商法Ⅱについても、授業中に適宜、確認テストが実施されている。
ウ 学生の理解度の確認	毎回の授業時の確認テストや、アトランダムな質問、あるいは、中間確認検証を通じて、学生の理解度が確認されている。
エ 授業後のフォロー	各教員とも、オフィスアワーや、授業終了後の時間を活用し、学生の質問に懇切に対応している。レポートは実施していない。
オ 出席の確認	3科目とも、出席簿により、学生の出席が確認されている。席配置が固定式のため、欠席者のチェックは容易である。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	商法Ⅰ・商法Ⅲにつき、毎回の授業で、前回の講義範囲につき、アトランダムに指名する形での、理解度確認を実施しており、授業の緊張感が醸成されるとともに、知識の定着が図られている。また、商法Ⅱでも、適宜、確認テストが実施されている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	標準的な基本書に忠実な知識習得が図られており、また、共通到達目標が常に意識されていることから、授業のレベル設定は適切である。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、商法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される確認テストでは、当該目標を踏まえた問題を設定するとともに、当該目標の修得を喚起させるための質疑を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	



## 商法演習Ⅰ、商法演習Ⅱ

ア 教育内容	<p>未修2年次・既修1年次を対象とする、商法分野での法律基本科目演習科目としては、商法演習Ⅰ（2単位）、商法演習Ⅱ（2単位）を置いている（合計4単位）。この中で、商法演習Ⅰは前期科目であり、商法演習Ⅱは後期科目である。</p> <p>なお、現在の科目構成は、2007年度の改正によるものであり、それ以前は、半期集中の商法演習（4単位）科目であったものを、2単位ずつの2科目として再編したものである。当該改正により、単位数としては同じものの、通年化を通じ、商法分野における学生の課題解決力の向上が図られたものと評価される。</p> <p>商法演習Ⅰ・Ⅱは、共通のケース・ブックを使用し、Ⅰでは、機関・株式・企業会計等を扱い、Ⅱでは、ファイナンス・設立・M&amp;A等を扱っている。指定ケース・ブック（丸山秀平・野村修也他編『ケースブック会社法』）は、解説・判例・設問等のバランスがよく、アップデートな改訂がなされていることから、2007年度より一貫して指定教材としている。商法演習Ⅰ・Ⅱを通じ、当該指定ケース・ブックの全ての素材が漏れなく取り扱われている。</p> <p>商法演習Ⅰ・Ⅱは、2016年度より5クラス編成となり、1クラスの受講者数は、7～10名程度と少人数教育の演習として適正な規模となっている。なお、2017年度は、入学者数の減少に伴い、4クラス編成としている。このクラス規模によって、毎回、受講者全員が発言し、議論に参加することが可能となり、演習の実効性が確保されている。4クラスを3名の教員が分担しているが、各クラスとも、共通のシラバスを使用し、また共通の到達度検証や期末定期試験を実施して、教育内容の平準化に努めている。</p> <p>各クラスの授業とも、事前に指名された者による報告とそれを受けた討議、クイズのアトランダムな指名による回答、教員からの重点ポイントレクチャーから、有機的に構成されている。また、半期に2～3回程度、集合形式でのレクチャーを実施し、企業会計・種類株式等のポイントにつき、専門の教員からの重点講義を行っている。</p>
--------	---

イ 授業の仕方	各回の授業で達成すべき目標は、シラバス等を通じて、事前に明示されている。特に、共通到達目標につき、予め周知されるとともに、毎回の演習運営でも、質問等を通じ、常にその水準が意識されている。報告者の報告を踏まえた討議により、双方向・多方向の議論を行う機会を設けているが、少人数教育によって、授業の緊張感が保たれるとともに、議論が活発になされる状況になっている。
ウ 学生の理解度の確認	毎回の報告を踏まえた質疑、クイズに関するアトランダムな質問、中間の到達度検証、期末定期試験により、学生の理解度は確認されている。
エ 授業後のフォロー	各担当教員とも、オフィスアワーや授業終了後の質問受付を通じ、院生の質問に丁寧に対応している。レポートは実施していない。
オ 出席の確認	固定席配置であり、出席簿に基づき、学生の出席状況は正確に把握されている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	担当教員により、判例のコピーや参考文献が適宜配布されている。演習の人数規模から、映像教材が適切とは必ずしも評価されない。少人数教育により、毎回の演習では、報告者以外の者も含め、全ての受講者に発言機会が設けられている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	会社法の全分野にわたり、演習形式で、重要論点が理解できるような運営がなされており、通年で4回の起案機会を含め、授業のレベル設定は対象学年にとって適切である。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、商法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を商法演習Ⅰ・Ⅱのいずれで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。さらに、毎回の授業詳細においても、当該目標のどの部分を予習復習しておくべきかを明示し、授業内で該当事項について質疑を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	

## ■民事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

本法科大学院の民事訴訟法科目については、現在では、民事訴訟法Ⅰ（未修2年目・既修1年目前期）、民事訴訟法Ⅱ（同後期）、民事訴訟法演習Ⅰ（同後期）、民事訴訟法演習Ⅱ（未修3年目・既修2年目前期）のほか、執行・保全法（後期）がある。2016年度実施のカリキュラム改正により民事訴訟法Aが民事訴訟法ⅠとⅡとになったが、現在は過渡期であり、民事訴訟法Aは再履修者対象の科目として残っている。

以下では、民事訴訟法科目毎に記述する。

### 民事訴訟法Ⅰ

ア 教育内容	<p>この講義の目的は、民事訴訟法Ⅱと相俟って、民事訴訟手続の理念を実現するために現行民事訴訟法ではどのような基本的な手続構造や諸制度がとられているか、という手続の概略の理解を共通認識とすることにある。そして、民事訴訟の手続構造や諸制度に関してどのような基本的問題が存在するのかということについて、「コア・カリキュラム」に沿った理解が求められるが、講義では、そのうちの基本的な項目のみを扱うことになる。内容としては、まず民事訴訟法Ⅰにおいて、全体の手続構造と判決言渡しまでの民事訴訟手続を扱う。</p> <p>「要件事実と事実認定」「民事裁判総合研究」「リーガルリサーチ&amp;ライティング」などの担当者とレジュメを交換するなど、情報を共有して、可能な範囲で教育内容の連携・調整をしている。</p> <p>「適切な授業の割合」について数値を挙げて断定することは困難であるが、できる限り学生の目線を前提とした効率的な学修が進むよう、授業の全般にわたり適切な授業をすることが心がけられている。</p>
イ 授業の仕方	<p>教科書に沿って授業が行われるため、シラバスなどで各回で扱われる範囲を示し、効率的な予習が行われることが期待されている。</p> <p>講義科目でかつ扱う範囲が広大であるため、この科目で双方向、多方向を多用することはむしろ効率的な学修につながらないと思われるが、具体的な設問をもとに考えさせる機会は織り交ぜている。</p>

ウ 学生の理解度の確認	双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、理解度を確認している。
エ 授業後のフォロー	授業後の質問に対して時間の許す限り十分な対応を行うとともに、オフィスアワー等の質問受け付けによるフォローの機会を設けている。
オ 出席の確認	授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	各回の最初に前回の復習プリントが配布され、穴埋めをしながら前回の要点が確認されるようになっている。 また、手続法であるため、ビデオも利用して理解に資するようにしている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	初めて民事訴訟法を学修する学生が対象であることを考え、基本から理解ができるような教科書を用い、その内容をさらに口頭でかみ砕いて説明することで、とくに分かりやすい内容となる工夫をしている。前記のような、前回の復習プリントやビデオの利用もそのためのものである。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、民事訴訟法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、その他のいずれで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される前回の復習プリントの穴埋め問題、小テスト、課題の起案の検討などで、当該目標を踏まえた理解の確認を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	

## 民事訴訟法Ⅱ

ア 教育内容	基本的に民事訴訟法Ⅰに準じるが、民事訴訟法Ⅰの内容の理解を前提にして、民事訴訟法Ⅱにおいて、より複雑な内容である判決の効力、請求の複数、上訴などを扱う。 他の科目の単位との関係で選択科目とされているが、司法試験科目でもあるため強く履修が求められ、事実上全員が履修登録している。
--------	---

イ 授業の仕方	各回の授業で扱う課題、基本概念、扱う資料、授業で扱う主要な設問については、すべて事前に LET 上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。
ウ 学生の理解度の確認	双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。 また、一部記述式問題を含む場合は、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。
エ 授業後のフォロー	授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による機会の他、メールによる質疑応答を活用している。
オ 出席の確認	授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	この授業は、授業後にさらに履修すべき、民事訴訟法のさらなる発展的学修の基礎となる事項の学修の場であるので、できるだけ、丁寧な授業をこころがけ、しっかりと基本的知識・理論を学修してもらうよう配慮している。 そのため、授業は、できるだけ多くの学生に、質問をして理解度を確認しながら進行すべく、双方向授業を心がけている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	この授業では、完全な未修生も受講する講義ということもあり、授業用レジюмеに記載している問題は、複雑な事例問題を挙げず、単純で基本的な問題に限定している。また、授業進行も、必ず、教科書の記述内容と条文の確認を経て展開するようにしている。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、民事訴訟法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を民事訴訟法 I・II、民事訴訟法演習 I・II、その他のいずれで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される前回の復習プリントの穴埋め問題、小テスト、課題の起案の検討などで、当該目標を踏まえた理解の確認を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	

民事訴訟法演習 I

<p>ア 教育内容</p>	<p>本講義は、法学未修者 2 年目と法学既修者 1 年目を対象とする講義であり、前期の授業の民事訴訟法 I で学修した基本的な知見・理解を有していることを前提として、さらに、具体的な事例を使った教材に基づき、演習形式を取り入れた講義で、身につけた知識の運用ができるようになることを目的とする。すなわち、事実と個別法の条文、さらに、民事訴訟法上の知識に基づいて、学生自らが適切な紛争処理手続の検討ができる能力を身につけるための科目である。</p> <p>具体的内容としては、訴え提起から、判決言い渡しまでに問題となる論点である、訴えの利益、二重起訴禁止原則、処分権主義・弁論主義、自白などの問題を扱う。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前に LET 上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、少人数の双方向的な授業を行っている。</p> <p>まずは、基本的事項・理論の確認を行い、その後、簡単な事案問題の処理を通じて、修得した知識・理論の応用力を養った上で、判例研究などを行う。以上の学修過程を通じて、具体的な事案の検討能力を身につけることを目的としている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。</p> <p>また、一部記述式問題を含む場合は、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている。小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。</p>

<p>カ 授業内の特 徴的・具体的な 工夫</p>	<p>双方向授業による、徹底した質疑応答により、実務家として要求される、民事訴訟手続の活用能力・事案検討能力・コミュニケーション能力等の涵養を目指している。</p> <p>質疑応答においては、学生が適切な紛争処理手続の検討能力を涵養できるよう配慮している。例えば、判例を検討する場合でも、判例と同じ結論が導ければそれでよいとするわけではなく、いくつかの前提を変えることで複数の結論を導きそれぞれの妥当性を検討することを求めるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年に ふさわしい授 業の工夫</p>	<p>この授業は、前期授業の民事訴訟法Ⅰで学修した基本的な知見・理解の深化・展開を図る授業なので、より理論的に複雑かつ内容的に深い議論の展開を試みている。また、判例研究などを通じて、現実の紛争処理のあり方を議論する中で、実務的感覚の涵養も試みている。</p>
<p>ク 到達目標と の関係</p>	<p>共通到達目標を踏まえて、民事訴訟法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、その他のいずれで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される前回の復習プリントの穴埋め問題、小テスト、課題の起案の検討などで、当該目標を踏まえた理解の確認を行う等の取組みを行っている。</p>
<p>ケ その他</p>	

## 民事訴訟法演習Ⅱ

<p>ア 教育内容</p>	<p>基本的に民事訴訟法演習Ⅰに準じるが、民事訴訟法Ⅱの内容の理解を前提に、判決言い渡し後に民事訴訟手続上問題となる諸問題、上訴・複数請求問題などを扱う。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>この点も、基本的に民事訴訟法演習Ⅰに準じるが、基礎知識の確認とそれを前提にした事例演習が中心となる。</p>
<p>ウ 学生の理解 度の確認</p>	<p>双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。</p> <p>また、この授業では、事例についての起案の提出が義務付けられるが、それをもとに学生の理解度を確認するとと</p>

	もに、より深い理解が進むように誘導される。
エ 授業後のフォロー	授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。
オ 出席の確認	小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている。小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	双方向授業による、徹底した質疑応答により、実務家として要求される、民事訴訟手続の活用能力・事案検討能力・コミュニケーション能力等の涵養を目指している。 さらに、提出された起案の内容について徹底的な検討を加えることにより、学生の法的論理力の向上を図ることが期待されている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	この授業は、前期授業の民事訴訟法Ⅱで学修した基本的な知見・理解の深化・展開をはかる授業なので、より理論的に複雑かつ内容的に深い議論の展開を試みている。また、前記のような事例研究を通じて、現実の紛争処理のあり方を議論する中で、実務的感覚の涵養も試みている。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、民事訴訟法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、その他のいずれかで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される前回の復習プリントの穴埋め問題、小テスト、課題の起案の検討などで、当該目標を踏まえた理解の確認を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	

#### 民事訴訟法 A

ア 教育内容	本講義は、判決が確定するまでを学修する民事訴訟法ⅠやⅡを受けて、その後の、具体的な権利救済手続をめぐる諸問題を扱う。具体的には、強制執行手続の概要、担保権実行手続の概要、強制執行に対する救済手続、民事保全手続の概要などを学修する。
イ 授業の仕方	例年少人数でもあるため、基礎的な知識を教科書の内容



	理解を中心に、徹底的な双方向で確認しながら行う。
ウ 学生の理解度の確認	上で見たように、教科書内容を双方向的にチェックするといった方法で理解度の確認を行う。
エ 授業後のフォロー	授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による。また、少人数の科目であるため、授業時間内でのフォローも行う。
オ 出席の確認	授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	受講者数が少ないことから、学生の個別的指導を行う。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	民事訴訟法の知識を確認しながら、その先の権利の実現やその確保のための理解が進むように、民事訴訟法との関連をとくに踏まえた授業を行っている。
ク 到達目標との関係	共通到達目標を踏まえて、民事訴訟法分野に係る「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を作成し、開講時に配布している。当該修得内容では、当該目標に掲げられた事項を民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ（民事訴訟法Aに相当）、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、その他のいずれかで学習するか、どの部分を自学自習に委ねるかを明示している。授業内で実施される前回の復習プリントの穴埋め問題、小テスト、課題の起案の検討などで、当該目標を踏まえた理解の確認を行う等の取組みを行っている。
ケ その他	

## ■刑法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

### 刑法A

ア 教育内容	<p>未修者1年次生を対象として開設している。刑法Aは、2010年にそれまでの刑法I(2単位)を、刑法Iaおよび刑法1b(各2単位、計4単位)に変更し、さらに、2012年度より刑法Iaおよび刑法1bをあわせて4単位としたものである。4単位としたことにより、総論に加えて各論の一部を扱うことができるようになり、総論と各論との関連についても説明できるようになった。刑法の基礎理論、犯罪論、刑罰論の総論に加えて、各論のうち人格に対する罪を扱い、基本的事項を理解することを目的とする。「共通的な到達目標」を考慮したレジюмеを予め配布している。できるかぎり具体的な設例を用いて、応用力を涵養するようにしている。</p>
イ 授業の仕方	<p>予め配布したレジюме30回分に、各回の授業内容を掲載しており、「共通的な到達目標」に該当する事項には下線を付して、修得すべき内容を明示している。授業中に質問し、また学生に質問を促し、それに答えることにより、双方向的な授業となるよう試みている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>2回に1回小テストを行い、理解度の確認をしている。2016年度は、専ら予習確認のために授業内容に入る前に小テストを行ったが、2017年度は、前回の授業内容と今回の授業内容を含めたものを対象にして、復習および予習を促している。簡単な択一式ないし〇×式の問題に解答させ、学生の理解度を確認するとともに、採点対象とする(平常点に反映させる)ことで、成績評価にも用いている。2017年度は未修者2名なので、十分に理解度を確認しつつ授業を進めることができている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後に質問にくる学生にはその場で対応し、必要に応じてオフィスアワーに来るように指導している。</p>
オ 出席の確認	<p>座席が指定されているので、それにより、毎回、出欠を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>特別な工夫ではないが、新しい判例や立法の動向などについて、適宜、資料を配布して説明している。</p>

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	完全未修の学生にとって、1年間で刑法の総論と各論をマスターすることは、かなりハードな作業である。基本に立ち返って説明することにより、刑法の考え方を身に付けさせるとともに、基礎的な知識および判例の立場を理解させることに重点を置いて授業を進めている。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような刑法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

## 刑法B

ア 教育内容	刑法Bは、未修者1年次生を対象とし、2010年度より、刑法典の犯罪の中から、主として財産犯および社会的法益・国家的法益に対する罪を例にとって、犯罪の成立要件とその法的効果について講義するものであった。刑法Bは、2012年度から刑法Ⅱの名称を変更したもので、刑法Aに引き続いて刑法各論の全体像を理解させるとともに、とくに財産犯と社会的法益・国家的法益に対する罪を重視し、犯罪の成立要件とその法的効果について講義する。また、類似の形式を持つ特別法上の犯罪の解釈についても留意し、実生活において重要な諸領域を網羅するように授業を構成している。
イ 授業の仕方	刑法Bでは、LET上のレジュメに、学ぶべき事柄の詳細を示している。毎回の授業で、受講生のほぼ3分の1程度には、質問することができる。ランダムに指名することで、教育効果を上げることができた。これを引き継いで、刑法Bでも、LET上のシラバスおよび毎回の授業の際に配布するレジュメ（講義項目）に、毎回の講義内容を明示している。また、積極的に双方向・多方向の議論ができる機会を設けている。
ウ 学生の理解度の確認	LET上に各回の予習課題を掲載したうえで、講義の途中、受講生全員に、適宜、簡単な質問に答えさせることで、理解度を確認している。毎回、簡単な「予習確認チェック」テストを実施しているほか、セメスターの中間に「中間テスト」を実施している。

エ 授業後のフォロー	授業終了後に質問にくる学生には相当時間をかけて説明し、週1回のオフィスアワーにおいて対応するほか、事実上、何時でも学生の質問に対応している。
オ 出席の確認	座席が指定されているので、それにより、毎回、出欠を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	板書を活用し、受講生の理解度に応じて臨機応変に授業を進めている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	未修1年生を対象とする講義なので、必ず条文を読ませて、それを確認させるところから始めている。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような刑法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

#### 刑法演習

ア 教育内容	刑法総論・各論に関する15のテーマにつき、主要な判例とその問題点を検討する内容であり、将来、法曹となるための基礎的訓練を行うもので、法曹養成教育に相応しい内容といえる。3クラス編成にすることにより1クラス10名程度となっており、演習に適切な学生数となっている。
イ 授業の仕方	各クラスにおいて、受講生を4グループ(1グループ2~3名)に分け、各回ごとに割り当てて、授業日の3日前までに各自で作成した事前レポートを、メーリングリストを用いて全員に配信させている(全員が4回提出)。 受講生は、事前配布の資料と判例およびこの事前レポートを読んだうえで参加することを義務づけている。質問と解答、要点の説明を繰り返すことで多方向となるようにしているが、学生同士の双方向の議論にはなっていない。
ウ 学生の理解度の確認	4回的事前レポートおよび中間試験・期末試験の答案を採点するとともに、授業における質疑応答で理解度を確認している。
エ 授業後のフォロー	全クラスで、事前レポート、中間試験・期末試験の答案を添削して返還し、見直すように指導している。授業後の質問にかなり長時間を使って対応するとともに、オフィス

	アワーでの質問に対応している。
オ 出席の確認	座席が指定されているので、毎回それで確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	クラスによっては、報告やレジュメを利用して発言や説明をするとき、当該箇所を教室備え付けの教材提示装置を使用している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	未修2年・既修1年の学生が対象なので、基礎知識を確認しつつ、判例の論理を理解させることに主眼を置いて授業している。クラスによって、具体的な対応には違いがあるが、基本的な学習のまとめができるように、応用的論点と基礎知識の関係を詳しく説明するなどの配慮をしている。
ク 到達目標との関係	本法科大学院では別紙のような刑法関連科目の到達目標を定め、学生に配布しており、この到達目標を実現するために各回の授業内容を編成している。
ケ その他	

## ■刑事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

### 刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ

ア 教育内容	<p>刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱは2年次生を対象に配当されている。いずれも2単位である。</p> <p>刑事訴訟法Ⅰは、刑事訴訟法のうち捜査、起訴、公判手続を扱い、手続的思考方法の修得と適正手続の要請と処罰の必要という2つのベクトルに配慮した考察態度の涵養を目的とし、捜査から公判に至る刑事手続の基本ルールの修得を目指している。</p> <p>刑事訴訟法Ⅱは、刑事訴訟法のうち、証拠法と裁判を扱い、証拠能力、証明、事実認定論、実務における証拠の取扱いに関する判例理論を修得すると同時に、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則がどのように実際の裁判手続で適用されているか、刑事手続の動的な特質を把握することを目的としている。証拠法分野の基本ルールの修得と、裁判並びに上訴に関する諸原則の修得のため、刑事訴訟法Ⅰとともに刑事裁判手続実務を念頭においた講義内容、教材（指定判例、質問内容等を記載したレジュメ）に工夫されている。</p>
イ 授業の仕方	<p>授業に先立って、予習のためのレジュメを少なくとも授業開始1週間前までにLETの各回授業欄、お知らせ欄に掲示するなどしている。そして、試験や中間試験の実施時期を授業の冒頭で指示している。</p> <p>そのうえで、刑事訴訟法Ⅰは、上記教材の予習を前提として、概ね双方向的な授業が展開されている。またLET上で利用できる択一式問題（基礎力確認テスト等）が可能なように設定されており、学生が自主的に復習し実力を確認できるようにされている。刑事訴訟法Ⅱでも、基本的には同様の方法が採用されている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>刑事訴訟法Ⅰでは、授業時間の最後の5分間で、当該授業で学んだ判例規範を用いた簡単な事例問題を受講生全員で考えさせるなどしている。また授業後には、LETの各回授業欄に簡単な復習問題を掲載して自己学習に役立つように配慮している（以上、一部クラス）。その他、中間試験を実施して、比較的長文の事例問題の起案を行わせている（全</p>

	クラス共通)。刑事訴訟法Ⅱでも、基本的には同様の方法が採用されている。
エ 授業後のフォロー	授業後の質疑応答は、基本的に、教室内で時間の許す限り対応している。時間内で対応できない場合は、オフィスアワーやメールを使って対応している。また、事例問題については添削をして返却し（一部クラス）、その内容に関する質問についても、上記同様にきめ細やかな対応を行っている。
オ 出席の確認	授業開始における指定席名簿との照合、授業内での質疑応答の過程で厳重に確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	授業では、詳細な解説レジュメ、パワーポイント、OHP等を活用し、理解を容易にする努力が行われている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	刑事訴訟法を基礎から修得することを目指しているため、基本概念、条文構造・内容の理解を中心にし、加えて、基本的な最高裁判例の射程を理解することを念頭に授業を展開している。
ク 到達目標との関係	授業計画・授業内容は本法科大学院が定めた刑事訴訟法に関する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。同文書には各講義の項目との対照表が付されており、講義との関係は明白である。なお、自学自修に委ねる部分については、レジュメに明示している。
ケ その他	

#### 刑事訴訟法演習

ア 教育内容	判例並びに法令を解釈適用するパターンを修得する。設問への解答を考えながら、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱで学んだ知識や理解を実践的に復習することを目的としている。具体的事実に関し法的分析能力を涵養し、判例を理解する力を伸長させることを到達目標としている。そのため、担当教員の共同により独自の教材（15回分の文章問題）を作成し利用している。
イ 授業の仕方	事前に指示した課題に対して、受講生全員から「検討メモ」を予めメール等によって提出させ、担当者が予習状況を把握した上で演習を実施するように工夫している。

ウ 学生の理解度の確認	<p>担当教員が事前に受講生から送付された検討メモの内容を検討することでまず第1段階の理解度を確認することになる。そのうえで、実際の授業の中で、個別に受講生に質問をして、さらに理解状況を把握することになる。加えて、比較的長文問題の中間レポートによって、授業内容の理解度・応用力を確認することになる（全クラス共通）。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後の質疑応答は、基本的に、教室内で時間の許す限り対応している。時間内で対応できない場合は、オフィスアワーやメールを使って対応している。また、検討メモ、レポートについてはできるかぎり添削をして返却し、その内容に関する質問についても、上記同様にきめ細やかな対応を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>授業開始における指定席名簿との照合、授業内での質疑応答の過程で厳重に確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>授業では、詳細な解説レジュメ、パワーポイント、OHP等を活用し、理解を容易にする努力が行われている。なお、視覚機器活用に懐疑的な意見もあるため、クラスによっては詳細な板書で柔軟な対応をしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>刑事訴訟法の基礎を修得した受講生を対象としているので、具体的事実をより実践的に解決できる能力の伸張を目指して、徹底した双方向授業の展開をこころがけている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>授業計画・授業内容は本法科大学院が定めた刑事訴訟法に関する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。同文書には各講義の項目との対照表が付されており、講義との関係は明白である。</p>
ケ その他	